第14章 環境影響評価準備書について意見を有する者の意見の概要及びそれに 対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 16 条及び第 18 条第 1 項に基づき、令和 3 年 3 月 4 日から 4 月 5 日まで、4 月 26 日から 5 月 26 日まで縦覧に供し、令和 3 年 3 月 4 日から 4 月 20 日まで、4 月 26 日から 6 月 9 日まで意見を求め、提出された意見書は 201 通でした。

環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解 は、表 14.1に示すとおりです。

表 14.1(1) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

		(1) 华畑青にプいての一般の環境の休主の兄が	型からの息兄の慨安と郁巾計画沃定惟有の兄胜 ┃
環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	1	環境影響のない工法を考えていただきたい。工事中重大な環境悪化が発生した場合は、地域の方と改善策を共に考えて、最少の影響ですむようにしていただきたい。	1~7について 計画路線は位置及び基本構造の検討段階 から、集落及び市街地、学校・病院その他 の環境の保全についての配慮が特に必要な
	2	工事に当たっては、住民の安全確保と生活環境及び自然環境の保護が最優先課題と考える。是非住人の安全確保と生活環境に 悪影響の及ぶことのない工事を計画して戴 きたく、切に念じる。	施設、重要な地形及び地質、注目すべき生息地、重要な植物群落、主要な眺望点及び景観資源、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源、現在確認されている文化財の通過をできる限
環境	3	次の世代に昔ながらの里山を残していく ことがとても大切なことだと感じている。 今回のバイパスの予定地区はすべて、心の ふるさとと言える大事な場所ばかりである ので、どうぞ、存分な配慮をお願いした い。	り回避するとともに、自然環境及び土地の 改変量を極力抑える計画としています。 また、各環境要素について事業者が実行 可能な範囲内で環境保全措置を講じること により、計画路線が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図ら
吳全般	4	バイパス近隣の景観、地下水、温泉等の 自然環境、自然災害に対する対策などでき る限り、影響を少なくし、地元住民にてい ねいに分かりやすく説明を行いながら、進 めていってほしい。	れていると考えています。 今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後の周囲の生活環境(土地利用の変
	5	同じ費用と年月を掛けるのであれば、自 然環境や資源に影響を及ぼすことなく、よ り短期間に完成できる効果的な防災対策な 見つかるのではないか。防災対策などの観 点から、市内に広域道路が必要なのだとし ても、最大限に自然環境や資源に影響を及 ぼさない方法を検討していくことが、諏訪 の今後の発展にも繋がると確信している。	化)や自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更並びに交通量等につい路 関係機関と協力し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切に把握してまいります。 さらに、本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査

表 14.1(2) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番		也からの息兄の似安と即川計画大足惟有の兄所
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		この日本の最も古い文化財や習慣が、諏	し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じ
		訪には残っていると言われている。人々は	て適切な措置を講じます。
		豊かな自然に魅力を感じて長野県に住んで	なお、詳細な設計、施工計画の検討にあ
		いたり、移住してきたりするのだと思う。	たっては、事業実施段階において、環境影
		諏訪の自然をこのまま、できる限り末永く	響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮
	6	残していくことで、この日本の文化や民度	して行うとともに、測量、地質調査及び詳
	0	が末永く受け継がれて保たれていくのだと	細な設計等を行う各段階において、地域の
		思う。大規模な今回のバイパス事業によっ	方々に理解が得られるよう、具体的な説明
		てこれまで長年にわたり守られてきた貴重	等を行ってまいります。
		な大自然の恵みを失ってしまうことになり	
		はしないか?慎重に今回の事業計画を進め	
		ていっていただくよう切に望む。	
		優れた環境保全を維持しつつ、諏訪広域	
	7	の積極的な経済活動を行うためにも国道 20	
		号諏訪バイパスの早期開通が望まれる。	
		諏訪バイパスの施工に対して色々な事を	8~55 について
		説明してもらうとよけいにこの工事が良い	一般国道 20 号諏訪バイパスについて
	8	か疑問の方が多い。環境の面にしてもとて	は、諏訪地域とその周辺地域における交通
理		も環境が良くなるとは思えない。	混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏
環境			訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交
全般		どれだけ多くの自然環境に悪影響を及ぼ	通不能箇所を解消することを目的とした必
7.00		すかしれない。温暖化をくい止めねばなら	要な道路と考えています。
		ないときに、ムダ使いとしか言いようがな	本事業の整備効果としては、現道の交通
		い。諏訪大社や慈雲寺周辺の景観が全くそ	 がバイパスに転換することによる交通混雑
	9	こなわれてしまい、御柱祭にも大きな変化	の緩和、交通事故の減少、また、集中豪雨
		が出る気がする。遠回りでも、便利という	等が発生し現道が通行止になった場合の地
		だけで道路やトンネルを作ることは絶対さ	域分断・孤立の解消、及び地域産業の活性
		けていただきたい。	化や医療機関までの搬送時間短縮等が期待
		県知事には、事業者を監視、監督、許認	されており、平成 25 年度より実施した計
		可する立場から、県民の命、生活、財産、	画段階評価においても、バイパスの必要性
		県民共通の宝である長野県の自然景観、歴	について確認したところです。計画段階評
		史的景観を守っていただけるよう、再調査	価の中で平成 26 年に実施された意見聴取
		を含め、誠意ある地元への対応がなされる	では、全体の約 8 割の方がバイパスの必要
	10	よう、安心安全な 20 号バイパスが設計さ	性を認識していました。
	10	れるよう、ご指導、ご判断いただきたい。	本環境影響評価は、環境影響評価法及び
			長野県環境影響評価条例、その他関連法令
			等に基づき適切に実施しています。
			準備書第 3 章 (P.3-27) に示すとおり、
			関東地方小委員会での有識者や県民等の意
			見を踏まえ、事業予定者が、配慮書を作成

表 14.1 (3) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 環境	番		
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		人口が減少化に転じたこと、地球温暖化	し、平成 28 年 10 月の国土交通大臣意見を
		が大きな問題として捉えられるようになっ	もって、配慮書の手続きを完了しました。
		たこと、環境保護が重視されるようになっ	その後、事業予定者が、配慮書において複
	11	たこと、社会インフラの変化、社会構造の	数案としていたルート帯のうち、「バイパ
		変化、価値観の変化の点をふまえて、諏訪	ス案 (山側ルート)」を対応方針として決
		バイパス計画を見直す必要があると考え	定しました。なお、選定した理由は以下に
		る。	示すとおりです。
		諏訪市、下諏訪町及び関連地域を取り巻	(理由)
		く環境(人口減、経済活動衰退)は大きく	バイパス案(山側ルート)は、政策目標
		変革しているのにかかわらず計画だけが生	である交通の円滑化、災害(浸水被害、土
	12	きている現状は理解に苦しむ。地域住民の	砂災害等)に強い代替路の確保、交通安全
	12	生活、安全安心な暮らしが担保される計画	の確保を図るとともに、生活環境等に配慮
		であるか、自然環境を守る事ができる工事	し、安心・快適な暮らしづくりや地域産業
		計画であるか等再検討をすべきだと考え	の活性化に寄与する道路です。また、家屋
		る。	への影響、経済性の面でも優れており、意
		計画工事一帯は霧ヶ峰一帯の自然環境下	見聴取で得られた地域のニーズにも応えら
		地域であり地上も地下も同じく守られなけ	れます。
	13	ればいけない特に地下工事は未知の問題を	対応方針の決定を受けて、平成 29 年 4
環	10	多く含み解明されていない課題がある現状	月に方法書を作成し、公告・縦覧しまし
環境全		においては、100%安全安心が担保されるま	た。縦覧期間中に方法書説明会を 4 回開催
般		で調査検討されるべきと考える。	するとともに、一般及び知事から意見を聴
	14	諏訪市・下諏訪町共に、「諏訪の文化」	取しました。方法書の手続きは、平成 29
		への影響が懸念される場所が多いのも問題	年 10 月の知事意見を受け、平成 30 年 1 月
		である。地元住民が大切に保護したり、歴	に項目並びに調査、予測及び評価の手法の
		史を重ねたお寺、神社の近くが工事地点と	選定について、事業予定者からの選定に係
		なっている。今までの環境が守られるのか	る資料の送付をもって完了しました。その
		疑問である。	後、令和2年9月から道路の位置や構造、
		この事業、特に山を切り拓くトンネル工	都市計画原案に関する説明会を開催し、一
		事はやめ、計画全体を見直すべきである。	般から都市計画原案に関する意見を聴取し 、、、
		地球規模の新型コロナウイルス・パンデミ	ました。
		ックと危機的状況にある生物多様性および	計画路線は位置及び基本構造の検討段階
		地球温暖化は関連している。これらは今ま	から、集落及び市街地、学校・病院その他
		での自然破壊が引き起こしたものであり、	の環境の保全についての配慮が特に必要な
	15	これ以上の自然破壊を伴う事業は行うべき	施設、重要な地形及び地質、注目すべき生
		ではない。また事業が計画された 50 年前	息地、重要な植物群落、主要な眺望点及び
		から、環境、社会、交通などの状況は大き	景観資源、主要な人と自然との触れ合いの
		く変わっているが、そのことを踏まえ、改	活動の場及びそれを取り巻く自然資源、現
		めて計画を見直す必要がある。	在確認されている文化財の通過をできる限
			り回避するとともに、自然環境及び土地の
			改変量を極力抑える計画としています。

表 14.1 (4) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	16	50 年近く前の計画は、今にそぐわないと思う。そこまでして、税金を使って、山をけずりトンネルをつくる必要があるのか?いちどこわした自然はかえってこない。	また、各環境要素について事業者が実行 可能な範囲内で環境保全措置を講じること により、計画路線が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避又は低減が図ら
	17	完成まで 10 年以上かかるような大規模な道路を自然を破壊してまで作るのは疑問である。実行するにしても、計画を見直す必要があると考える。	れていると考えています。
	18	多額の予算・経済的負債・環境的負債・将来の利用率やメンテナンスの人材がどれほどかと想像すると、今後の諏訪市や周辺地域にとって、また県や日本の国民にとって、これ以上の元ある自然環境の破壊を伴う大規模事業が有益とは、とても思えない。	
環境全般	19	バイパスを作る事によってプラスになる 事はほとんど無いと思われる。大金と人力 と、環境を変える事は、ムダだと思う。必 ず色々な影響は出る。	
全 般	20	諏訪地域に住む住民にとって現状では自 然環境、生活環境を大きく変えてしまう現 計画は必要ないと考える。	
	21	防災対策云々と言っているが、30年後バイパス完成待ちか。30年後まで待てる災害対策ってまるで必要性が考えられない。目先の利便性を追い、理屈にならない理由をつけ、今の社会は自然環境など考慮、利便性だけでは動かない社会動向になっている。自然環境に負荷を掛けるパイパスは不必要である。	
	22	目先だけでなく将来を見据えて、自然環 境の変化もしっかり考慮していただきた い。	
	23	今後の防災計画は、現存の自然を破壊せず計画されなければ、更なる自然災害を引き起こす可能性を発生させることになり、 気候危機に対する防災計画としては本来の目的と相反するものである。	

表 14.1(5) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
女糸	厅	バイパスを作ることに様々な意味がある	
		ハイハ人を作ることに様々な意味がある にしても、多くの自然を壊し、今までの良	
		き部分をたくさん失うのではないかととて	
	24	も心配になる。諏訪だけにあるものをもっ	
		ともっと大切にしていくことが、未来には	
		大切なのではないか。	
		工事によって地下水の流れを変えてしま	
		えば、取返しのつかないことになる。ま	
	25	た、工事により、地上部でも貴重な緑の自	
	20	然、動植物を失うことになる。自然を壊す	
		公共事業よりも、次の自然災害、新型コロ	
		ナ対策等に、お金を回すべきである。	
		「国道 20 号線諏訪バイパス」の工期が	
		10 年にも及び、その間の工事による地域住	
		民の不安、水象の不安、トンネル工区の残	
	26	土処理、生態系への影響等々…。心配材料	
		があまりにも多く、果たしてこれからの社	
搢		会(少子・高齢化・移動手段の変化)に相応	
環境全		しいかどうか疑問を感じる。願わくばこの	
全般		莫大な工事予算をバイパスではなく、現在	
7.50		の一般国道 20 号線の拡幅、歩道整備の見	
		直しに計上してほしい。	
		古来から、諏訪大社下社、下諏訪温泉、	
		慈雲寺など、下諏訪を代表する名所は、町	
		にとって重要な観光資源であるばかりでは	
		なく、周辺エリアは、地元の住民にとって	
	27	も、生活と密着した「いのちを育む場所」	
		である。かけがえのないこれらのエリアの	
		景観および暮らしを脅かすほどの至近距離	
		に、なぜ敢えてトンネルや取り付け道路を	
		建設するのか。	
		地元住民や後の世代のためにもこの事業	
	28	が必要かどうか熟慮いただき、次世代へ誇	
		れる、豊かな自然環境を残していけること	
		を切に願う。	
		諏訪の自然を護るためにも、都市計画と	
	29	いう観点から見ても、即刻事業を停止して	
		いただきたい。	
L			

表 14.1(6) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14	1	(♥) 平明音に 20・6の一般の境境の体土の兄り	也からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		豊かな自然環境を次世代へ残していくと	
		いう観点からも、住民にとって住みやすい	
	30	都市計画という観点からも、このたび蒸し	
		返されたバイパス事業は最悪である。即	
		刻、事業計画の中止を求める。	
		人口が減少化に転じた、地球温暖化が大	
		きな問題として捉えられるようになった、	
		環境保護が重視されるようになった(自然	
	31	環境は、未来の世代から預かっているもの	
	-	である事)、社会インフラの変化、社会構	
		造の変化、価値観の変化、どのような将来	
		像を描くか。以上の点をふまえて、諏訪バ	
		イパス計画を見直す必要がある。	
		50 年も前に立てたこの計画が今の時代に	
		は合わないこと、そして完成する頃には全	
晋	32	く必要がないということに、もうお気付き	
環境		のことと思う。バイパス工事を止め長野県	
全般		の自然と文化が引き続き守られていくこと	
		をお願いしたい。	
		地球全体に人類全体に、自然災害は無	
		論、経済面も含めて、巨大な影響を受ける	
	33	ことが予想されている地球温暖化対策を、	
		何はさておき優先しておくことが一番では	
		ないかと思いますがどのように考えている か?	
		パ: 異常気象のため、諏訪地域でも豪雪によ	
		表帯	
	34	異常気象の元となる地球温暖化の解消こそ	
		が、一番の解決策では無いか。	
		道路は必要だし便利ですが、必ず自然を	
		変え風景を変えてしまう。水や風の流れを	
		変え、野菜の味を変え、時に災害被害を拡	
	35	大し人命財産に悪影響を及ぼす危険もあ	
		る。価値を下げてしまうような工事の中止	
		を求める。	
		ı	

表 14.1 (7) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
女示	7	「トンネル化するなど、防災面、環境面	
		に配慮されております。」といった文言を	
		諏訪市のホームページにて拝見したが、山	
		を切り崩すことが防災面、環境面に配慮さ	
	36	れているとはとても思えない。大切な自然	
		を破壊しないでいただきたい。自然動植物	
		を保護し、樹木の伐採をしないでいただき	
		たい。粉塵が起こり地下水脈への多大な影	
		響のある工事をしないでいただきたい。	
		計画の目的や実効性、地域社会への影響	
		のどれをとっても疑問が多く、私は支持す	
	37	ることができないが、環境面への影響を考	
		えても到底賛成することはできない。	
		国道の歩道を作ったり、道路の改善、踏	
	0.0	切の高架などの方に力を入れて頂ければ環	
	38	境を大きく壊すことなく、自然と人間が長	
		く暮らせるのではないか。	
	39	近隣の湧き水、温泉、鎮守の森への影響	
環		や掘削土の問題、多くの守られるべき豊か	
環境。		な自然環境を冒して進められる工事であっ	
全般		てはならないと強く願う。	
	40	50 年前の計画時には見つかっていなかっ	
		た活断層があると伺った。大地の力が失わ	
		れ更なる自然災害が引き起こされればバイ	
		パス工事が原因の数々の環境破壊への懸念	
		はぬぐい切れない。	
		今この時代を生きる私たちのすべてに課	
		せられているものは、「未来を生きるもの	
		に、豊かな自然を継いでゆく事」ではない	
		か。自然豊かな環境や、温泉を大切にして	
	41	いく。そんなあり方が、諏訪の街には似合	
		うと思う。この大掛かりな工事は一体、な	
		んのためなのか。経済効率か?利便性か?	
		安易な開発をしてしまったら、取り返しが	
		きかない。この開発計画の見直しを、切に	
		望む。	
		20年にも及ぶの長い工事により、大気汚	
	42	染、環境汚染も進むだろう。1000 億円もの	
		費用をかけて自然を壊し、大気を汚し、環	
		境を汚染してまで必要なものか?	

表 14.1(8) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
女示	7	地球温暖化しているうえでしぜんをこわ	
	43	すのはよくない。	
		残土の処理、バイパスが完成した後の、	
		現在の国道 20 号の維持費、山から流れ出	
	44	ている湧き水の保護、トンネルを建設する	
		ことによる環境破壊等の問題も懸念され	
		る。	
		バイパス事業により自然破壊されると想	
		像すると耐え難い気持ちでいっぱいにな	
		る。一度壊した自然は元に戻らない。どう	
	45	かそこに暮らす方々の思いを最優先に、そ	
		して子供達の心の財産の為に、豊かな自然	
		を残す為、バイパス事業の撤回を強く望	
		む。	
		昔から大切に護られてきた、豊かな山、	
		森、湖、水源、温泉、神社・寺院、とても	
	46	貴重で素晴らしい財産である。事業によっ	
		て、そんな財産が損なわれてしまうことに	
環		なれば、諏訪住民だけの損失ではなく、私	
環境		たち諏訪を想う者のみならず、美しい日	
全 般		本、美しい地球環境を想う多くの人々の損	
		失となる。	
		交通事故が増える、自然環境が汚染され	
		る、予算が莫大すぎる、住民の安全が守ら	
		れない、工事公害が懸念される、以上の観	
	47	点から、地元市民の暮らしと人命にとっ	
		て、このたび蒸し返されたバイパス事業	
		は、不必要というより害悪である。事業を	
		撤回していただきたい。	
	48	壊した自然は元に戻らない。	
		諏訪圏は茅野市や原村以外の自治体の人	
		口が減り続けているというのに、せっか	
		く、大都市からの移住者による人口増が見	
	49	込めそうなチャンスの時なのに、環境破壊	
		のイメージを強く植え付けるようなトンネ	
		ル・道路工事に着工しようとしているの	
		か。	
		バイパス工事による自然破壊の方が観光	
	50	に影響する。	
Ь		<u> </u>	

表 14.1 (9) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	-,5	世界中が持続可能な社会に目を向けてい	
		る。これまでのような環境破壊へと繋がる	
	51	恐れのある計画では世界中の流れと逆にな	
		ってしまわないか。今の私達世代ができる	
		ことは開発ではなく蘇生だと思う。	
		諏訪バイパスの案が出た後でもう高速道	
		路つくった。人口減っている。交通量だっ	
	52	て激減している。壊した自然は元に戻らな	
		い。今ある道路を整備してもいないくせし	
		て新しい道路、必要ない。	
		環境汚染が予測される、この度の諏訪バ	
	53	イパス事業を一旦白紙に戻し、地域住民と	
瑨		充分に話し合い、本当に必要な事業を改め	
環境、		て計画して頂きたい。	
全般		人口減少や高齢化を迎える中で、個人や	
		世帯毎に自動車を所有して使われるより	
		も、電車やバスなどの公共交通機関が発達	
	54	したり、徒歩や自転車でも暮らしやすい整	
	01	備がされたり、多様な年代が安全に暮らせ	
		る諏訪地域になった方が良いように思って	
		いる。今あるものを生かしていく方が環境	
		に優しく健全ではないか。	
		住民が快く暮らせる環境づくりが、最も	
		大切な目的なのだから道路を整備して問題	
	55	を解決するより、車がなくても快く暮らせ	
	99	る街づくりへ方針を転換していく方がこれ	
		からの住民のニーズに合っているのではな	
		いカ・?	

表 14.1 (10) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番	10) 卒傭者にういての一般の環境の床主の兄弟 	都市計画決定権者の見解
要素	号	カンウ 砕山 河 早知 ア 毛 さ 加 ふ ス の は 一	FG - F0 7 0) 7
	56	尊い自然山河景観に手を加えるのは、南 北の地震(東北、熊本、滋賀県)や、川の はんらんで甚大の被害、多々の犠牲になら れた方々の事を忘れてはいけない。この自然 な教訓に削ったり深い谷を埋めたり、2 年 線に絞り地元の関係者の要望に耳を傾けけ ることを切望する。 人との接触を避け勉強会など会合を開く ことができない中、現時点で「十分なコミ ュニケーション」が成しえている状況では	56~59について 平成 25 年から平成 28 年に行った計画段 階評価における PI (パブリック・インボル ブメント) プロセスにおいて、複数の計画 案から採用ルートを決定し、その後、道路 の位置や構造に関する説明会、地区毎の個 別説明会等において道路の位置や構造について地域の方々に説明してきました。 道路の位置、構造の検討に際しては、道路の事業目的を勘案しつつ、走行性、アクセス性、安全性とともに、環境面や事業性 等)にも配慮の上、土地利用や他の都市施
環境全般	57	ない。未来のためのより良い計画の為に、 住民が少しでも使いやすい、環境にいい、 良い道の為に計画のスケジュールの見直し もお願いしたい。 地元の人達が一番知っている環境をもう 少し掘り起こして意思を聞いていただきた	設等の計画と総合性、一体性を確保するように都市計画に定めていきます。 また、車線数については、本事業の将来 交通量が最大で約3万台/日となることから、4車線の道路が必要であると考えています。 本環境影響評価は、環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例、その他関連法令等に基づき適切に実施しています。
		い。地元での現地説明を計画していただきたい。	計画路線の必要性を議論するために必要となる現地調査の手法等について、地域の方々からのご意見を幅広く聴くため、平成29年4月に方法書を公告・縦覧し、縦覧期間中に方法書説明会を4回開催するとともに、一般及び知事から意見を聴取しまし、
	59	私たちの住む諏訪市の環境への配慮が真 剣になされておらず、また計画の実行を急 ぐあまり計画の良い点ばかりがクローズア ップされて説明されており、市民に危険や 不利益の起きる可能性が十分に説明されて いない。	た。 現地調査は、方法書に寄せられた住民意見、並びに知事意見を踏まえており、計画路線の特性や周辺地域の状況を適切に把握できるものと考えています。 なお、詳細な設計、施工計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。

表 14.1 (11) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 . 環境	番		地からの息見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		計画通りのバイパスが完成すると、穏や	60 について
		かで静かな日常生活を送っていた我家の環	計画路線は位置及び基本構造の検討段階
		境は大きく変化することになり、居間の窓	から、集落及び市街地、学校・病院その他
		越しにはバイパスが、目線より高い位置に	の環境の保全についての配慮が特に必要な
		映る生活が毎日強いられることとなる。こ	施設、重要な地形及び地質、注目すべき生
		れは環境の悪化以外の何ものでもない。バ	息地、重要な植物群落、主要な眺望点及び
		イパス工事の付帯用地として、トンネルロ	景観資源、主要な人と自然との触れ合いの
		から県道諏訪茅野線までの間の住宅地は買	活動の場及びそれを取り巻く自然資源、現
		収や補償の対象とするべき。	在確認されている文化財の通過をできる限
	60		り回避するとともに、自然環境及び土地の
			改変量を極力抑える計画としています。
			また、各環境要素について事業者が実行
			可能な範囲内で環境保全措置を講じること
			により、計画路線が周辺の環境に及ぼす影
			響についてできる限り回避又は低減が図ら
			れていると考えています。
			なお、計画路線周辺の用地買収について
			は、事業実施段階において、土地の所有者
環境			と個別に相談等を行ってまいります。
境 全		説明会では、四賀地区の地域分断が生じ	61 について
般		ないよう高架構造とするとあるが、高架構	計画路線は位置及び基本構造の検討段階
		造の道路こそが地域分断の要因となり、ひ	から、集落及び市街地、学校・病院その他
		いては地域の過疎化にも拍車がかかる。予	の環境の保全についての配慮が特に必要な
		定路下に居る人々に対しての保障は無論、	施設、重要な地形及び地質、注目すべき生
		バイパスの開通によって生活環境の変化	息地、重要な植物群落、主要な眺望点及び
			景観資源、主要な人と自然との触れ合いの
		の配慮と保障を重視してほしい。	活動の場及びそれを取り巻く自然資源、現在確認されている文化財の通過をできる限
			り回避するとともに、自然環境及び土地の
	61		
	01		改変量を極力抑える計画としています。 また、各環境要素について事業者が実行
			可能な範囲内で環境保全措置を講じること
			により、計画路線が周辺の環境に及ぼす影
			響についてできる限り回避又は低減が図ら
			れていると考えています。
			さらに、本環境影響評価では、環境に及
			ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全
			措置を講じることとしていますが、現段階
			で予測し得なかった著しい影響が見られた
			場合には、環境に及ぼす影響について調査
<u></u>			勿口には、外児に及はり形智にひいし調宜

表 14.1 (12) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	61		し、専門家等の意見を踏まえ、必要適切な措置を講じます。
環境	62	高架であれば環境影響は低くできる。半地下、掘割であれば、環境影響を確認しながらの工事が可能で、影響ありの場合は工事計画を修正できる柔軟性がある。トンネルはシールドを地下に入れたら、後戻りができない。この道路は、半地下、掘割、高架のいずれかにすべきである。	62について バイス案(山側ルート)は、政策目標である交通の円滑化、災害の確保を図り、して、災害等)に強い代替路の・快適なもになり、の影響に配慮し、路であるとともにおりないであるとともにおりないであるとともにおりないであるとともにおります。 見聴なして、平成25年度もので表にもります。 は、半年では、準備工法については、準備工法については、準備工法については、準備工法については、第3章(P.3-16)に示すとおり、NATM 工法を想定しています。 は、決定した。 は、当時では、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。
完全般	63	説明中に、「環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているものと評価」、との文言は、工事ありきの調査、説明に聞こえる。本当に自然保護の立場に立った本格的な調査と専門家の意見の聴取をお願いしたい。	(お説明寺を行うでまいります。) 63 について 環境影響評価法第 2 条第 1 項に基づき、 事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行っています。 評価については、国土交通省令第 26 条第 1 項第 1 号に基づき、「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正により環境の保全についで配慮が適正に基づいて実施しています。 なお、環境影響評価の調査、予測及び評価の内容については、専門家等の助言を受けています。
	64	今一度、各部署集まり合同会議を行って、進むべき将来像の意思統一を図り、環境にやさしい、住んでほっとするような、長野らしい、諏訪湖のほとりにふさわしいまちづくりを考えて欲しい。	64 について ご指摘の要望については、市町へも伝え ます。

表 14.1 (13) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		バイパス工事に伴う危険箇所や環境負荷	65 について
		に対する安全、安心できる工事施工を詳細	計画路線は、準備書第3章 (P.3-28及び
		に分かりやすく明示して欲しい。	それ以降の頁)に示すとおり、位置及び基
			本構造の検討段階から、断層帯、土砂災害
			特別警戒区域に配慮する計画とし、断層帯
			については、トンネル構造での通過をでき
			る限り回避する計画としています。土砂災
			害特別警戒区域については、土工での通過
			をできる限り回避するとともに、土工で通
			過する場合は地形改変を極力少なくする計
			画としています。
			また、詳細な道路構造、施工方法等につ
			いては、事業実施段階において、断層帯、
			土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検
			計します。断層帯については、「道路橋示
			方書・同解説」、「道路土工構造物技術基 準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に
			基づき耐震性能を有する道路設計を行い、
			安全面に十分配慮します。土砂災害特別警
環			
環境全	65		り危険箇所等の位置関係から、地山及びト
般			ンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵
			抗力が低くなると判断される箇所は、トン
			ネル掘削の補助工法等を検討します。ま
			た、施工管理の一環として、計測管理等を
			行いながら工事を実施します。
			工事の実施に伴う環境への影響について
			は、準備書第 11 章 (P.11-1-64 及びそれ以
			降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評
			価を行いました。その結果に応じて、事業
			者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講
			じることにより、環境影響はできる限り回
			避又は低減が図られていると考えていま す。
			°。 また、事業実施段階において、工事の実
			施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容
			について、地域の方々への十分な説明に努
			めます。
			なお、詳細な設計、施工計画の検討にあ
			たっては、事業実施段階において、環境影
			響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮

表 14.1 (14) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	65		して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の 方々に理解が得られるよう、具体的な説明 等を行ってまいります。
環境全般	66	諏訪市はこれから 20 年かけてバイパスを建設し、その間、建設工事のためのグンプカーが市内を1日760 台ほど走ることになる。ものすごい量の粉塵と CO2 が市内が出場に排出され続けていく。人はバイパスが出来上がったイメージはながれれないでの経過においてできるかもしれないがし、それないがした。その経過においての経過においてのと(健康リスクや空気汚染など)、情報もあっかりなどがあまり情報もあったことがあまりのとことにあかりないであれば、のから 20 年先続くことにの住民のかたへのもしまだであか。もしまだであかのもしまだであから 20 年先境しまお願いしたサイズや交通量を見通しもうを進めていただきたい。	66について 一般国道 20 号諏訪バイパパスにつるでに 一般国道 20 号諏訪が近地域におけびでは 混雑のの強いでは、 、本にののののでは、 、本にのの通いのでは のの通いのでは のの通いのでは のの通いのでは のの通いのででは のの通いのででは のの通いのででは のの過いでででは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは のののでは ののででは のののでは でででは のののでは でででは のののでは でででは ののののでは でででは ののののでは でででは のののののでは でででは ののののでは でででは ののののでは でででは ののののでは でででは ののののでは でででは ででは でででは ででででは でででは でででででは でででは でででは ででででは でででは でででは ででででは でででは でででは でででは でででは ででででは でででででは でででは ででででは ででででは ででででは ででででは でででは ででででは でででは でででは でででは でででででで

表 14.1 (15) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	36		なお、詳細な施工計画の検討にあたって は、事業実施段階において、環境影響評価 の結果に基づき環境保全に十分配慮して行 うとともに、測量、地質調査及び詳細な設 計等を行う各段階において、地域の方々に 理解が得られるよう、具体的な説明等を行 ってまいります。
環境全般	37	水量の低下、枯渇は単なる水の資源水してから今まで300年にわたる人々の価値をも失う。又、多くの参拝、植物、全していた、信仰や文化財的価値をも失う。又、多くの参拝、植物、経理)もにである。そこで地蔵寺としてである。そこで地蔵寺として下を求める。 1、リスク低減のためトンネルを1つに減らす。 2、ボーリング調査を複数個所行い地を避け、あまるでは、上ののである。では、大のの完全維持。である。なは容認できない。 4、水質の完全維持。工事により水いである。なは、水は、水質の完全維持。である。では、加持の表に、である。では、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いである。が、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いであるが、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは	67について 1. 本事業は、将来交通量が最大で約3万 台/日となることから4車線の道路が安全 なあると考えております。そのため、安全 な施工及び安定したトンネル構造を構築 のため、上り2車線・下り2車線の2本の トンネルを併設する必要があります。 2. 水象(地下水)の調査地点は、実施 域から約1km の範囲を対象に、広域的よど表にでいては、がら約1km の範囲を対象に、います。 準備 書第11章 (P.11-6-20)に示すとおり、16 箇所を設定し、そのすべてを地下水側にませいで、地下水の水位及び水質の測定を調でした。また、予測及び評価は、現れとしました。また、予測及び評価は、調定といいました。また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、予測及び評価は、また、表別のでは、またが、またが、また、表別のでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが

表 14.1 (16) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
要境全般素	号 67		一リを発していいますのとは、ののは、では、ののとは、では、ののは、では、のの関ででは、できないの関づなど、では、のの関ででは、できないの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関づなど、では、のの関がでは、では、のの関がでは、では、のの関がでは、では、のの関がでは、では、のの関がでは、では、ののでは、では、ののでは、では、では、ののでは、では、では、のでは、では、では、のでは、では、では、のでは、では、では、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

表 14.1 (17) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	68	地蔵寺の水源が減少しては困る。減少した場合、どのような手立てを考えているか?具体的に示していただきたい。	68~69について バイパス案(山側ルート)は、政策目標である交通の円滑化、災害(浸水被害、土砂災害等)に強い代替路の確保を図り、と環境等に配慮し、安心をとといるをであるをであるをしているをであるをであるをして、平成であるをではいて、でいるのといて、では、では、でいてのでは、でいてのでは、でいてのでは、でいてのでは、でいてのでは、でいてのでは、でいてのでは、でいてのでは、でいました。 地蔵寺の湧水は実施区域の山裾側に位置し、その水質が地下水観測孔の水質に類似
環境全般	69	諏訪市天然記念物・名勝に指定されている地蔵寺の湧き水への影響。一度失われたら取り返すことができない。場当たり的な計画にするのではなく、事前に検証できるところまではやりきってからの着手をお願いしたい。	するでは、

表 14.1 (18) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

衣 14. 環境	番		
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
			影響について調査し、専門家等の意見を踏
	69		まえ、必要に応じて適切な措置を講じま
			す。
		諏訪バイパス設計原案が公表されました	70~73 について
		が、自然環境、歴史的景観、文化的景観へ	ルート位置、構造の検討に際しては、道
		与える影響や、保護と対策の説明には到底	路の事業目的を勘案しつつ、走行性、アク
	70	納得できる説明には乏しく、説明自体があ	セス性、安全性とともに、環境面や事業性
		まりにもずさんであり理解できない。形だ	(事業に要する費用や技術的な制約条件
		けではない環境影響評価調査をお願いした	等)にも配慮の上、土地利用や他の都市施
		い。慈雲寺 800 数年の歴史を絶やす事のな	設等の計画と総合性、一体性を確保するよ
		い様よろしくお願いしたい。	うに都市計画に定めていきます。
		工期は 10 年ということですが、10 年後	本環境影響評価は、環境影響評価法及び
		の社会は今より縮小しているはずであり、	長野県環境影響評価条例、その他関連法令
	71	今より規模は大きくなるとは思えない。ル	等に基づき適切に実施しています。
		ート上の慈雲寺などの環境にも影響を与え	調査、予測及び評価は、「技術手法」、
		てまでこの工事が必要なのかもわからな	「長野県環境影響評価技術指針」、最新の
環 境		V'.	科学的知見等に基づき、環境基準等の諸指
全般		慈雲寺は、700 余年の歴史ある古刹で大	標を評価の指標として用いて、適切に実施
列又		切なお寺である。このお寺を守るため幾多	し、その結果を準備書第 11 章 (P.11-1-1
		の人のご苦労がある。檀家ばかりではな	及びそれ以降の頁)に記載しています。そ
		く、地域住民の心の拠所でもあり、多数の	の結果に応じて、事業者が実行可能な範囲
	72	観光客も訪れる。京都にも負けない境内の	内で環境保全措置を講じることにより、環 境影響はできる限り回避又は低減が図られ
		素晴らしいこと、これを維持管理していかなければならないが、この度の件で露頭に	現影音は (さる) 限り回歴 又は 仏 個 が 凶 られ している と考えています。
			しいると与えていまり。
		迷うことのないようにお願いしたい。未来 に禍根を残す事は絶対に避けなければなら	
		ない。今、生きている私達の責任である。	
		ただただお寺を守りたい一心である。どう	
		ぞご英断をお願いしたい。	
		人間として、終の住家としての安心感	
		は、慈雲寺が現存しているからこそであ	
		る。決定設計の変更を強く望む。	
	73		

表 14.1 (19) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	74	慈雲寺は杉並木、並木下の苔、これに続く天然記念物になっている天桂松(赤松)また銀杏や桜などがありこの保護について庭を潤している水脈がバイパス工事によって切断されないか、心配である。地下水脈の調査を行って、心配があれば、もう少しルートを山側(北側)にうつしていただきたい。	74~76 について 慈雲寺の境内の樹林や庭園等の周辺環境 については、準備書第 11 章 (P.11-14- 24) に示すとおり、改変されないこと、ま た、境内の植生は土壌水を利用して生育し ており土壌水と地下水の関連性はないこと から保全されると考えられるため、雰囲気 や利用環境の変化は生じないと予測されま
	75	水源の切断等について、慈雲寺には天然 記念物である樹齢 400 年余の「天桂の 松」、参道一面のコケ、参道の杉並木等が あり、納得のいく水源調査と前記の植物へ の安全性を明確に説明を願いたい。	す。 慈雲寺の湧水は実施区域の山裾側に位置 し、その水質が地下水観測孔と温泉源泉の 中間的な水質であることから、湧水量が変 化する可能性があると予測されます。 そのため環境保全措置として、「観測修 正法による最適な工法の採用(工事前、工
環境全般	76	現在慈雲寺裏側の庭園角からの「涌水」で池が保水されている。更にその浸透水等で寺院前庭園の天然記念物である「天桂の松」や一年中緑に輝く「コケ参道」と杉並木が保たれている。 今後の工事計画の中では、この地下水が育んでいる寺院境内の実情をきちんと把握していただき、守っていただく配慮をぜひともお願いしたい。	事中では、大きな、関係では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

表 14.1 (20) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番	意見の概要	地がらの息兄の似安と都川計画次足権者の兄解 都市計画決定権者の見解
要素	号		
		慈雲寺の北側 25m の所に 20 号バイパス	77~84 について
		延伸とトンネル工事が予定されている。ト	慈雲寺の境内の樹林や庭園等の周辺環境
		ンネルにより地下水脈が切断され、寺敷地	については、準備書第 11 章 (P.11-14-
		内の水枯れが心配される。慈雲寺は境内へ	24) に示すとおり、改変されないこと、ま
		と続く苔むした杉並木や境内には樹齢 400	た、境内の植生は土壌水を利用して生育している。はないない。
		年以上とされる天桂松の前段の風情と庭園	ており土壌水と地下水の関連性はないこと
	77	と本堂の風格あるたたずまいがバランス良	から保全されると考えられるため、雰囲気
		く調和した安らぎと厳格さが同時に感受で	や利用環境の変化は生じないと予測されま
		きるお寺である。このように恵まれた環境	†
		に立地するお寺がトンネルによる地下水の	慈雲寺の湧水は実施区域の山裾側に位置
		枯渇ともいえる危機的事態に直面してい	し、その水質が地下水観測孔と温泉源泉の
		る。充分なる環境アセスメント調査とそれ	中間的な水質であることから、湧水量が変
		に基づく対策を明確にすることを切望す	化する可能性があると予測されます。
		3.	そのため環境保全措置として、「観測修
		慈雲寺裏からの湧水は毎分 5~10 リット	正法による最適な工法の採用(工事前、工
		ルといわれており、この豊富な湧水が、天	事中の地下水の状況を観測し、その結果を
	78	然記念物に指定されている天桂松や門前の	基に最適な施工方法を採用すること)」を
~!!!!		杉並木あるいは参道の苔等の環境保全に多	採用しました。事業実施段階においては、
環境		大な寄与をしているとも考えられる。「ト	詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門
全般		ンネルは地下水に影響する」ということ	家等の意見及び指導を得ながら、ボーリン
川又		は、この湧水にも影響するということであ	グ調査、各種物理探査や検層、その他各種
		り、はじめに計画ありきといった単純な視	調査により、実施区域及びその周辺の地下
		点の評価の結論には疑義を発せざるを得な	水と湧水との関係を明らかにして、環境影響を表現している。
			響評価法に基づく事後調査を実施していき
		環境影響評価書では、地下水位には影響	ます。事後調査の調査期間は、工事前、工
		があると結論し、また町天然記念物「天桂	事中及び完成後とします。
	79	松」もバイパスとの距離が 50m あり、日照	なお、事後調査結果により、事前に予測
		には影響がなく植生には影響なしと結論さ	し得ない環境への著しい影響が見られた場
		れている。しかし、私はこの結果に懐疑的	合は、事業者が関係機関と協議し、専門家
		である。	の意見及び指導を得ながら、必要に応じて
		中央道が出来てから私の私有地(畑)の	適切な措置を講じます。
		横の小さな池も枯れて水路が変ってしまっ	さらに、現段階で予測し得なかった著し
	80	たのを目の当りにしている。慈雲寺の問題	い影響が見られた場合には、環境に及ぼす
		も、水、崖状の土地からして必ず影響が出	影響について調査し、専門家等の意見を踏
		るのは間違いない。	まえ、必要に応じて適切な措置を講じま
		慈雲寺の庭木や苔は豊富な水で保たれて	す 。
	81	いるがトンネル建設に伴い地下水の水脈の	
		切断及び変化が想定され庭木や苔が枯れて	
		しまうのではないか。	

表 14.1 (21) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 環境 要素	番号	意見の概要	地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
女术	7	トンネル工事について最も危惧されるの	
		は工事に起因する地下水脈の変化である。	
	82	それにより現在豊富に湧き出ている地下水	
		が枯渇すれば天桂松、杉、桜等の樹木、苔	
		 等の植性に大きな影響がでる。	
		諏訪の宝とも言うべき慈雲寺の庭園が万	
		ートンネル工事が原因で、地下水が枯渇	
		し、あの素晴らしい景観を失う様な事にな	
	83	ったら大変。今後交通事情も変化し、道路	
		の必要性も変わってくる事も予想される	
		今、本当に国道バイパスが必要か疑問、今	
		すぐ計画を白紙に戻すべきではないか。	
		慈雲寺の杉並木の下のあの美しい"みど	
	84	りの苔"が絶えることのないようにと心か	
		ら祈り心からお願いしたい。	
	85	慈雲寺の真裏は土砂災害特別警戒区域に	85~87 について
	00	指定されているが大丈夫か?	計画路線は、準備書第3章(P.3-28及び
		断層破砕帯を掘るのは、無謀な計画であ	それ以降の頁)に示すとおり、位置及び基
環		る。諏訪地方は南海トラフや糸魚川静岡構	本構造の検討段階から、断層帯、土砂災害
環境全般		造線断層帯に起因する大規模地震の災害警	特別警戒区域に配慮する計画とし、断層帯
般		戒地域である。そうした中において直近に	については、トンネル構造での通過をでき
		ルートが取られている。とても正気の沙汰	る限り回避する計画としています。土砂災
		とは思えない。慈雲寺の真裏は、土砂災害	害特別警戒区域については、土工での通過
	86	特別警戒区域に指定された、急傾斜地でト	をできる限り回避するとともに、土工で通過する場合は地形改変を極力少なくする計
		ンネルロとの距離はわずか数十メートルほ	画としています。
		どである。危険な場所を避ける対策を取る	また、詳細な道路構造、施工方法等につ
		ことが必要であると考える。公共工事の為 に人の命が犠牲になる様なことがなきよ	いては、事業実施段階において、断層帯、
		う、断層帯や災害警戒地域を避けた設計原	土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検
		案の変更をお願いしたい。	討します。断層帯については、「道路橋示
		バイパス工事による災害への懸念につい	方書・同解説」、「道路土工構造物技術基
		て、慈雲寺の真裏は急傾斜地で、特別警戒	準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に
		区域に指定されている。現に、土砂くずれ	基づき耐震性能を有する道路設計を行い、
		が発生し建築物に被害がでている。断層帯	安全面に十分配慮します。具体的には、詳
	0.7	の非常に脆い場所である。	細な地質調査により、工事に支障となる可
	87		能性がある断層帯をできる限り事前に把握
			し、その位置情報を踏まえた施工計画を立
			案して工事を実施していきます。土砂災害
			特別警戒区域については、トンネル構造と
			地すべり危険箇所等の位置関係から、地山

表 14.1 (22) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	87		及びトンネルの安定性を評価し、地すべり 線の抵抗力が低くなると判断される箇所 は、トンネル掘削の補助工法等を検討しま す。また、施工管理の一環として、計測管 理等を行いながら工事を実施します。
環境全般	88	当慈雲寺はバイパスとの位置関係から、 環境影響評価方法書の「主要な眺望点の状況」と位置図に加えていただくように要望 した。しかしながら、今回縦覧された環境 影響評価準備書においても、添付資料 2 で もわかるように当慈雲寺は主要な眺望点と して記載されていない。当慈雲寺とバパスの位置関係は慈雲寺境内地からトンネル 口から 25 メートルしかない。こうした近 距離にありながら眺望点から除かれている ことは、意図的なもので事業者が作成する 環境影響評価準備書の信頼性が疑われるも のだとこの件で感じるところである。そこ で、技術委員会の皆様には公正で正しい環 境影響評価準備書が作成されているのか、 現地を確認していただきたい。	88について 本環境影響評価は、環境影響評価法及び 長野県環境影響評価条例、その他関連法令 等に基づき適切に実施しています。 景観の調査地点については、準備書第 11章 (P.11-12-2 及びそれ以降の頁)に示す とおり、調査地点の選定手順(図11.12.1.1)にしたがって、主要な眺望景観及び身近な自然景観の変化が生じるおそれのある地点を選定した。 慈雲寺については、計画路線が見えないため、評価の必要はないと判断し、調査対象として。 なお、評価の必要はないと判断し、調査対象として誤定しませんでした。 なお、調査地点については、準備書作成前に開催された長野県環境影響評価技術委員会において、「方法書に対する知事意見に基づく調査地点等」を報告し、助言を得ています。
大気質	90	完成までの長い期間、大量の土砂を運ぶ 大型トラックが往来する。トラックはタイヤに付いた土で道路を汚す。雨が降ると泥水溜まりが出来、泥水が乾くと細かい砂塵となり風に舞い降りかかる。大型ディーゼル車の排気ガスも有害である。現在の諏訪の森林豊かな山で作られる美しい大気を汚さないでいただきたい。 ダンプが土埃たてて走り回っているところへ、車に乗って観光にくる人がいるか?絶対に、いない。諏訪の観光業をそうやって、つぶさないでいただきたい。	89~90 について 工事用車両の運行に係る粉じん等、大気質の環境影響評価については、準備書第 11章 (P.11-1-81 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。

表 14.1 (23) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

	<u> </u>	23) 準備書についての一般の環境の保全の見ま	地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
安东	91	膨大に走り続ける工事車両による事故の危険と轟音・土埃などの汚染が予測されうる。	91について 工事用車両の運行に係る粉じん等、大気 質、騒音の環境影響評価については、準備 書第 11章 (P.11-1-81 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行 可能な範囲内で環境保全措置を講じること により、環境影響はできる限り回避又は低 減が図られていると考えています。 なお、工事用車両の運行にあたっては、 通勤・通学の時間帯を避けて通行すること や工事用車両の出入り量を制限する等のないよう配慮する計画とし、工事着手前に地 域の方々へ説明等を行ってまいります。
大気質・騒音	92	バイパス工事及び開通後に発生する粉塵、排出ガスによる影響を最小限に留める方策を施してもらいたい(防護壁の設置、住宅への洗濯用乾燥設備、空気清浄機等の保障)。	域の方々へ説明等を行ってまいります。 92~93 について 本事業による大気質、騒音の環境影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-1-1 及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。 なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ばす影響が見られた場合には、環境に及ばす影響が見られた場合には、環境に及ばす影響が見られた場合には、環境に及ばす影響が見られた場合には、環境に及ばす影響が見られた場合には、環境に及ばする。
	93	車自体の改善が求められる。これについては、車の EV 化により、かなり実現できるはずである。	影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。

表 14.1 (24) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
要素 大気質・騒音	94	宮久保団地(下諏訪町東町中)は窪地にあり梁下になる。トンネル出入口の交差点での信号待ちに関わる音や排気ガスの問題があるため、橋梁上のしっかりした防音防排気ガス等の対策が必要。	94について 本事業による大気質、騒音に係る環境影響評価については、準備書第 11 章 (P. 11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
	95	トンネルの出入口はホコリ・騒音と夜の 車の照明が障害となると思われる。又、地 上より高い処を通りますのでその対策もお 願いしたい。	路事業者に伝えます。 95 について 本事業による大気質及び騒音に係る環境 影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-1-1 及びそれ以降の頁) に示すとお り、トンネル坑口においても調査、予測及 び評価を行いました。その結果に応じて、 事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置 を講じることにより、環境影響はできる限 り回避又は低減が図られていると考えています。 また、車の照明による影響については、 事業実施段階において、著しい影響が見られた場合には、必要に応じて適切な措置を 講じます。

表 14.1 (25) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質	96	工事による地域の影響も数多く発生することも懸念される。工事による騒音、粉塵、振動などはどの程度発生するのか?地域住民にも工事により予測される影響と、それに対する対策など十分に説明をお願いしたい。	96について 工事の実施に伴う粉じん等、騒音、振動 への影響については、準備書第 11 章 (P.11-1-64 及びそれ以降の頁)に示すと おり、調査、予測及び評価を行いました。 その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、 環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。 また、事業実施段階において、工事の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。
・騒音・振動	97	私の住む山の手地区(諏訪市上諏訪)は 開静な住宅地の生活道路から、車の通行量 の多い道路環境(騒音、振動、排気ガス)の 悪い地区となるのが明らかである。利用の 少ないと思われる市内の取り付け道路は廃 止し、諏訪市内はトンネル通過にして頂く よう検討いただきたい。	97について 諏訪市内のアクセス道路については、諏訪地域の発展や沿線地域の利便性の向上といった役割があることから、都市計画の案の段階で検討されており、地域の実情を踏まえて必要な位置に計画しています。 また、本事業による大気質、騒音、振動に係る環境影響評価については、準備書第11章(P.11-1-1及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行により、調査、できる限り回避又は低減が図られていると考えています。

表 14.1 (26) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質・騒音・振動・景観	98	知います。 知います。 知います。 では、いいでは、は、いいでは、は、いいでは、では、は、いいでは、では、は、ののでは、では、は、いいで、は、は、いいで、は、は、は、いいで、は、は、は、いいで、は、は、は、は	98について 本事業による大気質、騒音、振動及び景観、にいいて 大気質についれば降のによる大気質、いいででは、、ではいいでであれば解していいでであれば解していいでででででででででいいでででででででででででででででででででででででで

表 14.1 (27) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質・水象(地下水)	99	水、温泉が無くならない様にして欲しい。そして、トンネル工事で水が出てきた場合、セメントミルクや疑固剤、薬品を使う事は決してやめて欲しい。工事中浮遊物が飛ぶのも心配である。人、自然すべてにおいて環境に良い開発を望む。	99について本事では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

表 14.1 (28) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
要素	100	予測地点 諏訪市四賀 3 について、排水 舗装の敷設措置のみで環境基準をクリアす る値を予測されているが、基準ぎりぎりで ある。環境保全措置を行う事により騒音レ ベル低減を図ろうとしているが、その措置 は排水舗装の敷設のみでなく、遮音壁の設 置もしていただきたい。「基準をクリアす れば良し。」とするのではなく、出来る限 り現状環境の悪化を最小限に留めるという 姿勢で臨んでいただきたい。	ては、基準または目標との整合に係る評価 とともに、現況をできる限り悪化させない という観点を踏まえ、準備書第 11 章
騒音	101	「①自動車の走行に係る騒音」の欄に記載の予測地点⑤「諏訪市上諏訪(山の神周辺)」は基準超過の予測結果の為、環境保全措置として遮音壁の設置を是非お願いしたい。	101 について 自動車の走行に係る騒音の予測地点「5. 諏訪市上諏訪」については、準備書第 11章 (P.11-2-37 及びそれ以降の頁) に示す とおり、「遮音壁の設置 (2.5m)」を採用し ました。
	102	自動車の走行に係る騒音について、下諏 訪町武居南においては、環境保全措置をす れば、基準をクリアできるとしているが、 この地域は閑静な住宅地であるので、ただ 基準をクリアするだけでなく、住民の心的 影響を考慮すると、現在における夜間の騒 音レベルを基準に考えるべきである。	

表 14.1 (29) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	9) 準備書についての一般の環境の保全の見ま 	地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
女术	ク	自動車の走行に係る騒音について、下諏	103 について
	103	訪町武居南においては、高架構造として評価したとしているが、住民説明会においては、盛土と説明されている。評価が良くても悪くても住民説明会で話された盛土で評価するべきである。	自動車の走行に係る騒音について、準備書第 11章 (P.11-2-18 及びそれ以降の頁)に示すとおり、下諏訪町武居南における予測地点は、高架構造区間と盛土構造区間が混在している区間であり、現在想定さ
			れる高架及び盛土構造として予測及び評価 を行いました。 なお、準備書の住民説明会時から予測条 件は変更していません。
騒音	104	寺院では法養葬祭等、「静かな時」を必要とする場面が多々ある。直近の道路、トンネル出入り口の音対策についても配慮、工夫を今からお願いしておきたい。	104 について 本事業による騒音に係る環境影響評価に ついて進備書第 11 章 (P.11-2-1 及び それ以降の頁)に示すとおり、本線及びに それ以降の百道路とともに、トンネル坑口で おいて方道路でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	105	バイパス工事及び開通後に発生する騒音による影響を最小限に留める方策を施してもらいたい(防音壁の設置、住居への改修工事の保障)。施工前後の状況を記録比較して影響の度合いを明確にしてほしい。	等を行ってまいります。 105 について 本事業による騒音に係る環境影響評価に ついては、準備書第 11 章 (P.11-2-1 及び それ以降の頁)に示すとおり、調査、予測 及び評価を行いました。その結果に応じ て、事業者が実行可能な範囲内で環境保全 措置を講じることにより、環境影響はでき る限り回避又は低減が図られていると考え ています。 なお、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響についます。 なお、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について適切な措置を講じます。

表 14.1 (30) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	106	令和2年9月、下諏訪文化センターにおいて開催された説明会の際提出した騒音に係る質問及び同年10月28付け文書に対し、担当者から改めて連絡する旨の架電があって以降回答がない。さらに、令和2年10月17日、高木公民館にて開催された説明会において、重ねての質問に対する回答がない。	106 について
騒音	107	この地区には湖岸道路、JR 中央東線、 国道 20 号、甲州街道(通称旧道)などが 密集し、そこに更にバイパスとなると、騒 音、威圧感、圧迫感など地域住民にとって の負荷が増大するのは明らかである。負荷 を少しでも軽くするためには4車線ではな く2車線による対応が望ましい。	107について 本事業による騒音に係る環境影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-2-1 及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。 また、車線数については、本事業の将来交通量が最大で約 3 万台/日となることから、4 車線の道路が必要であると考えています。

表 14.1 (31) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音・振動	108	残土や工事用車両が工事現場から立石を 通り茶臼山、温泉寺を抜ける道が計画に入 っていると知った。本当か?この道は車が 通り抜けるのがやっと、ましてや歩道もな く人が通勤時間等、歩くのも危険である。 時間外に通るとしても音や振動に悩まされ る。工事期間も十分な説明がされていない。この道は工事用車両用にしないで頂き たい。	108について 調訪を往復する工事用車両の運行ルル 準備書第3章(P.3-18 及びそれの正式 準備書第3章(P.3-18 及の主要地が、準備書事すとお線を想り、2車では、準備書事するとは、準備書等する。 11年の 11年の 11年の 11年の 11年の 11年の 11年の 11年

表 14.1 (32) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	でからの息兄の似安と都川計画沃定権者の兄府 都市計画決定権者の見解
女术	b	今般示された原案について慈雲寺並びに	109~110 について
		信濃の国一之宮諏訪大社に春宮周辺の歴史	計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及
		的景観も破壊され、地元住民の心の拠り所	びそれ以降の頁)に示すとおり、位置及び
	109	である信仰地の文化的景観破壊とそれに伴	基本構造の検討段階から、断層帯、土砂災
		う自然環境の破壊、振動騒音被害、災害誘	害特別警戒区域に配慮する計画とし、断層
		発等含め様々な問題が懸念される。	帯については、トンネル構造での通過をで
			きる限り回避する計画としています。土砂
		諏訪バイパス計画について、自然環境、	災害特別警戒区域については、土工での通
		歴史的景観、文化的景観へ与える影響と保	過をできる限り回避するとともに、土工で
		護対策、災害警戒地域における公共工事の	通過する場合は地形改変を極力少なくする
		安全性の担保を強く要望する。	計画としています。
		自然環境破壞、振動騒音被害、災害誘	また、詳細な道路構造、施工方法等につ
		発、地下水の影響などの問題が起こる事が	いては、事業実施段階において、断層帯、
		心配である。安全、安心できる工事になる	土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検
		ように要望する。	討します。断層帯については、「道路橋示
騒音			方書・同解説」、「道路土工構造物技術基
音•			準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に
振動			基づき耐震性能を有する道路設計を行い、
•			安全面に十分配慮します。土砂災害特別警
水象			戒区域については、トンネル構造と地すべ
地			り危険箇所等の位置関係から、地山及びト ンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵
下			抗力が低くなると判断される箇所は、トン
水)			ネル掘削の補助工法等を検討します。ま
景	110		た、施工管理の一環として、計測管理等を
観			行いながら工事を実施します。
			また、計画路線は位置及び基本構造の検
			討段階から、集落及び市街地、学校・病院
			その他の環境の保全についての配慮が特に
			必要な施設、重要な地形及び地質、注目す
			べき生息地、重要な植物群落、主要な眺望
			点及び景観資源、主要な人と自然との触れ
			合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資
			源、現在確認されている文化財の通過をで
			きる限り回避するとともに、土地の改変量
			を極力抑える計画としています。
			さらに、各環境要素について事業者が実
			行可能な範囲内で環境保全措置を講じるこ
			とにより、計画路線が周辺の環境に及ぼす
			影響についてできる限り回避又は低減が図
			られていると考えています。

表 14.1 (33) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
騒音・振動・水象(地下水)・景観	110		また、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏ま え、必要に応じて適切な措置を講じます。 なお、詳細な設計、施工計画の検討にあ たっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮 して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の 方々に理解が得られるよう、具体的な説明 等を行ってまいります。
騒音	111	諏訪市四賀赤沼区内を通るバイパス道路 について、騒音・振動・日照阻害、地盤沈 下等を考慮し、環境影響評価法に基づき適 切な調査・予測・評価を行い、必要に応じ て対策等を講じていただきたい。	111~112 について 本事業による騒音、振動、日照阻害及び 景観に係る環境影響評価については、準備 書第 11 章 (P.11-2-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行い ました。その結果に応じて、事業者が実行 可能な範囲内で環境保全措置を講じること
『・振動・地形及び地質・日照阻害・景観	112	本件に関し諏訪市四賀桑原区として、今日まで一貫して要望し続けている事項がある。それは高架式の構造は避けて欲しいとするものである。当地特有の軟弱地盤による橋梁倒壊懸念、日照権、騒音、景構造原案では高架式との発表がなされた。敢えて東では高架式で進められるならば、前述の高架式で進められるならば、前述のあるならば、前述の影響が当区に生じないための策を、事業主体の責任として講ずるよう要請する。	により、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えていませる。 なお、本事業では、軟弱地盤と想定される地域において、地下水位の低下・トンネル工事を予定していないを環境影響評価項目に選定していません。 地盤への対応については、準備書第3章 (P.3-28 及びそれ以降の頁)に示すとおり、事業実施段階において、詳細な知りに、事業実施段階において、財産の発生に十分配慮する施工方法等を検討します。 また、高架構造物の設計にあたっては、「道路橋示方書・同解説」等、最新の設計に基づき、耐震性能を有する道路計を行い、軟弱地盤地域でも安全面に十分に配慮します。

表 14.1 (34) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	也からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
	113	高架橋による農地の日照・住宅への騒音対策はどうなるか教えていただきたい。	113 について 本事業による騒音、日照阻害に係る環境 影響評価については、準備書第 11 章 (P. 11-2-1 及びそれ以降の頁)においても予測及でます。 おり、高架構造区間においても予測及で事業 でおり、高架構造区間においてもで環境保全措置限りではな範囲内で環境保全者るでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
騒音・文化財	114	地元住民の心の拠り所である慈雲寺や春宮などの自然環境破壊、騒音被害の問題が起こることは地元の方なら誰しも想像出来る。	114について 本事業による騒音、文化財に係る環境影響評価については、準備書第11章 (P.11-2-1 及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は低減が図られていると考えています。

表 14.1 (35) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番 号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
振	115	地盤がゆるいので、家に振動が来てしま うか、心配である。	115~116 について 本事業による振動に係る環境影響評価に ついては、準備書第 11 章 (P.11-3-1 及び
	116	住居及び居住者へのトンネル工事及びバイパス開通後に発生する振動による影響を最小限に留める方策を施してもらいたい。 施工前後の状況を記録比較して影響の度合いを明確にしてほしい。	それ以降の頁)に示すとおり、調査、予測 及び評価を行いました。その結果に応じ て、事業者が実行可能な範囲内で環境保全 措置を講じることにより、環境影響はでき る限り回避又は低減が図られていると考え ています。 なお、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏ま え、必要に応じて適切な措置を講じます。
動	117	トンネル工事及びバイパス開通後に発生する振動により、開口部となる山の斜面(桑原城址看板部付近)からの落石や崩落が心配される。工事前にトンネル開口部付近斜面の落石や崩落防止を充分に施してほしい。	117 について 本事業による振動に係る環境影響評価に ついては、準備書第 11 章 (P.11-3-1 及び それ以降の頁)に示すとおり、調査、予測 及び評価を行いました。その結果に応じ て、事業者が実行可能な範囲内で環境保全 措置を講じることにより、環境影響はでき る限り回避又は低減が図られていると考え ています。 坑口部の落石や崩落がないように、事業 実施段階において、詳細な地質調査を実施 した上で、詳細設計で崩落防止対策等の検 討を行ってまいります。

表 14.1 (36) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	. 1(3	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環要			
水質	119	トンネル区間については、供用開始後の 排水路が限定されることから、油濁防止対 策に有効な施設の設置が可能と考える。検 討していただきたい。	なお、詳細な施工計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。 119について 供用後の排水路の対策については、事業実施段階において検討するとともに、管理者と協議等を行い、適切に対処します。

表 14.1 (37) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
要水質・水象(河川素	120	諏訪湖に流される大きな川のうち、上川をはじめとする大きな5本の川の流れがバイパス道路によって分断される。この5本の川に限らず、数え切れないほどの諏訪湖への水脈が分断されることになる。今までの水脈が分断されれば、水の流れも性質も変わってしまうことは明白である。水質汚濁が起こる可能性があるにも関わらず、本計画では水の汚れに関する事前調査は上川中流部の1箇所でしか行われていない。水の汚れの調査地点が1箇所。これは十分な調査資料と言えるのか?もし、諏訪湖の水質汚染が進んだ場合、水質悪化の原因(箇所)追求が困難になるのではないか?	本事業による水質(水の汚れ)に係る環
•地下水)	121	諏訪バイパス設計原案の説明が曖昧で、 特に水文調査結果が影響はないとして環境 調査に含まれていないと言う事は理解出来 ない。 環境影響評価についても、水文調査の結 果が環境影響調査には含まれないという事 は驚きである。	121~122 について 本事業に係る環境影響評価の調査、予測 及び評価については、「国土交通省令」、 「技術手法」、「長野県環境影響評価技術指 針」を参考として、事業特性及び地域特 性、専門家等による技術的助言及び方法書 についての知事意見を踏まえて、手法を選 定し、適切に行いました。 なお、水質、水象(河川・地下水)の調 査結果については、準備書第11章(P.11- 5-1 及びそれ以降の頁)に記載していま す。

表 14.1 (38) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番 号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水質・水象(河川・地下水)	123	業用ハウスの潅水などに利用している。こ	123 について 計画路線が通過する水路については、準 備書第3章(P.3-28)に示すとおり、橋梁 構造による横断及び桁下空間の確保、カル バート等の設置、流路の付け替え、トンネ ル構造の採用により機能を確保します。 本事業による水質、水象(河川・地 書第11章(P.11-5-1及びそれ以降の百行いまり、調査、予測及び評価を行いまり、調査、でじて記事業者が多いました。その結果に応じて事業者がることにより、環境影響はできる限り回避なりにより、環境影響はできる限り回避ないると考えています。 また、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。
水質・水象(河川・地下水)・動物	124		124 について トンネル工事による濁水を含む切土工等 又は既存の工作物の除去、工事施工ヤード の設置、工事用道路等の設置に係る水質に ついては、準備書第 11 章 (P.11-5-1 及び それ以降の頁)に示すとおり、実施区域が 地上で通過する河川として、延川を含む 9 地点を対象とし、調査、予測及び評価を行 いました。その結果に応じて、事業者であるにより、環境影響はできる限り直避 とにより、環境影響はできるでいません。 なお、水底の掘削等に係る水の濁り及び 水の汚れ(排水処理水・中和処理水の海別の については、極脚の設置等によるを 渡河しないため、予測対象として低川を選 定していません。

表 14.1 (39) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		水脈などを考えると諏訪湖への影響は免	125 について
		れないはず。水質汚染や水量減少など動植	本事業はすべて諏訪湖に関連する流域内
		物に被害が起こるのではないか?	で行うもので、流域外への排水はないた
			め、諏訪湖に流入する地下水の流量につい
			ては保全されると考えています。
			本事業による動物、植物に係る環境影響
			評価については、準備書第 11 章 (P.11-9-
			1 及びそれ以降の頁)に示すとおり、調
			査、予測及び評価を行いました。河川等の
			水域に生息・生育する動植物種について
			は、橋脚設置予定の河川では低水路に橋脚
			は設置しないとともに、仮締切工法による
			直接流水に接しない施工を行い、必要に応
水質			じて仮設材料による一時的な流路の切り回
質•			し等を実施し、濁水の発生に留意した工法
水象			及び濁水を河川等に流さない方法を検討す
》 (河			ることから、水質・水量の変化による生息 環境の質的変化はほとんど生じないと考え
川			られます。また、トンネル構造で通過する
• 地	125		河川においては、トンネル工事の実施によ
下	120		り流量が変化する可能性がありますが、工
水)			事前、工事中における地下水等の状況確
動			認、及びその結果を踏まえた施工方法を検
物・			討することで、環境負荷の回避・低減を図
植物			る計画としていることから、水量の変化に
123			よる生息環境の質的変化はほとんど生じな
			いと考えられます。
			河川等の水域に生息・生育する動植物種
			に対しては、環境保全措置として「濁水処
			理施設の設置」、「河川への影響に配慮した
			施工(河川内における基礎工事等におい
			て、濁水処理施設の設置及び中和処理によ
			る工事排水の適切な処理等を行うこと)」、
			「観測修正法による最適な工法の採用(工
			事前、工事中の地下水の状況を観測し、そ
			の結果を基に最適な施工方法を採用するこ
			と)」を講じることにより、環境影響は事
			業者の実行可能な範囲内でできる限り回避
			又は低減が図られていると考えています。

表 14.1 (40) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水質・水象(河川・地下水)・動物・植物	125		また、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。
水	126	採卵実施時期やふ化時期においては、2 価の重金属イオンによる異常ふ化等、生物 的反応が敏感となることから、砥川及び上 川水系においては、魚類や漁業上の特徴を 踏まえ、中和処理に用いる薬剤の水産動植 物への影響を明確にすべきである。	126 について 工事の実施による動物に係る環境影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-9-1 及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、環境保全措置として「河川への影響に配慮した施工(河川内における基礎工事等において、濁水処理施設の設置及び中和処理による工事排水の適切な処理等を行うこと)」を講じることにより、環境影響は事業者が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減が図られていると考えています。
小質・動物	127	上川水系においてワカサギ採卵が実施されている。工事の実施時期によっては、環境基準値以下の値であってもワカサギ親魚の遡上に影響が生じる。諏訪湖内を含めた漁業上重要な時期での工程・工法に関する充分な事前協議と調整をお願いしたい。	127~128 について 工事の詳細な実施時期については、事業 実施段階において、漁業関係者と事前協議 を行います。
	128	を及ぼすことが考えられる。濁り、水質 (汚れ)、流量等への影響評価は影響が最 大となる時期について行われているが、魚 類のライフサイクルやそれに応じて行われ ている漁業操業等、それぞれの重要時期に ついて配慮すること。	

表 14.1 (41) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
2/11	,	トンネル工事は地中の環境を破壊し、特	129~137 について
		に地下水の流れに影響を与えることは、十	本事業による水象(地下水)に係る環境
		分予想される。今回の説明では、地下水に	影響評価については、準備書第 11 章
		関しても十分な調査とは言えないものであ	(P. 11-6-14 及びそれ以降の頁)に示すと
		るにも関わらず、他のほとんどの評価項目	おり、水道の水源、酒蔵群の水源、湧水、
	129	と同様、「環境影響は事業者の実行可能な	温泉源泉について調査、予測及び評価を行
		範囲内でできる限り回避又は低減されてい	い、その結果に応じて、環境保全措置を検
		るものと評価」、との文言で片づけられて	討しました。
		いる。工事ありきの調査ではなく、自然保	調査は、地下水の状況を把握するため地
		護の立場に立った本格的な調査と専門家の	下水観測孔を設置し、地下水位、水質調査
		意見の聴取をお願いしたい。	を行い、水道の水源では水質調査、酒蔵
		地下水の現状がどうなのか?水の流れや	群、湧水については地下水位や湧水量等の
	100	水量がどうなっているのか。工事中や工事 後にどうなるか心配である。調査はひとつ	測定とともに水質調査を行いました。帯水 層の地質、水理の状況を把握するためボー
	130	の機関だけではなく複数の機関で調査、報	リング等の調査、地下水等の水質調査等を
		告をしてほしい。	行いました。温泉源泉は既存資料に基づ
		トンネルが通る裏山の掘削により水の流	き、温泉を分類するとともに代表箇所で水
水		れが変わり、境内の植生に悪い影響が起き	質調査を行いました。また、予測に際して
象	131	るのではないかと心配をしている。このこ	は、諏訪地域の特性を踏まえ、既存資料調
地下		とは慈雲寺だけの問題ではなく、諏訪郡内	査(諏訪市が実施した酸素水素同位体比結
水		では水脈は諏訪湖に向かって流れていると	果)及び現地調査(イオン分析)に基づ
		思う。その流れの途中にトンネルが通り遮	き、霧ヶ峰から諏訪市と下諏訪町市街地に
		断し、トンネルの下側にある酒蔵の井戸、	かけての広域的な地下水流動について検討
		下諏訪町・諏訪市の温泉、各地区の水道水	しました。
		源等に影響が出ないのか心配をしている。	この内、一部の湧水については、湧水量
		従って水脈に関して十分な調査を実施して	の変化が予測されることから、環境保全措
		いただき、影響が出る、出ないかをはっき	置として、「観測修正法による最適な工法
		りさせ、影響の出た場合は工事の変更、影	の採用(工事前、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を基に最適な施工方法を
		響を最小限にする等、計画の再検討、変更	採用すること)」を採用しました。事業実
		をお願いしたい。 8km に及ぶトンネルに対する、地質調査	施段階においては、詳細な工事計画策定
		は全く不足していると思う。霧ヶ峰からの	後、関係機関及び専門家等の意見及び指導
		地下水、伏流水、表流水が網目のように諏	を得ながら、ボーリング調査、各種物理探
		訪市に下っている。13 カ所のボーリング	査や検層、その他各種調査により、実施区
	132	地点だけでは無く、もっと調査をし地質構	域及びその周辺の地下水と湧水との関係を
		造を理解した上で掘削工事に手を付けるべ	明らかにして、環境影響評価法に基づく事
		き。	後調査を実施していきます。事後調査の調
			査期間は、工事前、工事中及び完成後とし
			ます。

表 14.1 (42) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番		也からの息見の概要と都中計画決定権有の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		下諏訪は断層破砕帯が多いとされており	事後調査結果により、事前に予測し得な
		トンネル工事は難工事が予想され、この工	い環境への著しい影響が見られた場合は、
		事による温泉と地下水への影響は出るだろ	事業者が関係機関と協議し、専門家の意見
	133	うと地質学の先生は述べている。そのた	及び指導を得ながら、必要に応じて適切な
	100	め、多数のボーリングで水脈と湧水の関係	措置を講じます。
		を調査し、温泉や醸造地下水、飲料地下水	なお、環境影響評価の調査、予測及び評
		にも影響を与えない保証をきちんとしてい	価の内容については、複数の専門家等の助
		ただきたい。	言を受けています。
		地下水の流動について影響がないとの結	また、現段階で予測し得なかった著しい
		論は施行者のみの判断である。科学的根	影響が見られた場合には、環境に及ぼす影
	134	拠・論拠を有する充分な調査に基づく地質	響について調査し、専門家等の意見を踏ま
		学的な評価を示してほしい。	え、必要に応じて適切な措置を講じます。
		観光の面でも温泉、清水が多い地域、生	
.1 .		活するには影響がないとされているが、き	
水象		ちんと調査頂き、完全に影響が無いとして	
地	135	頂きたい。これからの時代、美味しい水が	
下		飲めるのは貴重である。それを汚すことは	
水)		絶対にやめて欲しい。	
		国道 20 号バイパスの沖田大和線の現在	
		の計画において、計画のほとんどがトンネ	
		ル工事になるという事である。その工事に	
	136	伴い水の調査は十分に行われているのか?	
		十分な水質調査をして頂き、水質の変化と	
		水量が減ってしまわない様にして頂きた	
		٧٠°	
		莫大な予算を投じる巨大なインフラ整備	
		は事前の調査が余りにも少なく簡素過ぎる	
		と感じる。ボーリング調査も 13 ヶ所程度	
	137	と言う少なさで一体何が分かり、地域に対	
		しての説明もどの程度の説得力があると思	
		っているのか理解に苦しむ。もっと真剣な	
		施工の検討をしていただきたい。	

表 14.1 (43) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番 号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	.,	説明会では、地下水に対する配慮がまっ	138~158 について
	138	たくされていない。根本的に工事計画を見	本事業による水象(地下水)に係る環境
	100	直し、納得できる案を示してもらいたい。	影響評価については、準備書第 11 章
		説明会でも出ているように、温泉、地下	(P.11-6-14 及びそれ以降の頁)に示すと
		水に影響するのは必至とのこと、そんなこ	おり、水道の水源、酒蔵群の水源、湧水、
	139	とが無いように工法を検討するのが常識で	温泉源泉について調査、予測及び評価を行
		ある。	いました。その結果に応じて、事業者が実
	140	温泉と地下水への影響は必ずある。	行可能な範囲内で環境保全措置を講じるこ - とにより、環境影響はできる限り回避又は
		水脈の問題、温泉の問題、とても不安を	
	141	払しょくすることができない。	低減が図られていると考えています。 この内、一部の湧水については、湧水量
		この地域は、水にめぐまれ、温泉にめぐ	の変化が予測されることから、環境保全措
		まれ、酒がつくられている。他の地域でも	置として、「観測修正法による最適な工法
		トンネルをほって、水がとまったとか、農	の採用(工事前、工事中の地下水の状況を
	142	園がかれてしまったとか聞く。本当に大丈	観測し、その結果を基に最適な施工方法を
		夫なのか? 地域のたからを守っていくべき	採用すること)」を採用しました。事業実
		ではないか。	施段階においては、詳細な工事計画策定
		トンネルが東の山を縦断する形で予定さ	後、関係機関及び専門家等の意見及び指導
水		れているため、それに沿ったように湧水地	を得ながら、ボーリング調査、各種物理探
象(143	や温泉・多くの地下水源が点在することに	査や検層、その他各種調査により、実施区
地下		なり、トンネル工事が西側の町全体に影響	域及びその周辺の地下水と湧水との関係を
水		を及ぼす懸念は拭い切れない。	明らかにして、環境影響評価法に基づく事
	144	1%でも地下水脈に影響が出ることがある	後調査を実施していきます。事後調査の調
		ならば、工事の施工方法を再度検討しなお	査期間は、工事前、工事中及び完成後とし
		すことを切に希望する。	ます。
		大規模なトンネルの掘削によって、下諏	なお、事後調査結果により、事前に予測
	1.45	訪の類まれな水資源、すなわち歴史的な温 泉や美味しい飲料水の水源が、修復不能な	し得ない環境への著しい影響が見られた場
	145	家で美味しい飲料がの水源が、修復不能な ほど甚大な悪影響を受ける恐れがあり得	合は、事業者が関係機関と協議し、専門家
		る。	の意見及び指導を得ながら、必要に応じて 適切な措置を講じます。
		こんこんと潤う水の風景は、どの地でも	適別な指直を講しまり。 さらに、現段階で予測し得なかった著し
		見られるものではない。他県からあそびに	い影響が見られた場合には、環境に及ぼす
		くる人たちからもこの恵まれた水について	影響について調査し、専門家等の意見を踏
	146	うらやましがられる。諏訪の素晴らしいと	まえ、必要に応じて適切な措置を講じま
		ころを自ら壊しかねない事業である。どう	す。
		か慎重な検証をお願いしたい。	また、詳細な設計、施工計画の検討にあ
	1 477	水質と湯質の汚染または枯渇が予測され	たっては、事業実施段階において、環境影
	147	うる。	響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮
		諏訪は水と温泉を誇りにしてきた地域で	して行うとともに、測量、地質調査及び詳
	148	ある。水を少しでも汚す可能性があるのな	細な設計等を行う各段階において、地域の
		ら即、中止。	方々に理解が得られるよう、具体的な説明

表 14.1 (44) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14. 環境 要素	番号	意見の概要	他からの意見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
女术	7	予定区間のほとんどをトンネルにした場	等を行ってまいります。
		合、湧水・温泉に影響があるのではないか	1 C 11 7 C 6 7 6 7 6
	149	と心配である。貴重な湧水や温泉がトンネ	
		ル工事により減少また、枯渇してしまった	
		ら取返しがつかない。	
		バイパスを作ったら店が影響を受けると	
		思う。温泉とか酒など、しぜんの力を使っ	
	150	てやっているのにバイパスでできなくなっ	
		たりする。	
		工事の実施箇所周辺には歴史のある酒蔵	
		や温泉施設が多く散見され、霧ヶ峰高原か	
		らの豊富な湧水も流れて来ている。湧水の	
	151	流れを分断する様な形でトンネル工事をし	
		た際に、これら重要な《諏訪の財産》を維	
		持していく事が保障出来るのか甚だ疑問で	
		ある。	
		その場所の温泉や湧水が 100 パーセント	
水	152	保証できないのに強行することは許されな	
象		۷٬۰	
(地 下	153	温泉、地下水は諏訪の宝であり、しっか	
下水		り守り抜いていくべき。	
水		住民生活、観光資源としての温泉、酒蔵	
		などに関わる問題として「地下水・温泉へ	
		の影響に対し調査は充分でなく一旦変化が	
	154	あれば取り返しがつかない。」という住民	
		からの懸念に対し、納得できる説明が尽く	
		されていない。責任は何処が持つのか?ど	
		こが保証するのか?等、将来に亘って責任	
		の所在を明確にし着工前に地元住民に説明	
		を尽くし共有すべき。	
		計画地の周囲には諏訪市の生活を支える	
		重要な水源地があり、その下には上諏訪温	
		泉や霧ヶ峰からの伏流水を利用する酒造業	
	155	などの観光・産業資源がある。温泉も水資 源も、市民の大切な財産で、もしこれが失	
		かれた場合に、はたしてどのような責任が	
		取れるというのかと、事の重大性を軽視す	
		るような姿勢に大いに疑問を感じる。	
		温泉・地下水の枯渇など生活・宿泊観光	
	156	に大きな影響を与える。	
	<u> </u>	10/10 0 N/ E C 1/C N 0	

表 14.1 (45) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象(地下水)	157	霧ヶ峰の水は鉄平石層と関係があり単純に一定方向に流れるのでは無くそのキレツ水は複雑に流れている事、湿地からの水は鉄平石採石場(地表)にも流れ出ている事も判明した。工事箇所ではないとはいえ、今回湿地からの流れがあることは触れられていない。そのような理解でトンネル部の地下水の流れを把握したとするのは危険ではないか。山裾地下水の把握が単純すぎないか?13 カ所のボーリング調査でトンネル工事部分の地層が工事しても安全だとの認識か?	
	158	トンネルが増えたことにより大量の地下水が出ることが懸念される。水は地域の財産である。地下水の活用法を考えていただきたい。	

表 14.1 (46) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水	159	地下水が霧ヶ峰方面から流れ下っている 地域であり、あちこちで湧き出ている温泉 が重要な観光資源・住民の暮らしに関わっ ている現状である事、いつ地震が起きても おかしくないと言われる糸静線の存在を考 えると、準備書の評価をみると、十分な調 査が行われておらず成り行き任せ、対応策 も準備されていない。このままの開発では 住民の将来の安全や安心は望めないと思 う。	159~161 について 本事業による水象(地下水)に係る環境 影響評価については、準備書第 11 章 (P. 11-6-14 及びそれ以降の頁)に示すと おり、水道の水源、酒蔵群の水源、湧水、 温泉源泉について調査、予測及び評価を行 いました。その結果に応じて、事業者が実 行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、環境影響はできる限り回避又は 低減が図られていると考えています。 この内、一部の湧水については、湧水量
	160	トンネル工事が酒屋の地下水に影響しないという根拠を具体的に示していただきたい。温泉にしても同様である。諏訪市の重要な観光資源や住民生活の必需資源であり、影響があっては困る。現在の調査報告では変化しない、安心とは理解できない。	の変化が予測されることから、環境保全措置として、「観測修正法による最適な工法の採用(工事前、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を基に最適な施工方法を採用すること)」を採用しました。事業実施段階においては、詳細な工事計画策定後、関係機関及び専門家等の意見及び指導を得ながら、ボーリング調査、各種物理探
象(地下水)	161	今回の計画は、この田体を長い距離にわたりトンネルとして掘削するため諏訪市内の各所(①諏訪市の水道水源(南沢水源)、②諏訪五蔵が使用している井戸、③地蔵寺など湧水を利用している箇所、④諏訪市の温泉、⑤諏訪湖の湖底ないしは護岸付近から諏訪湖に流入している地下水)で影響が出ることが懸念される。まずは詳細な調査が必要である。その上で、上記①~⑤に少しでも影響が出る可能性があればトンネルを用いないルートに計画を変更する必要がある。	査をというというでは、 変を明めていたとの関づるのと、 ののでは、との関づるのと、 ののでは、との関づるのと、 ののでは、とのでは、 ののでは、とのでは、 ののでは、

表 14.1 (47) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	161		等を行ってまいります。 なお、温泉源泉の調査地点の選定にあたっては、既存文献調査により複数の温泉源泉のイオン分析の結果を比較し、温泉源泉が上諏訪・下諏訪・砥川の3種類に大別できることを確認した上で、上諏訪2箇所、下諏訪2箇所、砥川1箇所の代表的な5箇所を選定しており、十分な調査に基づく予測及び評価を行っています。
	162	諏訪市の生活用水、温泉、醸造用水を汚染、枯渇、減少させる可能性がある諏訪バイパスのトンネル工事の計画の見直しを求める。	162~170 について バイパス案(山側ルート)は、政策目標 である交通の円滑化、災害(浸水被害、土 砂災害等)に強い代替路の確保を図り、生
水象(163	山の湧き水の通り道がもしもなくなりトンネル内が浸水してしまったり、温泉等に影響が出る可能性があると思う。諏訪地方の温泉は観光客にも人気があると思うので今でなくてもいい。諏訪バイパスは見送りにした方がいい。	活環境等に配慮し、安心・快適な暮らしづくりに寄与する道路であるとともに、家屋への影響、経済性の面でも優れており、意見聴取で得られた地域のニーズにも応えられるものとして、平成25年度より実施した計画段階評価を経て決定したものです。
(地下水)	164	地酒造りの盛んな長野県内でも、諏訪は 特に水資源や自然環境に恵まれた諏訪社氏 の郷として名を馳せており、5 軒の酒造源で はなににも代えがたい大切な地域資で す。トンネル掘削により地下水が出てが減少 したり、湧水、湯脈、井戸などへの影響はない。環境影響調査でも、「永計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本事業による水象(地、準備真)に係第 11 章と、といてそれ以降の承派の水源調査に、湧水でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

表 14.1 (48) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
安 水象(地下水)	号 165 166	んなに誠意をもって補償金を積んでも元に は戻らない。またその質や量を担保し、復 元をすることは実質的に不可能であり、事 業者で責任の取りようがないことは明白で ある。「不測の事態」があれば温泉は失わ れ、酒造は事業の縮小、移転、転業や閉業 を余儀なくされる。事業者の安易な考えで	なお、事後調査結果により、事前に予測 し得ない環境への著しい影響が見られた場 合は、事業者が関係機関と協議し、専門家 の意見及び指導を得ながら、必要に応じて 適切な措置を講じます。
	167	い。 地下水に恵まれ酒蔵や寺院の庭園など湧き水を利用している産業や観光が有る。バイパスのルートはトンネルがほとんどである。多額の予算と年月をかけて出来上がった時には、地下水は涸れ、多額の借金は若い世代引き継がれる、こんな事にならないために建設に反対する。	

表 14.1 (49) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 . 環境	番		型からの息見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象(地	168	トンネルの工事につきものといわれる地下水脈との交差が心配される。これはその処理には莫大な追加費用を必要とするばかりではなく、住民の生活に水源、湧水、表流水ほか多面的に重大な影響を及ぼす。諏訪バイパスの地域は諏訪市の重要な水源をある霧ヶ峰系の水源地に連なる場所で、とする海炎のものがある。もした場合にはど影響を受けることがもトンッでは過れるものでは過れて、誰も元に戻すことも出来なければ、被害が甚大で補償など仕切れるもければ、被害が甚大で補償など仕切れるもければ、被害がある。	
下水)	169	地蔵寺・慈雲寺、諏訪五蔵の湧き水量の低下を危惧しています。ボーリング調査や、他の最新の方法での影響予測も結構だが、まず、リスクのある道の作り方を避けていただけないか? 温泉及び水への影響は最小限であると掲載されているが、5年、10年先もそうであるといえるのか。トンネル化が本当に必要	
	170	なのか今一度精査いただきたい。	

表 14.1 (50) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番 号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		日本酒仕込みはお米と水と両方重要になっており、一つでも欠けると仕込みは難しくなってしまう。工事後、水は出るけど数年後、数十年後と経って水が枯れた時の対	171~176 について 本事業による水象 (地下水) に係る環境 影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-6-14 及びそれ以降の頁) に示すと
	171	応を十分行って頂きたい。工事を行う事は 否定しないがもし、水に何かしらの異変が 起きた時の対応を十分に納得出来る保障な どの提示などを行って頂きたい。	おり、酒蔵群の水源について調査、予測及 び評価を行いました。酒蔵群の水源は、い ずれも浅井戸ですが、高橋の水文学的方法 によるトンネル集水範囲外に位置します。
	172	この度のバイパス工事に関して、地下水に対する心配はないとのことだが、酒蔵にとって水は命。公共のため、道路整備が必要なのはわかるが、少しでも不安があれば、見直しをお願いしたい。	その水質は、近傍を流下する角間川の伏流水と活断層沿いに湧出する山地深層地下水の混合であると考えられます。角間川は橋梁で渡河され、山地深層地下水は実施区域よりも深部を流動すると考えられます。よ
水象(地下水)	173	今回のバイパス工事ではトンネルが全体の8割程度となっているが、トンネルを掘ることで、地下水脈体系が変わってしまい、水質に影響を及ぼすことが一番懸念される。日本酒は水が命なので非常に心配している。この懸案の説明また調査資料などを提示していただきたい。	って、事業実施により酒蔵群の水源の水位はほとんど変化しないと予測されます。 なお、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏ま え、必要に応じて適切な措置を講じます。
)	174	酒の蔵元は、水が命、流れは変わらない、水量も変わらない、よって、水質は変わらないとの説明ですが、100%安全ということは信用できない。公共のため、道路整備が必要なのはわかるとしても、1%でも不安があれば、見直しをお願いしたい。	
	175	水について諏訪の日本酒造りに欠かせない霧ヶ峰の伏流水に影響がないと言えない開発なら絶対にこの計画を進めないで欲しい。諏訪市を通る 80%の道がトンネルになるという事で、100%の酒蔵の使用水に影響がないとは言えない。必ず異変は起こる。水は酒造りにおいても市においても大切な資源。どうなるかわからない建設はやめていただきたい。充分な調査をお願いしたい。	

表 14.1 (51) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水	176	確実に湧き水に対して影響がでないと断言できない点で、万が一酒造メーカなどが水源とする水脈に影響が出た場合、その調査費や保険など商品の価値に影響を与えた場合のアフターフォローまで論議できておらず、正式に工事が始まったとしても事業者はそうした推測を仮定の話として真剣に取り合ってもらえないのではという不安がある。	
	177	市街地の山麓に湧く地下水は、霧ヶ峰に降った雨が、踊り場湿原に集まり、そこで地下に浸透して、角間川や横河川の源流で湧出する。同位体分析から、その湧水が標高1000m あたりの河床で再度地下浸透して地蔵寺や南沢水源井戸や五蔵の水源となっていると考えられる。酒造の井戸は高校を挟んで秋葉神社の反対で、どちらも山麓にある。一方にだけ影響を認めるのは無理がある。	177~181 について 本事業による水象(地下水)に係る環境影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-6-14 及びそれ以降の頁)に示すとおり、酒蔵群の水源について調査、予測及び評価を行いました。酒蔵群の水源は、いずれも浅井戸ですが、高橋の水文学的方法によるトンネル集水範囲外に位置します。その水質は、近傍を流下する角間川の伏流水と活断層沿いに湧出する山地深層地下水
象(地下水)	178	五蔵の醸造用水への影響はないといっているが地蔵寺と秋葉神社には影響があるといっている。しかし、五蔵の水は地蔵寺などと源流は同じとなるはずだ。なのに、五蔵は影響がないとは納得いかない。より詳細な調査を求める。	の混合であると考えられます。角間川は橋 梁で渡河され、山地深層地下水は実施区域 よりも深部を流動すると考えられます。よ って、事業実施により酒蔵群の水源の水位 はほとんど変化しないと予測されます。 酒蔵群の水源に混合していると考えられ
	179	市民の命の水、或いは酒造の仕込み水などは霧ヶ峰水源〜地下水脈などから供給されているが、予定トンネル工区の掘削により、必ずや影響が及ぶと懸念される。地下水脈は限りなく複雑に絡み合っていて、数か所のボーリング調査では判らないのではないか?	る角間川の伏流水の水質は、地下水観測孔の水質に類似しますが、角間川の伏流水は、角間川沿いに分布する沖積堆積物及び岩屑・谷底堆積物中を流下する地下水と考えられ、角間川は橋梁で渡河されるため、地下水の流動を阻害しません。 -方、地蔵寺の湧水については、地蔵寺
	180	地蔵寺や秋葉神社の湧水が豊かなのは、 福沢山の向こう側から地下浸透した水だからだろう。ならば、酒の五蔵への影響は少ないとはいえないはずである。地下水に関しても十分な調査とは言えない。	近傍の W5 及び W6 地下水観測孔に示すように、計画路線位置よりも深い岩盤中を流動するため山地地下水と考えられます。そのため、地蔵寺の湧水は、実施区域には関連しない地下水と考えられますが、その水質が地下水観測孔の水質に類似することから、実施区域と関連性のある山裾地下水の一部混入が考えられるため、湧水量が変化する可能性があると予測されます。秋葉神

表 14.1 (52) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番		也からの息見の概要と都巾計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	181	酒蔵の水質は角間川と温泉の中間にあり、温泉は深層地下水で、酒蔵の水は角間川の伏流水と温泉水の混合であるとするが、工事により影響があると認めた地蔵寺と秋葉神社の水質と比較すると、地蔵寺も秋葉の湧水も角間川の浸透水に分類される。溶岩の急斜面から湧く地蔵寺の湧水を、角間川の浸透水と考える人はいない。水源を水質から分析する場合、都合の良い作文になる。準備書は信用できない。	社の湧水は、実施区域の山裾側に位置し、 その水質が地下水観測孔の水質に類似する ことを測されます。 以上より、酒蔵群の水源に混合してで 以上より、酒蔵群の水源に混合してで 以上より、酒蔵群の水源に混合してで が、地蔵寺及び秋葉神社の湧水は類似られる量は で が、地蔵寺及び秋葉神社の湧水の水質はない 変化するで が、地蔵寺及び秋葉神社の湧水のますが、 が、地蔵寺及び秋葉神社の湧水の水量は 変化するで と予測されます。 で で で で で で で が に に と で と で と で と で と で と で と で と で と で
水象(地下水)	182	トンネル出水事故、地域の減水、湯量と 井戸水の枯渇が起きている状況において飲料水及び醸造水への影響がある事は準備書でも認めている。五蔵の酒水(湧水)への影響はあると記されている(表11.1(23))。100%影響がないという確証が得られなければならない。飲料水及び酒水は地域住民にとっては「命をつなぐ水」でありバイパス工事により脅かすことはあってはならない。	え、必要に応じて適切な措置を講じます。 182~183 について 本事業による水象(地下水)に係る環境 影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-6-14 及びそれ以降の頁)に示すと おり、酒蔵群の水源について調査、予測及 び評価を行いました。酒蔵群の水源は、いずれも浅井戸ですが、高橋の水文学的方法 によるトンネル集水範囲外に位置します。 その水質は、近傍を流下する角間川の伏流 水と活断層沿いに湧出する山地深層地下水
	183	心配は地下の伏流水の問題ではないか。 長年諏訪の水道水を確保している手長神社 の上にある通称(水道部)には何らかの影 響は無いか。鉄分が少なく諏訪の水道水の 中で一番美味しい水が枯けつするのではと 心配である。	の混合であると考えられます。角間川は橋梁で渡河され、山地深層地下水は実施区域よりも深部を流動すると考えられます。よって、事業実施により酒蔵群の水源の水位はほとんど変化しないと予測されます。なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。また、個別の井戸や湧水等の飲用水については、必要に応じて事業実施段階において詳細な調査を行う予定です。

表 14.1 (53) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14.1 (54) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	185		影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。
水象	186	温泉井戸は複数の層の地下水を汲み上げている。温泉は山地深層水だけで、浅いトンネル工事は影響を与えないとする結論はあまりにも単純すぎる。さらに、温泉の水質を、より標高の高い観測孔の水質と比べて起源が違うと言う。標高の高い観測孔あたりの地下水が下流の断層に入り、高温により複雑な成分が溶け込んで温泉になるわけで、水質が違うのは当たり前。水質が違うから水源も違うと考えるのは妥当でない。	186~189 について 温泉については、準備書第 11 章 (P.11-6-46 及びそれ以降の頁) に示すとおり、 活断層に沿って分布しているものが多く、 深部の花崗岩類等を熱源として、活断層に 沿った割れ目から湧出していると考えられ ます。温泉源泉の水質は、いずれも実施区 域付近の地下水とは異なります。また、下 諏訪町には実施区域近傍に温泉源泉が存在 しますが、それらはいずれも 300~500m の 深井戸です。上諏訪温泉には 100m 以浅の
(地下水)	187	下諏訪は地下水、温泉など、もし工事に よってこの地下水、温泉が出なくなったら 掘ればいいとかなど話しも聞いている。私 は今からこの考えで工事するなら工事の中 止をしていただきたい。	温泉源泉が複数存在しますが、それらは実施区域から 500m 以上離れた位置にあります。 温泉源泉は、実施区域の後背山地で涵養された地下水が浸透し、実施区域よりも深
	188	地質学専門の先生によると「この一帯は 工事による温泉、地下水に影響が出てもお かしくない」との事。温泉は、下諏訪町の 「命」。又、地下水等自然環境への影響が 心配である。是非、下諏訪住民にとって、 一番影響の少ない対策の再検討をお願いし たい。	部の花崗岩類で温められて活断層沿いの井戸から取水する山地深層地下水であると考えられます。温泉源泉の水質は実施区域付近の水質と明らかに異なります。 よって、事業実施により温泉源泉の水位はほとんど変化しないと予測されます。 なお、現段階で予測し得なかった著しい
	189	トンネル工事に伴う水、温泉の水位が下る事による影響が心配。	影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏ま え、必要に応じて適切な措置を講じます。

表 14.1 (55) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番号	意見の概要	でからの息兄の似安と都川計画沃定権者の兄解 都市計画決定権者の見解
要素	7	W13 地点の水質は源泉 87、88 に似た成	190~193 について
		分を有しており、ほかの工事実施箇所の水	190
		質とは全く違う値を示していることから、	6-46 及びそれ以降の頁)に示すとおり、
		源泉近辺での水質調査を行う必要性が確認	活断層に沿って分布しているものが多く、
		できるがされていない。源泉の多くは工事	深部の花崗岩類等を熱源として、活断層に
	190	実施箇所の下流側にあり、地下掘削を行う	沿った割れ目から湧出していると考えられ
		トンネル工事による地下水への影響が全く	ます。温泉源泉の水質は、いずれも実施区
		ないとは証明できないことから、工事実施	域付近の地下水とは異なります。また、下
		箇所の水質調査だけでなく、源泉近辺にお	諏訪町には実施区域近傍に温泉源泉が存在
		いても水質調査を実施すべきである。	しますが、それらはいずれも 300~500m の
		温泉源泉の水質分析は標本数があまりに	深井戸です。上諏訪温泉には 100m 以浅の
		少なく源泉の違いが十分に把握されていな	温泉源泉が複数存在しますが、それらは実
		い。また、何をもって代表的な泉質として	施区域から 500m 以上離れた位置にありま
		分析対象としたか、その根拠も明白にされ	す。
	191	ていないことから説明が不足している。そ	温泉源泉は、実施区域の後背山地で涵養
	191	のほか、引用した資料名が記載されている	された地下水が浸透し、実施区域よりも深
		が昭和 50 年代に発表された資料に基づい	部の花崗岩類で温められて活断層沿いの井
水		ており、現況に合致しているか評価の正確	戸から取水する山地深層地下水であると考
象		性に疑念が持たれることのないよう改めて	えられます。温泉源泉の水質は実施区域付
地		評価すべきである。	近の水質と明らかに異なります。
下水		この地域は温泉を家庭内に引き込んで利	よって、事業実施により温泉源泉の水位
		用する全国でも珍しい温泉利用を行ってい	はほとんど変化しないと予測されます。
		ることを把握しておらず、地域で利用する	また、温泉源泉の調査地点の選定にあた
		約3,600件の契約者がいることを影響範囲	っては、既存文献調査により複数の温泉源
	192	の対象から除外している。また、温泉資源	泉のイオン分析の結果を比較し、温泉源泉
	102	はこの地域における重要な観光資源でもあ	が上諏訪・下諏訪・砥川の3種類に大別で
		ることから、工事中、工事終了時において	きることを確認した上で、上諏訪2箇所、
		も事後調査を行い、その結果を踏まえて必	下諏訪2箇所、砥川1箇所の代表的な5箇
		要な環境保全措置を講ずることが求められ	所を選定しており、十分な調査に基づく予
		5.	測及び評価を行っています。
		温泉は複数の湯層の地下水を汲み上げ、	なお、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影
		50 度程度の適温を得る。どの層を掘り抜	影響が足りれた場合には、原境に及は 9 彩響について調査し、専門家等の意見を踏ま
		いても影響を受ける。丁寧な複数のボーリ	る、必要に応じて適切な措置を講じます。
		ングを行い、各源泉の湯層の深さと地質と	ん、必安に心して適切な相直を講しより。
	193	トンネルの位置関係を調べる必要がある。	
		湯層に影響の少ない深さや位置や工法を選 ぶべきであり、ルートをもっと山側(高校	
		上あたり) に移動することも考慮の対象だ	
		このにり) に移動りることも考慮の対象にろう。詳細な調査データで技術委員と議論	
		してほしい。	

表 14.1 (56) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番 号	意見の概要	でからの息兄の似安と都川計画沃定権者の兄解 都市計画決定権者の見解
2/1		準備書第 11 章 (P.11-6-61) では「事後	194 について
		調査により事前に予測し得ない環境上の著	「事後調査結果により、事前に予測し得
		しい影響が生じたことが判明した場合は事	ない環境上の著しい影響が生じたことが判
水		業者が関係機関と協議し、専門家の意見及	明した場合は、事業者が関係機関と協議
象		び指導を得ながら、必要に応じて適切な措	し、専門家の意見及び指導を得ながら、必
地下	194	置を講じます。」とあるが、具体的にはど	要に応じて適切な措置を講じます。」の具
水		の様な措置を想定しているか?事後調査で	体的な措置の内容については、事業実施段
		は遅くないか?適切な措置とは元の状態を	階で詳細な地質調査や詳細な設計を行った
		維持でき、かつ影響がない方策か?具体的	上で、工事着手前に地域の方々へ説明等を
		に示していただきたい。	行ってまいります。事後調査の調査期間
			は、工事前、工事中及び完成後とします。
		この地においては 1999 年に活断層であ	195~198 について
		る糸魚川・静岡構造線のすぐ北に位置した	計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及
		湖北トンネル工事において異常出水が発生	びそれ以降の頁)に示すとおり、位置及び
		している。計画路線はまさに活断層帯の直	基本構造の検討段階から、断層帯に配慮す
	195	下をかなりの距離にわたり通過するととも	る計画とし、断層帯については、トンネル
		に、一部区間は横断等を生じるルートで設	構造での通過をできる限り回避する計画と
		計されており、同様の事故の発生による水	しています。
		環境への影響が懸念される。	詳細な道路構造、施工方法等について
			は、事業実施段階において、断層帯に十分
水	196	山を切り開いてのトンネル工事がバイパ	に配慮して検討します。断層帯について
象(スの大半を占めるが、事前の調査では予想	は、「道路橋示方書・同解説」、「道路土工
地下		できない出水の危険性なども大きいのでは	構造物技術基準・同解説」、「トンネル標準
水)		ないか。他地域での事故などを見ていて、	示方書」等に基づき耐震性能を有する道路 設計を行い、安全面に十分配慮します。具
•		漠然と不安を感じている。	放記を行い、女主面に「万配慮しまり。兵 体的には、詳細な地質調査により、工事に
地 形			支障となる可能性がある断層帯をできる限
及 び		られないか?	り事前に把握し、その位置情報を踏まえた
地			施工計画を立案して工事を実施していきま
質			す。
			^ 。 本事業による水象(地下水)に係る環境
			影響評価については、準備書第 11 章
			(P.11-6-14 及びそれ以降の頁) に示すと
		このルート原案ではトンネル開口部や一	おり、水道の水源、酒蔵群の水源、湧水、
		部ルートが集落に近く、湧水事故、災害が	温泉源泉について調査、予測及び評価を行
	198	起きたときの被害の甚大さは想像するに恐	いました。その結果に応じて、事業者が実
		ろしいものである。現在推奨されている、	行可能な範囲内で環境保全措置を講じるこ
		危険なところは避ける公共工事計画の減災	とにより、環境影響はできる限り回避又は
		防災の指針からはかけ離れた計画である。	低減が図られていると考えています。

表 14.1 (57) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象(地下水)・地形及び地質	198		また、環境保全措置とした「工事的、工事中の地下水の状況を観測し、そることとして経過では、大きないでは、大きないのでは、大きなが、大きないのでは、大きないいのでは、大きないのでは、は、いいのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは

表 14.1 (58) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	意見の概要	でからの息兄の似安と都川計画次定権者の兄解 都市計画決定権者の見解
女术	7	この工事によりどのような、危険性があ	199~200 について
		るのか、もっと、安全な方策はないか。別	計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及
		ルートはないか等の検討がなされたのか。	びそれ以降の頁)に示すとおり、位置及び
	199	100%安全だということは言えないと思う	基本構造の検討段階から、断層帯、土砂災
		が、納得のいく説明をお願いし、また酒蔵	害特別警戒区域に配慮する計画とし、断層
		にとっての水の大切さを再度ご理解いただ	帯については、トンネル構造での通過をで
		きたい。	きる限り回避する計画としています。土砂
		バイパス工事有りきで、その後に酒の蔵	災害特別警戒区域については、土工での通
		があった。というような気がしてならな	過をできる限り回避するとともに、土工で
		い。まずは、どのような危険性があるの	通過する場合は地形改変を極力少なくする
		か、もっと安全な方策はないか、別ルート	計画としています。
		はないか等の検討がなされたのか。結果だ	また、詳細な道路構造、施工方法等につ
		けの説明では、不安で仕方がない。100%安	いては、事業実施段階において、断層帯、
		全だという、納得のいく説明をお願いした	土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検
		い。できなければ計画を白紙に戻し、ゼロ	討します。断層帯については、「道路橋示
水		からのスタートをお願いしたい。	方書・同解説」、「道路土工構造物技術基 準・同解説 、「トンネル標準示方書 等に
象			基づき耐震性能を有する道路設計を行い、
地			安全面に十分配慮します。具体的には、詳
下			細な地質調査により、工事に支障となる可
水)			能性がある断層帯をできる限り事前に把握
地 形			し、その位置情報を踏まえた施工計画を立
及			案して工事を実施していきます。土砂災害
び 地			特別警戒区域については、トンネル構造と
質	200		地すべり危険箇所等の位置関係から、地山
			及びトンネルの安定性を評価し、地すべり
			線の抵抗力が低くなると判断される箇所
			は、トンネル掘削の補助工法等を検討しま
			す。また、施工管理の一環として、計測管
			理等を行いながら工事を実施します。
			本事業による水象(地下水)に係る環境
			影響評価については、準備書第 11 章
			(P.11-6-14 及びそれ以降の頁) に示すと
			おり、酒蔵群の水源について調査、予測及
			び評価を行いました。
			酒蔵群の水源は、いずれも浅井戸です
			が、高橋の水文学的方法によるトンネル集
			水範囲外に位置します。その水質は、近傍
			を流下する角間川の伏流水と活断層沿いに通出する山地深層地下水の混合であるしま
			湧出する山地深層地下水の混合であると考
			えられます。角間川は橋梁で渡河され、山

表 14.1 (59) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	200		地深層地下水は実施区域よりも深部を流動すると考えられます。 よって、事業実施により酒蔵群の水源の水位はほとんど変化しないと予測されます。 なお、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。
水象(地下水)・地形及び地質	201	下諏訪温泉街の温泉井戸から 250m、下諏訪慈雲寺の境内とは 25m、上諏訪地蔵寺から 100m、諏訪市の上諏訪温泉や諏訪五蔵の醸造井戸とは 600m の近さとなる。地下水への影響は避けられないと思う。予測できないので、「観測修正法」で対応とのことだが、水文調査の結果を再検討して、2 車線にして負荷を減らすとか徹底的な調査をする対応が必要と考える。	201について バイパス案(山側ルート)は、政策目標 である交通の円滑化、災害等(浸水被図りらし家)に配慮しに配慮が、変元をとしておりなが、変元をであるも優れてにもりなが、ないの影響、はいいのととれてによりの影響、はいいのとは、ないのとは、ないのとは、ないのとは、ないのとは、ないのとは、ないのとは、ないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

表 14.1 (60) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番 号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	202	トンネル工法は断層帯を掘削するのは、 地下水、温泉水に多大な影響を及ぼすのは 素人が考えても分かる。JR の線路のよう に必要な所のみトンネルにするとか、完成 が遅れても再検討できないか。	202~203 について バイパス案(山側ルート)は、政策目標 である交通の円滑化、災害(浸水被害、土 砂災害等)に強い代替路の確保を図り、生 活環境等に配慮し、安心・快適な暮らしづ くりに寄与する道路であるとともに、家屋 への影響、経済性の面でも優れており、意
水象(地下水)・地形及び地質	203	このところ地震等が全国のあらゆる所であるので、工事が始まり、地盤がゆるみ、地下水への影響が心配である。また、土砂災害警戒区域である所にトンネルを掘る事、本当に安全性や環境破壊の面での調査評価であるのか、本当に地盤や地下水に影響ないのか(後で戻すことは出来ないので)、長きに渡り調査されていた結果の評価であるのか、知りたい。	、え施でない。 を指すると、表表のですとない。 を指すらし、及び災層で砂道ですととを極いいって、でいい、ないのでは、では、ないのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

表 14.1 (61) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	203		本事業による水象(地下水)に係る環境 影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-6-14 及びそれ以降の頁)に示すと おり、酒蔵群の水源及び温泉源泉について 調査、予測及び評価を行い、酒蔵群の水源 及び温泉源泉については、水位はほとんど 変化しないと予測しています。 なお、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏ま
水象(地下水)	204	活断層の破砕帯を掘るトンネル工事では、専門家でも予想ができない出水事故が起こる。下諏訪温泉や諏訪五蔵の醸造水への影響が心配される。飲み水や醸造水は、凝固剤やセメントミルクなどで一度汚染されれば回復不可能である。万が一の場合に備えて、これらの場所では使わないと約束すべきである。	え、必要に応じて適切な措置を講じます。 204~215 について 本事業による水象(地下水)に係る環境 影響評価については、準備書第 11 章 (P.11-6-14 及びそれ以降の頁)に示すと おり、水道の水源、酒蔵群の水源、湧水、 温泉源泉について調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業者が実 行可能な範囲内で環境保全措置を講じるこ
()・地形及び地質	205	地蔵寺の湧水は 1000 リットル/分と多量であり、間違ってこの水脈を掘り抜くと大きな出水事故になる。この出水を止めるために凝固剤が使われると、少し離れるが五蔵の水に影響する。この地域の工事では凝固剤を使わないと約束し不可能なら地上か高架にすべきである。	とにより、環境影響はできる限り回避又は 低減が図られていると考えています。 また、環境保全措置として採用した「観 測修正法による最適な工法の採用(工事 前、工事中の地下水の状況を観測し、その 結果を基に最適な施工方法を採用するこ と)」の内容をより詳細なものにするた
	206	飲料水や醸造水を一度汚染させたら、回復は不可能である。この実施地域では、コンクリミルクや凝固剤の使用をしないのは当然として、水脈を切断することがないように慎重な調査が必要である。必要なら、迂回、地上での通過が望ましい。	め、詳細な工事計画策定後、関係機関及び 専門家等の意見及び指導を得ながら、ボー リング調査、各種物理探査や検層、その他 各種調査により、実施区域及びその周辺の 地下水と湧水との関係を明らかにして、環 境影響評価法に基づく事後調査を実施して
	207	トンネル工事をすることにより、諏訪五蔵酒造業温泉業・地域の水源への影響は本当に大丈夫なのか?万が一工事中の事故により水源に凝固剤が流れ込んでしまった場合我々の水源はどうなってしまうのか?もし、万が一の場合の市の対応は?	いきます。事後調査の調査期間は、工事 前、工事中及び完成後とします。 なお、事後調査結果により、事前に予測 し得ない環境への著しい影響が見られた場 合は、事業者が関係機関と協議し、専門家 の意見及び指導を得ながら、必要に応じて 適切な措置を講じます。

表 14.1 (62) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

衣 14. 環境	番		四からの息見の做安と郁甲計画法定権有の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	208	過去に岡谷バイパス建設ではトンネル工 事中の事故が多発した。その事故処理に凝 固剤を使用した。しかしこの凝固剤は地下 水を汚染する。生活用水、醸造用水は汚染 されたら使い物にならない。絶対に使用は しないでいただきたい。	さらに、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。 また、トンネル工事における具体的な施工方法は、事業実施段階で検討することと
	209	凝固材の使用による水質汚染の有無が心 配である。	なりますが、地山の安定を図るため、補助 工法として薬液注入工法を採用する場合に
水象(地下	210	過去、トンネル工事や地下の開発が原因で、水脈の変化、湧水の枯渇、などが問題になった事故、トンネル工事によって水が大量に出て、それを止めるための薬品などが問題となった事例も近場で起きている。そのような不安が無くなるまできちんと調査説明をして欲しい。	は、人の健康被害の発生と地下水等の汚染を防止するために必要な工法の選定等について定めた「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号事務次官通知)に基づき適切な設計・施工を行っていきます。
水)・地形及び地質	211	活断層にトンネルを掘るという今回の計画では、活断層下にある上諏訪温泉、下諏訪温泉への影響が間違いなくあるだろう。 湖北トンネルのように出水事故が起き凝固剤でも利用した場合、町内の温泉、生活水への影響は甚大である。	
	212	バイパスを計画している諏訪市・下諏訪町方面からも、当然、多量な地下水が流入していると考えられる。河川からの水には、肥料・農薬成分が入っているが、地下水はそれが無くきれいで冷たく、諏訪湖にとって貴重である。このバイパス計画、特にトンネル掘削計画は諏訪湖の水質へ悪影響を与えるのではないかと恐れる。 水質に関してトンネルで使う有害物質が	
	213	深質に関してドンネルで使り有害物質が溶け出さないのかなど、工事前工事後の水質調査をした事例などを提示いただきたい。	

表 14.1 (63) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象(地下水)	214	生活水への影響はないと伺っているが、 「影響はない」というのは、水質も変わら ず美味しく水道水が飲めるのか、今と水質 は変化するけれど飲むことは可能、なの か。トンネル工事による水の影響は一番の 不安要素です。絶対にトンネルでなければ いけないのか、慎重に検討していただきた い。	
地形及び地質	215	工事によって水質が悪化したら、他の場所から水を得ればいいという考えは浅はかである。一度、水質が失われたら2度と取り戻すことはできないだろう。山を削ったら水質に影響が必ず出る。山を削って森林を切り倒すのだから、水に影響が出ない訳が無い。	

表 14.1 (64) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番 号	意見の概要	であるの意見の似安と都川計画次定権者の兄族 都市計画決定権者の見解
要水象(地下水)・	216	表流水の急激な増加による山肌での災害は勿論、場所によっては工事による思わぬ地下水の増量変化が降雨時の災害を招くことも想像される。枯渇・減量が起これば下流河川の水の減少、流出増量の変化は大雨の時の災害発生の引き金にはならないか?	216について 降雨時の災害への対応については、事業 実施段階において改めて実施する詳細に反映 で
形及び地質	217	若宮神社付近については、その後をトンネルで通過するとの事で、ありがたいことではあるが、トンネル掘削により湧水、土砂崩落等が無い様、配慮いただきたい。	を講じます。 217 について 地下水の状況は、準備書では、既存資料 で確認できるものを対象に現地調査を行っ ており、個別の湧水等については、事業実施段階で詳細に把握します。 土砂崩落がないように、事業実施段階に おいて、詳細な地質調査を実施した上で、 詳細設計で崩落防止対策等の検討を行って いくこととしています。 なお、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏ま え、必要に応じて適切な措置を講じます。

表 14.1 (65) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番		
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		アセスメント (水・土壌・地盤・地形)	218~221 について
		等説明されたが、納得していない。後々の	本事業による水象(地下水)に係る環境
	218	経過による水の枯渇・木枯れ、家屋のひず	影響評価については、準備書第 11 章
		み等が全国で発生している中、発生時 1回	(P.11-6-14 及びそれ以降の頁)に示すと
		の補償で原因の説明がされない。	おり、調査、予測及び評価を行い、その結
		湧き水や旅館などの温泉への影響がまだ	果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響
	219	よくわからない中での工事はとても心配で	をできる限り回避又は低減するための環境
	213	ある。もし湯が止まってしまったり、少な	保全措置の検討を行いました。
		くなったりしたらどうするのか。 	また、現段階で予測し得なかった著しい
		トンネル予定地の近くには沢山の温泉や	影響が見られた場合には、環境に及ぼす影
		水源がある。工事をすることで、それら温	響について調査し、専門家等の意見を踏ま
		泉や水源の枯渇や汚染などが引き起こされ	え、必要に応じて適切な措置を講じます。
		る要因にもなり得ると考えられる。そうな	なお、事業実施段階において、工事の施
水	220	った場合を想定し、損害への賠償、温泉や	工による水枯渇等が生じる恐れがあると認
象		水源の復旧方法を明確に考えているか?害	められるときは、起業地及びその周辺地域
地		が出てから対策を取ろうとしても手遅れで	において、地下水等の調査を行う等、適切 に対応することとします。
下		ある。元に戻すことはできない。	地盤については、準備書第 3 章 (P.3-28
水)			及びそれ以降の頁)に示すとおり、計画路
地			線は、位置及び基本構造の検討段階から、
形及		水脈を分断する形で予定されている諏訪	軟弱地盤地域に配慮する計画としていま
び		バイパスのトンネル工事は、「施工してみ	す。軟弱地盤地域については、嵩上式で通
地 質		なければわからない」という説明では水が	過する場合には橋梁構造を採用し、地盤沈
		枯渇する心配を払拭できるはずもなく、万	下による影響をできる限り低減する計画と
		が一でも水が枯渇した際の責任はどうなる のか、まるで不透明なままである。水に対	しています。
		する影響は必ず何かしらの形で出ると思わ	また、詳細な道路構造、施工方法等につ
		れる。自然環境に及ぼす影響が懸念され	いては、事業実施段階において、軟弱地盤
		3。 日然來先に及ば了於音が恋心で和 3。	地域に十分に配慮して検討します。軟弱地
	221	· • •	盤地域については、今後、詳細な地質調査
			を行い、必要に応じて地盤沈下の発生に十
			分配慮する施工方法等を検討します。
			なお、事業実施段階において、工事の施
			工による地盤変動により建物等に損害等が
			生ずるおそれがあると認められるときは、
			起業地及びその周辺地域において建物等の
			調査を行う等、適切に対応することとしま
			す。

表 14.1 (66) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象(地下水)・地形及び地質	222	このパイパスの8割がトンネルになり、その分山が削られる。水への影響はどう考えても必須である。水質・水量にどのような影響が考えられるのかという検証とその公表を、市民に対して分かりやすい形や安全性への影響、諏訪市が誇る酒造りへの影響(主人が従事している)、それらが害された場合の対処や保障についても明確にしていただきたい。	222 について本事によるは、準備書りによる状象(地下水)に係るまでは、準備事)に、環境で (P. 11-6-14 及びそれ以評価にの及うでは、地ででは、できれているが、できれているが、できれているが、できれているが、できれているが、できれているででは、できれているでは、できれているででではないででではないででではないでででではないでででではないが、できれているででででは、できれているでででででででではないが、できれているでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

表 14.1 (67) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
24717	,	トンネル工事に伴う地盤沈下や岩盤凝固	223 について
		剤の流出、成分流出による農作物や地下水	計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及
		の汚染、災害時の土砂崩落誘発の危険、自	びそれ以降の頁)に示すとおり、位置及び
		然環境破壊への対処法も提示して、住民も	基本構造の検討段階から、土砂災害特別警
		納得した状態で工事を進めていただきた	戒区域に配慮する計画とし、土砂災害特別
		い。工事をしながら検討し進めてゆくとい	警戒区域については、土工での通過をでき
		うのでなく、事前調査検討をしっかり行っ	る限り回避するとともに、土工で通過する
		た上で進めてほしいと思う。	場合は地形改変を極力少なくする計画とし
			ています。
			また、詳細な道路構造、施工方法等につ
			いては、事業実施段階において、土砂災害
			特別警戒区域に十分に配慮して検討しま
			す。土砂災害特別警戒区域については、ト
			ンネル構造と地すべり危険箇所等の位置関
			係から、地山及びトンネルの安定性を評価
-l.c			し、地すべり線の抵抗力が低くなると判断
水象			される箇所は、トンネル掘削の補助工法等
地			を検討します。また、施工管理の一環として、計測管理等を行いながら工事を実施し
下			ます。
水・	223		また、トンネル工事における具体的な施
地			工方法は、事業実施段階で検討することと
形 及			なりますが、地山の安定を図るため、補助
び 地			工法として薬液注入工法を採用する場合に
質			は、人の健康被害の発生と地下水等の汚染
			を防止するために必要な工法の選定等につ
			いて定めた「薬液注入工法による建設工事
			の施工に関する暫定指針」(昭和 49 年 7 月
			10 日建設省官技発第 160 号事務次官通
			知) に基づき適切な設計・施工を行ってい
			きます。
			地盤への対応については、準備書第3章
			(P.3-28 及びそれ以降の頁) に示すとお
			り、事業実施段階において、詳細な地質調
			査を行い、必要に応じて地盤沈下の発生に
			十分配慮する施工方法等を検討します。
			なお、詳細な設計、施工計画の検討にあ
			たっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮
			響評価の結果に基つざ環境保至に十分配慮して行うとともに、測量、地質調査及び詳
			細な設計等を行う各段階において、地域の

表 14.1 (68) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	223		方々に理解が得られるよう、具体的な説明 等を行ってまいります。
水象(地下水)・地形及び地質	224	バイパス予定地籍について、地盤や地下水、活断層の分布、まだ知られていない断層等、自然破壊や地震、土砂災害等、不安になる。一旦破壊されたらもう戻らない。 バイパスのプラスマイナス面、費用対効果を考えていただきたい。今後 10 年先、50 年先を見据えて見通しを持って地域の人々に説明していただきたい。情報公開と情報共有し、一緒に考えていただきたい。	224について 一般調道 20 号諏訪バイパスについで通視を表しているでは、一般調防地域とその周空を通常を表しているでは、一般調防地域とその周空を通常を表したとした。 「は、ないなどのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

表 14.1 (69) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象(地下水)・地形及び地質	224		能性がある断層帯を踏まえた施工計画を災害特別警戒に把握を踏まえた施工計画が災害特別警戒については、トンネル構造と地すべら、地すが見険箇所等の位置関係から、地すがりたがの安定性を評価し、地の方が低があると、地では、大いながいが低があると、地では、大いながいでは、対いながについながについながにでいる。またいながにでいる。は、事業実施段階において地盤、は、事業実施段階において、地域の方と、ないまで、は、事業実施段階において、地域の方と、ないまで、は、事業実施段階において、地域の方と、は、事業実施段階において、地域の方と、は、事業と協議等を行ってまいります。

表 14.1 (70) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
2///	J	植生、水象等への影響・災害についても	225 について
		懸念される。多くのリスクを承知でありな	計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及
		がら現計画をこのまま進めるのは問題だと	びそれ以降の頁)に示すとおり、位置及び
		思う。	基本構造の検討段階から、断層帯、土砂災
			害特別警戒区域に配慮する計画とし、断層
			帯については、トンネル構造での通過をで
			きる限り回避する計画としています。土砂
			災害特別警戒区域については、土工での通
			過をできる限り回避するとともに、土工で
			通過する場合は地形改変を極力少なくする
			計画としています。
			また、詳細な道路構造、施工方法等につ
			いては、事業実施段階において、断層帯、
			土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検
水象			討します。断層帯については、「道路橋示した。」 これ これが にま
地			方書・同解説」、「道路土工構造物技術基
下			準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に
水)			基づき耐震性能を有する道路設計を行い、 安全面に十分配慮します。土砂災害特別警
地 形	225		
形及	220		り危険箇所等の位置関係から、地山及びト
び 地			ンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵
質			抗力が低くなると判断される箇所は、トン
• 植			ネル掘削の補助工法等を検討します。ま
物			た、施工管理の一環として、計測管理等を
			行いながら工事を実施します。
			計画路線は位置及び基本構造の検討段階
			から、重要な植物群落の通過をできる限り
			回避するとともに、自然環境及び土地の改
			変量を極力抑える計画としています。
			さらに、各環境要素について事業者が実
			行可能な範囲内で環境保全措置を講じるこ
			とにより、計画路線が周辺の環境に及ぼす
			影響についてできる限り回避又は低減が図
			られていると考えています。
			なお、現段階で予測し得なかった著しい
			影響が見られた場合には、環境に及ぼす影 響について調査し、専門家等の意見を踏ま
			響について調査し、専門家等の息見を踏ま
			ん、必安に応しく週別な疳直を蒔します。

表 14.1 (71) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
24711		農業用水、湧水、日照の確保に関する農	226 について
		業への影響に対する対策はどのようにする	計画路線が通過する水路については、準
		か。	備書第3章 (P.3-28) に示すとおり、橋梁
			構造による横断及び桁下空間の確保、カル
			バート等の設置、流路の付け替え、トンネ
			ル構造の採用により機能を確保します。
			本事業による水象(地下水)に係る環境
			影響評価については、準備書第 11 章
			(P.11-6-14 及びそれ以降の頁) に示すと
			おり、湧水について調査、予測及び評価を
			行いました。その結果に応じて、事業者が
			実行可能な範囲内で環境保全措置を講じる
			ことにより、環境影響はできる限り回避又
			は低減が図られていると考えています。
			また、環境保全措置として採用した「観
			測修正法による最適な工法の採用(工事
水象			前、工事中の地下水の状況を観測し、その
(地			結果を基に最適な施工方法を採用するこ
下			と)」の内容をより詳細なものにするため、 詳細な工事計画等字体 関係機関及び
水)	226		め、詳細な工事計画策定後、関係機関及び 専門家等の意見及び指導を得ながら、ボー
日			リング調査、各種物理探査や検層、その他
照 阻			各種調査により、実施区域及びその周辺の
害			地下水と湧水との関係を明らかにして、環
			境影響評価法に基づく事後調査を実施して
			いきます。事後調査の調査期間は、工事
			前、工事中及び完成後とします。
			なお、事後調査結果により、事前に予測
			し得ない環境への著しい影響が見られた場
			合は、事業者が関係機関と協議し、専門家
			の意見及び指導を得ながら、必要に応じて
			適切な措置を講じます。
			さらに、現段階で予測し得なかった著し
			い影響が見られた場合には、環境に及ぼす
			影響について調査し、専門家等の意見を踏
			まえ、必要に応じて適切な措置を講じま
			また、環境影響評価法で定める環境影響
			評価を行う項目は、環境基本法第 14 条各
			号に掲げる事項の確保を旨として定められ

表 14.1 (72) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象(地下水)・日照阻害	226		ており、農地への日照の影響は、これに該当するものではないと考えられることから、調査・予測及び評価の対象とはしていませんが、事業実施段階において、対象道路に起因して農作物への著しい影響が発生した場合には、調査を実施し、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針(案)」(平成16年6月23日中央用対第6号)に基づき適切に対処します。

表 14.1 (73) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	7,5	慈雲寺の景観にとって重要な杉並木や樹	227 について
		齢 400 年の天然記念物の天桂松の保護の問	慈雲寺については、準備書第 11 章
		題と、下諏訪温泉や五蔵が、トンネル工事	(P.11-14-24) に示すとおり、境内の樹林
		によって、汚染されるのは反対である。ト	や庭園等の周辺環境は改変されないこと、
		ンネル工事が完成されて後で、修復するの	また、境内の植生は土壌水を利用して生育
		ではなくそれを考えて頂いて、良く検討し	しており土壌水と地下水の関連性はないこ
		て頂きたい。やはり、自然を破壊されるの	とから保全されると考えられるため、雰囲
		は反対である。	気や利用環境の変化は生じないと予測され
			ます。
			本事業による水象(地下水)に係る環境
			影響評価については、準備書第 11 章
			(P.11-6-14 及びそれ以降の頁) に示すと
			おり、調査、予測及び評価を行いました。
			その結果に応じて、事業者が実行可能な範
			環境影響はできる限り回避又は低減が図ら
水			れていると考えています。
象(また、環境保全措置として採用した「観
(地下			測修正法による最適な工法の採用(工事
水	007		前、工事中の地下水の状況を観測し、その
植植	227		結果を基に最適な施工方法を採用するこ
物			と)」の内容をより詳細なものにするた
· 景			め、詳細な工事計画策定後、関係機関及び
観			専門家等の意見及び指導を得ながら、ボー
			リング調査、各種物理探査や検層、その他
			各種調査により、実施区域及びその周辺の
			地下水と湧水との関係を明らかにして、環境と郷源にはよると東海の東海の大きない。
			境影響評価法に基づく事後調査を実施していきます。事後調査の調査期間は、工事
			前、工事中及び完成後とします。
			なお、事後調査結果により、事前に予測
			し得ない環境への著しい影響が見られた場
			合は、事業者が関係機関と協議し、専門家
			の意見及び指導を得ながら、必要に応じて
			適切な措置を講じます。
			さらに、現段階で予測し得なかった著し
			い影響が見られた場合には、環境に及ぼす
			影響について調査し、専門家等の意見を踏
			まえ、必要に応じて適切な措置を講じま
			す。

表 14.1 (74) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番	4) 準備書についての一般の環境の保全の見ま 意見の概要	也からの意見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
要水象(地下水)・植物・景観素	号 227		今後の詳細な計画検討にあたっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行うとともに、事業実施段階及び供用後の周囲の生活環境(土地利用の変化)や自然環境の状況変化等について、関係機関と協力し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切に把握してまいります。
水象(地下水)・生態系	228	自然の生態系や遥か昔から守られて来た 水は、やはり利便性や防災以前に守るべき ものだと思う。	228 について 計画路線は位置及び基本構造の検討段階 から、注目すべき生息地、重要な植物群落 の通過をできる限り回避するとともに、自 然環境及び土地の改変量を極力抑える計画 としています。
水象(地下水)・景観	229	景観を損ね又、温泉に影響を与えかねない。岡谷~142 号線の合流までの事業でいいような気がする。	229 について 一般国道 20 号諏訪バイパスにけるでにるというでは、諏訪地域にとしての間では、なりでは、なりでは、なりでは、なりでは、なりでは、なりでは、なりでは、なり

表 14.1 (75) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	. I (7		也からの息兄の概要と都中計画決定権者の兄所
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象			で環境保全措置を講じることにより、計画
			路線が周辺の環境に及ぼす影響についてで
(地			きる限り回避又は低減が図られていると考
下	229		えています。
水	229		なお、現段階で予測し得なかった著しい
• 景			影響が見られた場合には、環境に及ぼす影
観			響について調査し、専門家等の意見を踏ま
			え、必要に応じて適切な措置を講じます。
		下諏訪町の中でも最も景観の良い何百年	230~233 について
		もの自然美豊である慈雲寺、春宮、秋宮又	一般国道 20 号諏訪バイパスについて
		天然温泉、自然な湧水、これらの大切な財	は、諏訪地域とその周辺地域における交通
		産が断ち切られ様としている。このバイパ	混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏
	230	ス道路が絶対に必要であるのか?原点に戻	訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交
	230	って大自然は造り直しが出来ない。町もこ	通不能箇所を解消することを目的とした必
		の様な自然美を全国的にアピールして観光	要な道路と考えています。
		に力を入れている場所である。もう一度原	本事業の整備効果としては、現道の交通
水		点に戻り納得が出来る設計に変更していた	がバイパスに転換することによる交通混雑
象		だきたい。	の緩和、交通事故の減少、また、集中豪雨
地	231	数多くの寺社仏閣が損失されてしまうと	等が発生し現道が通行止になった場合の地
下水		したら、そして温泉地、酒蔵さんに影響が	域分断・孤立の解消、及び地域産業の活性
•		あれば、観光都市としての再興は時間がか	化や医療機関までの搬送時間短縮等が期待
景観・人触れ・文化財		かる。	されており、平成 25 年度より実施した計
	232	工事排水はじめ、地下水脈が枯れる可能	画段階評価においても、バイパスの必要性
		性・水脈の変化による自然環境の変化によ	について確認したところです。計画段階評
		り、人が住み難くなっていく中で起こる、	価の中で平成 26 年に実施された意見聴取
		お孫さん世代への精神的負担や精神的影響	では、全体の約8割の方がバイパスの必要
		は計り知れない。	性を認識していました。
		諏訪の魅力はなんといっても、手つかず	計画路線は位置及び基本構造の検討段階
		の豊かな自然、上質な温泉、そして、素晴	から、主要な眺望点及び景観資源、主要な
		らしい日本酒である。諏訪の魅力である温	人と自然との触れ合いの活動の場及びそれ
		泉と日本酒も、今回のバイパス計画で水源	を取り巻く自然資源、現在確認されている
	233	に影響が出れば、自然とともに喪失してし	文化財の通過をできる限り回避するととも
		まう。自然環境は一度失われると、簡単に	に、自然環境及び土地の改変量を極力抑え
		は取り戻すことができないのはもちろんの	る計画としています。
		こと、自然が移住者や観光客を惹きつける	
		資源となることに、気づいているか。	

表 14.1 (76) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

	.1 (7	∪/ 午開音についての一般の環境の体室の兄♪ 	也からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
環境 要素	番 号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
水象(地下水)・文化財	234	諏訪湖への地下水の流入に変化が起きた場合、毎年気象庁へ報告される無形文化財でもある御神渡りの現れ方にも影響が及ぶのではないかと心配になった。	234 について 本事業はすべて諏訪湖に関連する流域内 で行うもので、流域外への排水はないた め、諏訪湖に流入する地下水の流量につい ては保全されると考えています。 なお、現段階で予測し得なかった著しい 影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏ま え、必要に応じて適切な措置を講じます。
	235	本バイパスの目的は、第一に「災害に強い代替路の確保」と伺っている。1995 年におきた阪神淡路大震災での高速道路の悲惨な倒壊の様な事が本バイパスでも起きない様しっかりとした設計施工としていただきたい。目的を達成する為に、このスクモ層の軟弱な地盤と活断層を抱えた地域で、災害時であっても機能を維持できる道路としていただきたい。	235~270 について 一般国道 20 号諏訪バイパスについては、諏訪地域とその周辺地域における交通混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交通不能箇所を解消することを目的とした必要な道路と考えています。 本事業の整備効果としては、現道の交通がバイパスに転換することによる交通混雑
	236	大地震確率が高い中、ハザードマップを 見てもいたる所活断層がある中、寺を含め 弱点が多過ぎる。	の緩和、交通事故の減少、また、集中豪雨等が発生し現道が通行止になった場合の地域分断・孤立の解消、及び地域産業の活性
地形及び地質	237	長野県内では、糸魚川一静岡構造線断層 帯周辺で「30 年以内に震度 6 弱以上」の 揺れに見舞われる確率が依然高い状態であ ると発表した。中でも、「県内 19 市役所の 所在地が今後 30 年以内に震度 6 弱以上の 揺れに見舞われる確率」が最も高かったの は、諏訪市で 59.0%である。茅野市は 36.0%、岡谷市は 32.2%である。県内でし も高い確率予測が出ている地域に、河川の 橋梁を伴うバイパス、とくにトンネルは不 適当ではないか。高確率予測が出ている以 上、地震発生被害が出たとき、「想定外で あった」との言い訳は通用しない。地震発 生時の混乱、その後の維持管理もおおごと となるのは目に見えている。	化さな 25 年度 26 上で 26 上で 26 上で 27 で 27 で 27 で 27 で 28 を 28 と 29 で 20 の 20

表 14.1 (77) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		諏訪市四賀桑原区の地域は活断層構造地	とともに、土工で通過する場合は地形改変
		帯で、中央構造線及び糸魚川構造線の地震	を極力少なくする計画としています。軟弱
		危険区域である。今後高い確率で震度 6 弱	地盤地域については、嵩上式で通過する場
		以上の地震が発生する。この地域に高架構	合には橋梁構造を採用し、地盤沈下による
		造及びトンネル構造の道路を建設すること	影響をできる限り低減する計画としていま
4	238	は、現実的に大変危険であり常識的に問題	す。
		がある。よって、今回のバイパスルート・	さらに、詳細な道路構造、施工方法等に
		構造は大変不的確と言わざるをえない。今	ついては、事業実施段階において、断層
		回示されたバイパスルート・構造について	帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地
		是非再考されるようお願いしたい。	域に十分に配慮して検討します。断層帯に
		バイパスの必要性は考えるが、断層帯や	ついては、「道路橋示方書・同解説」、「道
4	239	災害を考えて、住民・地域の皆さんの声を	路土工構造物技術基準・同解説」、「トンネ
		もう一度聞いてからでも良いと思う。	ル標準示方書」等に基づき耐震性能を有す
		トンネル周辺は下諏訪町の災害警戒地域	る道路設計を行い、安全面に十分配慮しま
	240	に指定されている場所であり、急斜面の場	す。具体的には、詳細な地質調査により、
	210	所でもある。工事による水の流れの変化に	工事に支障となる可能性がある断層帯をで
地 形 _		よる災害が想定される。	きる限り事前に把握し、その位置情報を踏
及 び		ここ諏訪地方は南海トラフや糸魚川、静	まえた施工計画を立案して工事を実施して
地		岡構造線断層帯に起因する災害警戒地域で	いきます。土砂災害特別警戒区域について
質 2	241	あるが、そんな地形にトンネル工事をする	は、トンネル構造と地すべり危険箇所等の
		こと自体が無謀だと思われるので、トンネ	位置関係から、地山及びトンネルの安定性
<u> </u>		ル工事は最小にするよう再考を願いたい。	を評価し、地すべり線の抵抗力が低くなる
		「絶対に安全」というトンネルはないの	と判断される箇所は、トンネル掘削の補助
6	242	だろうが、今回のバイパスルートは糸魚川	工法等を検討します。また、施工管理の一
		一静岡構造線と交差するとのこと、大きな	環として、計測管理等を行いながら工事を
_		不安を覚えざるを得ない。	実施します。軟弱地盤地域については、今
4	243	活断層の上にトンネルをつくって本当に	後、詳細な地質調査を行い、必要に応じて
		安全なのか。ふつうに考えてこわい。	地盤沈下の発生に十分配慮する施工方法等を検討します。
		活断層が通るこの場所にトンネル工事を	を傾削しまり。
4	244	行うとは、今の技術を持っても安全に出来	
		ると言えるのか?自然にはかなわないと思	
-		う。とても不安に感じている。	
		糸静線に添ったトンネル工区の安全性に	
4	245	疑問を抱く。	

表 14.1 (78) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 番	霍者の見解
にくるとされる糸魚川静岡構造線や牛伏寺	
断層の地震があった場合、工事中また工事	
後も危険があるのではないか。土砂災害区	
246 域や断層の部分を目視と資料の調査のみで	
検討したというように記載されていたが、	
水質検査同様、各地の事例や有識者による	
シュミレーション動画などの提示がほし	
V'.	
諏訪市上諏訪双葉ケ丘区の市道 13106 号	
線の通称荏之久保線は国道 20 号線諏訪バ	
イパス都市計画道路の変更案ではトンネル	
上部の補強の為の盛り土構造となり、同市	
道は迂回路をして県道諏訪白樺湖小諸線に	
247 至る構図となっているが、同地域の河川両 地	
┃ 形	
及び ン、イエローゾーンに指定された処なので	
地 これからの天災等に備えての河川整備や安 質 ヘルギロなばがい これが カス・メース カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	
全な道路構造にして戴くようお願いした	
ν _°	
バイパス工事起因の災害が起るのではと	
248 いう心配がある。特別警戒区域でもあるた	
め、断層変異の影響が大きいと思う。	
断層帯や災害警戒地域を避ける事が安全	
安心へと繋がるのではないか?	
諏訪地方は南海トラフや糸魚川、静岡構	
造断層帯に位置し、大地震警戒地域であ	
り、トンネルが掘られる山の諏訪湖側は土	
砂災害特別警戒区域が多くあり、トンネル	
250 工事中又開通後のトンネルからの振動等で	
この急傾斜地の表土層による事故等も予想	
される。バイパス工事に起因する災害等が	
懸念される。	

表 14.1 (79) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

要素	表 14 . 環境	番		也からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
れていない。本事業は山の中で行われるので、トンネル上の地盤が緩んだり、空洞ができたりする可能性がある、という前提で、そこへ大雨・豪雨・巨大台風などが来ることで山崩れが起きたり、土砂災害が起きることへの対処方法を、過去事例だけでなく近未来の可能性も描きつつ、示していただきたい。 工事に伴う振動等が庫埋表山(下諏訪町東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイバス」と位置付けられている等を新たに誘発・増大しかねない。トンネルエ事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた料末起が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネルエ事」はやらないでいただきたい。近年地球温暖化による降水量を考えて見		_	意見の概要	都市計画決定権者の見解
で、トンネル上の地盤が緩んだり、空洞ができたりする可能性がある、という前提で、そこへ大雨・豪雨・巨大台風などが来ることで山崩れが起きたり、土砂災害が起きることへの対処方法を、過去事例だけでなく近未来の可能性も描きつつ、示していただきたい。 工事に伴う振動等が庫裡表山(下諏訪町東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのパイパス」と位置付けられているが、トンネルを据ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネルエ事はより山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			トンネル工事による安全性の担保が得ら	
できたりする可能性がある、という前提で、そこへ大雨・豪雨・巨大台風などが来ることで山崩れが起きたり、土砂災害が起きることへの対処方法を、過去事例だけでなく近未来の可能性も描きつつ、示していただきたい。 工事に伴う振動等が庫裡表山(下諏訪町東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを組ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極崩をや土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見		251	れていない。本事業は山の中で行われるの	
251 で、そこへ大雨・豪雨・巨大台風などが来ることで山崩れが起きたり、土砂災害が起きることへの対処方法を、過去事例だけでなく近末来の可能性も描きつつ、示していただきたい。 工事に伴う振動等が庫裡表山(下諏訪町東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掘ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近末来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			で、トンネル上の地盤が緩んだり、空洞が	
ることで山崩れが起きたり、土砂災害が起きることへの対処方法を、過去事例だけでなく近未来の可能性も描きつつ、示していただきたい。 工事に伴う振動等が庫埋表山(下諏訪町東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掴ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			できたりする可能性がある、という前提	
きることへの対処方法を、過去事例だけでなく近未来の可能性も描きつつ、示していただきたい。 工事に伴う振動等が庫裡表山(下諏訪町東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、横雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掘ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			で、そこへ大雨・豪雨・巨大台風などが来	
なく近未来の可能性も描きつつ、示していただきたい。 工事に伴う振動等が庫裡表山(下諏訪町東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掘ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発しるのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害を例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			ることで山崩れが起きたり、土砂災害が起	
ただきたい。			きることへの対処方法を、過去事例だけで	
工事に伴う振動等が庫裡表山(下諏訪町東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掘ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			なく近未来の可能性も描きつつ、示してい	
東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配がある。工事中については近隣住民への安全確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掘ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			ただきたい。	
252 ある。工事中については近隣住民への安全			工事に伴う振動等が庫裡表山(下諏訪町	
では、近解性氏への女皇 確保が最重要と考える。 近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掘ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			東町中)の地盤に影響し崖崩れ等の心配が	
近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長期停滞、台風の強大化、など全地球的におよぼしている地球温暖化の影響は悪化している。本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掘ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。		252	ある。工事中については近隣住民への安全	
地形及び地質 253 253 253 253 253 253 253 25			確保が最重要と考える。	
地形及び地質 253 253 253 253 253 253 253 25			近年の雨の激しい降り方、梅雨前線の長	
地形及び地質 253 253 253 本計画は「災害時のためのバイパス」と位置付けられているが、トンネルを掘ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見				
地形及び地質 253 253 253 253 253 253 253 25			7,	
形及び地質 253 253 253 253 253 253 253 25	+1/1			
短び地質 据ることで、そうした災害を新たに誘発・増大しかねない。トンネル工事により山の地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見	形			
地質 253 253 253 253 253 地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化 の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害な ど、新たな災害を誘発するのでは、という 懸念は払拭できない。過去の災害事例だけ でなく、これから将来起こりうる近未来の 災害も視野に入れた評価が今日では求めら れている。そうした視点・評価が無い限 り、山を切り拓く「トンネル工事」はやら ないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見	及 び	253		
253 地盤が弱くなり、そこへ極端な地球温暖化の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見	地质			
の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害など、新たな災害を誘発するのでは、という 懸念は払拭できない。過去の災害事例だけ でなく、これから将来起こりうる近未来の 災害も視野に入れた評価が今日では求めら れている。そうした視点・評価が無い限 り、山を切り拓く「トンネル工事」はやら ないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見	貝			
懸念は払拭できない。過去の災害事例だけでなく、これから将来起こりうる近未来の災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			 の悪影響で、山の深層崩壊や土砂災害な	
でなく、これから将来起こりうる近未来の 災害も視野に入れた評価が今日では求めら れている。そうした視点・評価が無い限 り、山を切り拓く「トンネル工事」はやら ないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			ど、新たな災害を誘発するのでは、という	
災害も視野に入れた評価が今日では求められている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			 懸念は払拭できない。過去の災害事例だけ	
れている。そうした視点・評価が無い限り、山を切り拓く「トンネル工事」はやらないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			 でなく、これから将来起こりうる近未来の	
り、山を切り拓く「トンネル工事」はやら ないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			災害も視野に入れた評価が今日では求めら	
ないでいただきたい。 近年地球温暖化による降水量を考えて見			れている。そうした視点・評価が無い限	
近年地球温暖化による降水量を考えて見			り、山を切り拓く「トンネル工事」はやら	
			ないでいただきたい。	
マモナ 赤わ 4 笠 わし わいし ナモカ ((中 ご ね)			近年地球温暖化による降水量を考えて見	
┃			ても大変な対策をしないと大きな災害が起	
きかねない。その事は今各地方でその現状			きかねない。その事は今各地方でその現状	
の災害がはっきり答えを出している。諏訪		254	の災害がはっきり答えを出している。諏訪	
254 地方の地下には日本全体で知られている大			地方の地下には日本全体で知られている大	
きな断層である糸魚川、静岡構造線断層帯			きな断層である糸魚川、静岡構造線断層帯	
が有りその事を見ても、たかが諏訪市、下			が有りその事を見ても、たかが諏訪市、下	
諏訪町のバイパスが本当に必要か。			諏訪町のバイパスが本当に必要か。	

表 14.1 (80) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番号	意見の概要	型からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
要素	ケ	開通後のトンネルから伝わる振動がこの	
	255	急傾斜地の表層土に与える影響はないか?	
		活断層を刺激することによって起こる地	
		震。莫大な金銭的負担。ダンプが走りまわ	
		っている所へ遊びに来たい人はいない。観	
	050	光客が減る。「うるさくて汚い諏訪」の情	
	256	報によって子育て世代で諏訪地方を離れる	
		人が増え、人口が減る。この諏訪バイパス 工事には、あまりにも多くの問題点・デメ	
		工事には、めまりにも多くの问題点・// リットがみられます。諏訪バイパス工事は	
		撤回して中止していただきたい。	
		災害時の対策として、諏訪湖・天竜川河	
		川敷激甚災害対策特別緊急事業が済んでい	
		る。地震についてはトンネルが活断層の真	
	257	上を通るとのことで、反対に危険ではない	
		かと思ってしまう。災害対策としてバイパ	
地 形		ス工事が必要か、疑問である。	
及		計画当初には見つけられなかった活断層	
び 地		が見つかったと聞いた。災害時は他の場所	
質		より危険性が増す。まだ東日本大震災の余	
	258	震が続いている中、工事をされる方々の安	
		全は守られるのか?仮に工事が完成したと	
		して、トンネルを通行する人たちの安全を	
		永続的に保障できるか?人命を優先に考え	
		るのであれば、活断層が見つかった時点で	
		慎重な判断の下、潔く計画を白紙に戻すこ	
		とが賢明である。	
		世界でもトップクラスの数多くの活断層	
	259	が走る地盤に巨大なトンネルを掘る、その	
	200	こと事態が新たな災害につながる懸念があ	
		る。	
		活断層にトンネルを掘る工事の方があき	
	260	らかに災害を誘発します。バイパストンネ	
		ル計画上には家や神社お寺が数多く存在す	
		る。それらへ被害が及んだ場合の人命への	
		影響を考えていただきたい。	

表 14.1 (81) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 環境	番	意見の概要	型からの意見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
要素	号		印印用四尺左推行业力研
		諏訪バイパス道路の工事予定地は、糸魚	
		川ー静岡構造線断層帯に連なる、上諏訪断	
	0.01	層、大和断層、下諏訪断層、桑原断層等に	
	261	囲まれた重要な活断層がある所である。大	
		規模なトンネル工事を進めることに大きな	
		不安を感じる。	
		バイパスを建設したあと、今まで起きな	
	262	かったような大規模な土砂崩れや地震が起	
	202	きたならバイパス建設に原因がないと言い	
		切れるのか?	
		活断層が多い茅野・諏訪の山にトンネル	
	263	を開ける危険を冒してまで進める計画など	
		理解できない。	
		バイパスが通る区域は、長野県が指定し	
	264	ている土砂災害特別警戒区域を多く通過し	
	204	て行く。準備書の図を見たら、誰もが災害	
		発生への不安をいだく。	
地形		糸魚川静岡構造線の活断層に平行して 4	
及	265	車線のトンネルを作る構想は、子孫に負の	
び 地		遺産を贈ることになるので反対だ。	
質	266	トンネル建設による土砂崩れ等の調査は	
		十分に行われているのか。計画地付近には	
		活断層がある様である。今回の計画道路よ	
		り低い位置には多くの住宅地がある。大	
		雨、地震の際、トンネル工事に起因し土砂	
		開れ等が起こった場合、多数の方が罹災さ	
		れると考えられる。上記の理由から、予定	
		区間のトンネル部分をルートの再検討を希	
		望する。	
		トンネルの出口として諏訪市四賀桑原区	
		が計画され、そこから諏訪市四賀赤沼区に	
		かけて高架による既存への結合を計画して	
		いるが、これらの地域は軟弱地盤で知られ	
	267	る地域で、今後大地震などの時に倒壊した	
		りしないか心配である。トンネル自体も諏	
		訪湖北側の活断層帯の真上を掘り進めるも	
		ので、もし大地震があったときに大丈夫な	
		のか、そういった検証が真剣になされてい	
		るのかはなはだ疑問である。	

表 14.1 (82) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
安素	号 268 269	11 キロにも及ぶトンネルを掘るというが、それがよりにもよって糸魚川静岡構造線の一部をなすという諏訪湖北岸の活断層帯に作られるというのは、なにかの冗談か?どんなに検証をしてもしきれないことがあるだろうし、地震の時に甚大な被害が出てから「想定外の災害が起きた」などいってもらっても取り返しがつかない。活断層付近を通過するようですが、災害を引き起こす原因を作っているのではないか。とても危険だと思う。地震が予想されていることから、地震対策になるか。当然、迂回路が多い方が良い	
地	270	だろう。しかし、予想される東海地震の場合、どのようになるのか。わかっている断層だけでも多数ある。諏訪バイパスは断層に沿っているようにも見える。	
形及び地質	271	今回の準備書では、軟弱地盤地域(諏訪市四賀赤沼区、他)について地盤を評価項目に選定されていないが、実際の工事にあたっては、十分な地質調査を行って、地盤沈下の発生しない様な構造、施工方法にしていただきたい。また、工事実施中、供用後に地盤沈下により、家屋、インフラ等への影響が発生した場合は、必要な補償、沈下対策を行っていただきたい。	業に係る工事の施行に起因する地盤変動に より生じた建物等の損害等に係る事務処理
	272	工事期間中の大型車の通行により地盤が 悪くなった場合の保証がどうなるか知りた い。	要領」に基づき、工事の施工による地盤変動により建物等に損害等が生ずるおそれがあると認められるときは、起業地及びその
	273	盛土により地盤への重量の負担が増す事が予測される。現在住居がある土地に歪が生じて傾きの発生等不具合が生じる恐れがある。影響が無い事を確約してもらいたい。施工による影響が無かった事を確認できるように施工前後の状態を記録、比較して異常が認められない事を明確にしてほしい。	周辺地域において建物等の調査を行う等、適切に対応することとします。

表 14.1 (83) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	274	昨年9月の質問に対する電話回答では断層があるトンネル工事に関しての懸念に対し「適切な工事を進める」という説明であったが、アセスの地質調査不足や問題発生に対する具体的な対応策がしめされていないことを大変不安に思う。	274~275 について 計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及びそれ以降の頁)に示すとおり、位置及び基本構造の検討段階から、断層帯に配慮する計画とし、トンネル構造での通過をできる限り回避する計画としています。 また、詳細な道路構造、施工方法等につ
地形及び地質	275	電話回答では「安全な工法で行う」との 回答であったが、納得できる具体的な説明 はなかった。地震災害については地質構造 の詳細な事前調査と危険な個所の対策が説 明されるべきである。工法として、糸一静 線が動いても壊れないレベルのトンネル工 事の技術は確立されているのか。	いては、事業実施段階において、断層帯に十分に配慮して検討します。断層帯については、「道路橋示方書・同解説」、「道路土工構造物技術基準・同解説」、「トンネル標準ホ方書」等に基づき耐震性能を有する道路設計を行い、安全面に十分配慮します。具体的には、詳細な地質調査により、ごままる。間に把握し、その位置情報を踏まえた。ででは、である断層帯を踏まれるよう、具体的な説明等を行ってまいります。

表 14.1 (84) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
2471		自然環境・歴史的景観・文化的景観へ与	276~277 について
		える影響と保護対策・災害警戒地域におけ	一般国道 20 号諏訪バイパスについて
		る公共工事の安全性と災害防止対策、安全	は、諏訪地域とその周辺地域における交通
	276	性の担保、災害の予想されるルートの変更	混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏
		等要望に対する国の説明・回答は概要のみ	訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交
		でよく理解出来ない。	通不能箇所を解消することを目的とした必
			要な道路と考えています。
		「20 号諏訪バイパスルート案」は美し	本事業の整備効果としては、現道の交通
		い自然を破壊し、景観を損なうばかりでな	がバイパスに転換することによる交通混雑
		く、活断層、急傾斜地、土砂災害等災害の 危険性が高い場所に工事が行われ、その影	の緩和、交通事故の減少、また、集中豪雨
		響により災害が引き起こされるのではない	等が発生し現道が通行止になった場合の地
		かと危惧している。住民の命と生活をおび	域分断・孤立の解消、及び地域産業の活性 化や医療機関までの搬送時間短縮等が期待
		やかすことのないように 40 年前の決定事	されており、平成25年度より実施した計
		項ではなく現行法にてらし合わせて、今一	画段階評価においても、バイパスの必要性
		度考えて頂き懸命な判断をお願いしたい。	について確認したところです。計画段階評
			価の中で平成 26 年に実施された意見聴取
Life			では、全体の約8割の方がバイパスの必要
地形			性を認識していました。
及 び			計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及
地質			びそれ以降の頁)に示すとおり、位置及び
			基本構造の検討段階から、断層帯、土砂災
景観			害特別警戒区域に配慮する計画とし、断層
	277		帯については、トンネル構造での通過をで
			きる限り回避する計画としています。土砂
			災害特別警戒区域については、土工での通
			過をできる限り回避するとともに、土工で
			通過する場合は地形改変を極力少なくする
			計画としています。 また、詳細な道路構造、施工方法等につ
			いては、事業実施段階において、断層帯、
			土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検
			討します。断層帯については、「道路橋示
			方書・同解説」、「道路土工構造物技術基
			準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に
			基づき耐震性能を有する道路設計を行い、
			安全面に十分配慮します。具体的には、詳
			細な地質調査により、工事に支障となる可
			能性がある断層帯をできる限り事前に把握
			し、その位置情報を踏まえた施工計画を立
			案して工事を実施していきます。土砂災害

表 14.1 (85) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
地形及び地質・景観	277		特別警戒区域については、トンネル構造と地すべり危険箇所等の位置関係から、地山及びトンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵抗力が低くなると判断される箇所は、トンネル掘削の補助工法等を検討します。また、施工管理の一環として、計測管理等を行いながら工事を実施します。本事業による景観への影響についそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び平準備書第11章(P.11-12-1及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行いました。その結果に応じて、事業に応じて、事業はできる限りにより、環境影響はできる限りにより、環境影響はできる限りにより、環境影響はできる限りにより、環境影響はできる限りにより、環境影響はできる限りによりによりによりによりにあると考えています。
日照阻害	278	バイパス工事及びその後の日照時間の減少について、影響を受ける農地、住宅への 保障をしてほしい。また、施工前後の状況 を記録比較して影響の度合いを明確にして ほしい。	278について 本事業に行いて 本事業には、準頁)には高る子には、がいる。 とができまれて、本事では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

表 14.1 (86) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	. 1(8		也からの息兄の概要と都市計画決定権者の兄解
要素	号	意見の概要	都甲計画伏足惟有の兄牌
日照阻害	278		に対する損害等に係る事務処理指針(案)」 (平成16年6月23日中央用対第6号)に 基づき適切に対処します。
	279	影響を受けると予測されているのがアオバズクで、様々な配慮や対策によって繁殖活動への影響・生息環境が保全されると予測されているが、トンネル工事において発破によりかなりの爆音と振動が予想されることが分かり、それに対する環境保全措置が本当に効果的なのか、生息環境は守られるのか、大変懸念される。	トンネルにおける発破工事の実施については、事業実施段階において、地質調査や詳細設計を実施し施工方法を検討するため、現段階では決定していません。トンネル工事において発破を実施する場合には、事業実施段階で適切な火薬量による発破工法の採用や、防音扉の設置、アオバズクの繁殖期間へ配慮した工事工程とする等の環境保全措置を検討し、発破に伴う影響の回避又は低減に努めます。
動物	280	工事による動物生息域減少は動物が里へ下り、農作物に影響する。道路での動物に関する事故を増やす。	280 について 本事業による動物に係る環境影響評価に ついては、準備書第 11 章 (P.11-9-1 及び それ以降の頁)に示すとおり、調査、予測 及び評価を行いました。その結果に定保で まずまでにより、の話果境保でき るで、事業はであるとは人でで、事業ででは、が図られています。 準備書第 11 章 (P.11-9-69 及びを ・ とおり、計画の主なとれり、 のの主なとはいます。 等のかれば、 のの主なが、 のいかが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のいが、 のい

表 14.1 (87) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番	意見の概要	型からの息兄の做安と都市計画決定権有の兄解 都市計画決定権者の見解
要素	号		281~285 について
			本事業による動物、植物、生態系に係る
		た川と思われていたものが今では貴重なも	環境影響評価については、準備書第 11 章
	281	のとなっている。生息域保全は環境保全の	(P.11-9-1 及びそれ以降の頁) に示すと
	201	鉄則である。そこに生息する生き物ととも	おり、調査、予測及び評価を行いました。
		に末永く守り、子孫に受け継いでいきたい	その結果に応じて、事業者が実行可能な範
		ものである。	囲内で環境保全措置を講じることにより、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			環境影響はできる限り回避又は低減が図ら
		に、全ての生物たちの為のこのような緻密	れていると考えています。
	282	で素晴らしい生態系を破壊しかねない計画	
		を進めてしまって、本当に良いのか?	
		トンネルを掘りバイパスを作るために山	
		を削るという「行為」について山に住む動	
動	283	植物へ悪影響が及ぶ。生態系のバランスが	
物•		崩れてしまう。結果、人里や周りの自然、	
植物		更には海にも悪影響が及んでしまう。	
生		工事箇所周辺から霧ヶ峰への広範囲にな	
態		るが、このエリアは天然記念物のカモシカ	
系		をはじめ沢山の貴重な動植物も存在してい	
		る。この様な自然の生態系は現況であるか	
		らこそ生きていかれるものであり、地中に	
	284	トンネルを通すからと言っても工事期間中	
	201	に壊滅の危険性が否定出来ないと考える。	
		一度破壊された自然環境は人間の手による	
		原状復帰が不可能な事は誰でもが分かる常	
		識であり、こんな事をして良いかどうかは	
		行政の方々でも充分に理解出来る事ではな	
		いか?	
		道路の8割がトンネルということは、山	
	25-	や森、川、水、生物など、生態系への影響	
	285	が広い範囲に及ぶ。どこにどのような影響	
		が及ぶのか、長期的な影響も見据えて計画	
		を立てられているのか?	

表 14.1 (88) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		谷部に立体構造物が建設される。交通量	286 について
		も増加する。動植物の谷部の連続性に影響	計画路線が通過する横断道路や水路につ
		しないか。	いては、準備書第 3 章 (P.3-28)、準備書
			第 11 章 (P.11-9-69 及びそれ以降の頁)
	286		に示すとおり、橋梁構造による横断及び桁
			下空間の確保、カルバート等の設置、流路
			の付け替えの採用により機能を確保するこ
			とから、連続性は確保されるものと考えて
			います。
		動物・植物・生態系の環境予測に当たっ	287 について
		ては、安全側で評価が行われており良いと	事業実施段階においては、環境影響評価
		思うので、計画通りの調査及び配慮を行っ	の結果に基づき、環境保全措置を適切に実
		ていただければ問題ない。	施します。
			また、環境保全措置の内容をより詳細な
			ものにするため、環境影響評価法に基づく
			事後調査を実施していきます。動物及び生
	287		態系の事後調査の調査期間は、工事前〜工 事中の調査対象の繁殖期を基本とします。
動物			植物の事後調査の調査期間は、各種の生活
•			史及び生育特性等に応じて設定します。
植 物			なお、事後調査結果により、事前に予測
生生			し得ない環境への著しい影響が見られた場
態			合は、事業者が関係機関と協議し、専門家
系			の意見及び指導を得ながら、必要に応じて
			適切な措置を講じます。
		工事のルートが諏訪大社のすぐ近くだと	288 について
		いうことにも驚きを隠せない。諏訪大社と	工事の実施による植物、文化財に係る環
		言えば、社殿は国の重要文化財に、鎮守の	境影響評価については、準備書第 11 章
		森とも言われる社叢は県の天然記念物に指	(P.11-10-1 及びそれ以降の頁) に示すと
		定されている。この近くを工事車両が頻繁	おり、調査、予測及び評価を行いました。
		に行き来することに、決して賛成できな	その結果に応じて、事業者が実行可能な範
		٧١ _°	囲内で環境保全措置を講じることにより、
	288		環境影響はできる限り回避又は低減が図ら
			れていると考えています。
			工事用車両の運行にあたっては、通勤・
			通学の時間帯を避けて通行することや工事
			用車両の出入り量を制限する等、地域の
			方々の生活環境や観光産業にできる限り影響のないとる配慮せる計画として事業手
			響のないよう配慮する計画とし、工事着手
			前に地域の方々へ説明等を行ってまいります。
			У о

表 14.1 (89) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
生態系	289	山を切り拓くことは、山に生息する植物、動物を含むあらゆる生物多様性の棲息地喪失を招き、生態系システムを破壊する。個別の種への評価だけではなく、それらが全体として織りなす生態系システムとしての評価が必要である。	289 について 本事業による生態系に係る環境影響評価 については、準備書第 11 章 (P.11-11-1 及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、 予測及び評価を行いました。その結果に応 じて、事業者が実行可能な範囲内で環境保 全措置を講じることにより、環境影響はで きる限り回避又は低減が図られていると考 えています。 なお、生態系の調査、予測及び評価は、 個別の種への評価だけではなく、地域を特 徴づける生態系の注目種・群集を選定し、 それらの生息・生育基盤を含めて行いまし た。
	290	道路の存在に係る景観についての調査地 点がほとんどは計画路線より諏訪湖側であ る。下諏訪町武居は、計画路線が、住宅地 の中央を横断することになっている。計画 路線の山側からの景観について評価すべき である。	290 について 景観の調査地点については、準備書第 11章 (P.11-12-2 及びそれ以降の頁) に示 すとおり、調査地点の選定手順 (図 11.12.1.1) にしたがって、主要な眺望景 観及び身近な自然景観の変化が生じるおそ れのある地点を選定しました。
景観	291	諏訪圏は観光都市ではあるが「景観」項目の予測を考えた時、諏訪湖側には不特定多数が利用する視点場があるが、バイパス側には主だった景視資源が存在していない(視認できない)ため、影響はなしとして問題ないと思う。直接改変を受ける景観資源も特にないと思うので、配慮だけしていただければ問題ない。	291 について 事業実施段階においては、環境影響評価 の結果に基づき、環境保全措置を適切に実 施します。

表 14.1 (90) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番	意見の概要	でからの息兄の似安と都中計画次定権者の兄解 都市計画決定権者の見解
要素	号		
		第4区(下諏訪町武居南)における盛り	292 CONT
		土に対して地元の反対意見を聞く。地区が	構造物・道路付属物の検討にあたって
		分断されるとの懸念からである。是非高架	は、準備書第 3 章 (P.3-28) に示すとお
		橋にして風通しが良く、景観に配慮したバ	
		イパスにして欲しい。	するとともに、法面保護及び景観保全の観点から、オモは特性による場合にある。
			点から、法面は植生による緑化を行いま す。
	292		^。 なお、詳細な道路構造、設計の検討にあ
			たっては、事業実施段階において、環境影
			響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮
			して行うとともに、測量、地質調査及び詳
			細な設計等を行う各段階において、地域の
			方々に理解が得られるよう、具体的な説明
			等を行ってまいります。
			293 について
		市四賀赤沼区内を通過する高架道路の景観	 高架構造区間については、準備書第 11
		を構造、デザイン、色彩等の面から考慮し	章 (P.11-12-49 及びそれ以降の頁) に示
	293	て欲しい。	すとおり、環境保全措置として「構造物
			 (橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイ
景観			ン、色彩の検討」を採用します。詳細につ
観			いては、事業者が事業実施段階で、地域と
			の調和を図る観点から検討します。
		諏訪バイパス計画地は慈雲寺ならびに諏	294 について
		訪大社春宮周辺の歴史的景観に影響を与え	景観の調査地点については、準備書第
		ると思われる。	11 章 (P.11-12-2 及びそれ以降の頁) に示
			すとおり、調査地点の選定手順(図
			11.12.1.1) にしたがって、主要な眺望景
			観及び身近な自然景観の変化が生じるおそ
			れのある地点を選定しました。
			景観の調査地点の選定において、慈雲寺
	294		及び諏訪大社下社春宮については、計画路
			線が見えないため、評価の必要はないと判
			断し、調査対象として選定しませんでし
			た。
			また、構造物・道路付属物の検討にあた
			っては、準備書第 3 章 (P. 3-28) に示すと
			おり、周辺景観との調和や、地域住民に配
			慮するとともに、法面保護及び景観保全の
			観点から、法面は植生による緑化を行いま
			す。

表 14.1 (91) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	295	保。せっかくの「明かり部」。駐車して、	295 について ご指摘の要望については、関係自治体に 伝えます。
景観・人と自然との触れ合いの活動の場	296	大社周辺の景観維持と道路等による分断が無いようにしていただきたい。	296 について 景観の調査地点については、準備書第 11章 (P.11-12-2 及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査地点の選定手順(図 11.12.1.1)にしたがって、主要な眺望景観のある地点を選定した。 景観のある地点を選定において、動力を設定において、動力を設定において、動力を設定において、動力を設定において、動力を設定において、動力を設定において、動力を表しませんでした。 ま社本を対象として選定においてはないの検討にあたっては、準備書第3章(P.3-28)に示すとおり、地域住民による緑化を行いた。 は、周辺景観といるととは面保護及び景観保全の観点から、法面は植生による緑化を行います。 また、のアクセスルートについては、以降の直に示すとおり、機能補償のため、近野に示すとおり、機能補償のため、近野に示すとおり、機能補力の直に示すとおり、機能補償のため、近野に行け替え道路を整備することにより、分断は生じません。

表 14.1 (92) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
要 人と自然との触れ合いの活動の場	297	部落(下諏訪町東高木)と里山との往来について、例えば何箇所かの御柱山出し路の確保なども4車線より2車線の方が対応しやすい。	297 について 御柱祭の諏訪大社下社曳行ルートについては、準備書第 11 章 (P.11-13-46) に示すというでは、準備書第 11 章 (P.11-13-46) に示すとしたのでは、でのは、でのは、でのは、でののでは、でのでは、でのでは、でのでは、での

表 14.1 (93) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	. I (9 番 号	意見の概要	他からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
女术	7	御神域が並んでいる山を削る。正直、地	298~299 について
		元住民の方がたは、祟られるのが怖いと言	本事業のルートについては、準備書第3
		っている。こんな事業を許したらもう「山	章 (P.3-21~3-26) に示すとおり、平成
	298	の神様お願いだ」なんて二度と木遺りで鳴	25 年から平成 28 年に行った計画段階評価
		けなくなると言っている。御柱祭りが偽物	における PI(パブリック・インボルブメ
		になってしまう。	ント)プロセスにおいて、バイパス案(山
			側ルート)、現道拡幅案、現都市計画ルー
		神様の山を切り崩した中を自分が通って	ト案の3ルートを比較案として設定し、政
		いると考えたら、祟りが怖くて二度と諏訪	策目標や環境への影響等地域の意見聴取で
		神社に顔向けできないと言っている人たち	重視されている項目に対して比較評価を行
		がいた。山の力がなくなったら、御柱祭も	い、意見を聞きながらルートの選定を行い
		形骸化してしまう。日本中にある諏訪の総	ました。その結果、バイパス案(山側ルー
		本山としての魅力と影響力を自覚していた	ト)は、政策目標である交通の円滑化や災
Į.		だきたい。	害(浸水被害、土砂災害等)に強い代替路
人と自			の確保を図り、生活環境等に配慮し、安
然			心・快適な暮らしづくりに寄与するルート
との			であるとともに、家屋への影響、経済性の 面でも優れており、意見聴取で得られた地
触			域のニーズにも応えられるものとして、採
れ 合			用ルートとして決定しています。
いの			計画路線は位置及び基本構造の検討段階
活動			から、現在確認されている人と自然との触
\mathcal{O}			れ合いの活動の場の通過をできる限り回避
場、、	299		する計画としています。
文化			御柱祭の諏訪大社下社曳行ルート、小宮
財			御柱祭については、準備書第 11 章 (P.11-
			13-41 及びそれ以降の頁) に示すとおり、
			計画路線と交差しないため、触れ合いの活
			動の場の改変はありません。さらに、準備
			書第 11 章 (P.11-13-66) に示すとおり、
			供用後における御柱祭及び小宮御柱祭の開
			催期間中は、山出し・里曳きルートとの交
			差箇所の通行規制等について、必要に応じ
			て関係機関と協議・調整を行ってまいりま
			す。 文化財の調査地点である諏訪大社下社に
			文化別の調査地点である諏訪人社下社に ついては、準備書第 11 章 (P.11-14-25)
			に示すとおり、境内の樹林等の周辺環境は
			改変されないため、雰囲気や利用環境の変
			化は生じないと予測されます。

表 14.1 (94) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
人と自然との触れ合いの活動の場、文化財	299		なお、詳細な設計、施工計画の検討にあ たっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮 して行うとともに、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の 方々に理解が得られるよう、具体的な説明 等を行ってまいります。
	300	秋宮の裏山である地域は御神体の山ともいえる地域である。神聖なる大地、そして母なる大地に穴を開けて、良いものかと思う。	300~301 について 本事業のルートについては、準備書第 3 章 (P. 3-21~3-26) に示すとおり、平成 25 年から平成 28 年に行った計画段階評価 における PI (パブリック・インボルブメ ント) プロセスにおいて、バイパス案 (山 側ルート)、現道拡幅案、現都市計画ルー
文化財	301	社の杜の上方に人工物が架かると思っていれると思ってくれると思ってすると思っていれると思きを書います。専門家のと思った。専門家ということ思った。専門家というでの上空に橋を掛けるといようでありませんが、私たちのを得ない。菩提寺は、鎌倉時代からのままで保存する。を結びると書がら今のままで保存する。 社の杜の上方に人工物が架かると思っていますが、なぜこのようでは、はいると記さない。 さと言うでは、はいると言うでは、はいると言うでは、はいると言うでは、ままで保存する。	ト案の3ルトを決響等地域の意見聴極を行いましての意見を地域の意見を地域の意見を地域のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

表 14.1 (95) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	301		いては、準備書第 11 章 (P.11-14-24) に 示すとおり、境内の樹林や庭園等の周辺環境は改変されないこと、また、境内の植生は土壌水を利用して生育しており土壌水と地下水の関連性はないことから保全されると考えられるため、雰囲気や利用環境の変化は生じないと予測されます。 なお、詳細な設計、施工計画の検討にあたっては、事業実施段階において、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮してお設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。
文化財	302	諏訪市・下諏訪町の住民生活、観光、産業、文化財、自然環境等に影響があると心配されることが多く、このまま工事が行われてしまえば、最悪「諏訪が壊れてしまう!」という思いに至ってしまう。便利さを求めるあまり、地元が大切にしてきた歴史や普通の暮らしが壊されてしまう事のないよう、十分な調査と検討をお願いしたい。専門家のアドバイスにも誠実な対応をお願いしたい。	302 について 本環境影響評価は、環境影響評価法及び 長野県環境影響評価条例、その他関連法令 等に基づき適切に実施しています。 調査、予測及び評価は、「技術手法」、 「長野県環境影響評価技術指針」、最新の 科学的知見等に基づき、環境基準等の諸指標をして用いて、適切に実施し、その結果を準備書第 11 章に記載しています。 また、環境影響評価の調査、予測及び評価の対ます。 また、環境影響評価の調査、予測及び評価のいます。 各環境要素については、専門家等の助言を受けています。 各環境要素について事業者が実行可能なり、計画路線が周辺の環境に及ぼす影響についてきる限り回避又は低減が図られていると考えています。

表 14.1 (96) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
スホ	.5	廃棄物とくに建設発生土の処理問題につ	303~306 について
	303	いて、前もって、どこにどれだけいつ処分	事業の実施に伴い発生する建設発生土に
		するのか、明らかにして欲しい。	ついては、準備書第3章(P.3-29)に示す
		トンネルから大量に出る残土の運搬先が	とおり、できる限り盛土材等として本事業
		決まっていない。出てから考えるとの回答	内での利用に努めるとともに、本事業で発
		でしたが掘削後では遅すぎる。土質・石	生する建設発生土に関する情報提供あるい
	304	質・量を調査し把握する必要があると思	は建設発生土を必要とする他の公共事業等
		う。後になって置き場が見つからず仮置き	の情報収集に努めます。建設発生土の事業
		場、適当でない使い道、ということが無い	外搬出に関して、搬出先で不適正な処分が
		ようにお願いしたい。	行われないよう、事業者において、利用・
		水月公園のスポーツ公園化の為にトンネ	処分の流れを把握・管理し、適正な利用・
		ル残土を持ち込むと言う又聞きの話だが、	処分を確認します。
	305	山の上への残土処分、あの場所は全体的に	さらに、準備書第 11 章 (P.11-15-4 及
		は急傾斜の沢地である。元の地盤と盛り土	びそれ以降の頁)に示すとおり、環境保全世界による「工事関流円の円准」など円
		をどう安定させるのか? 膨大な廃土、トン	措置として「工事間流用の促進」を採用し、建設発生土は、「建設発生土情報交換
廃		ネル設計時点で同時にどう処分ができるか	システム」による工事間利用を他の道路事
棄		考えられなければならない。膨大に排出す	業への再利用も含めて検討するとともに、
物等		るトンネル残土の軽はずみな処分はしない	「資源の有効な利用の促進に関する法律」
		でいただきたい。後つけ思い付きで、沢を	に基づき、適切に再利用を図ることによっ
		埋める、山の上に捨てる等もってのほか、	て発生量を回避・低減します。
		充分な安全性を考えたうえで、証明付きで	また、トンネル工事に伴い発生する建設
		施工していただきたい。	発生土等を仮置きすることも想定されます
		当該諏訪バイパスに関しては糸魚川-静	が、その場所については、準備書第 3 章
		岡構造線の直上に位置している。この計画	(P.3-29) に示すとおり、関係法令を遵守
		に対し、「大雨が降った時に地震が発生し	して適切に対応するとともに、仮置きした
		た場合どうなるのか?」を不安に感じている。山を削り、木の根を切り、土を選び出	土砂が地震や気象等の自然災害により周辺
		る。田を削り、不の様を切り、工を選び出 し、別の場所へ盛り、削られた場所、盛ら	に影響を与えることがないよう適切に対応
	306	れた場所に大雨が降った場合かつ、地震が	することとし、工事着手前に関係機関や周
		発生した場合のリスクを慎重に科学的に調	辺住民への情報提供を行います。
		査をしていただきたい。 土砂の流出は完全	建設発生土の具体的な利用・処分方法に
		に工区内あるいは残土処理区域内に抑えら	ついては、事業実施段階において他の公共
		れる根拠を具体的に工法および各種数値を	事業等の状況を踏まえ検討することとし、
		明示しご説明をいただきたい。	結果については工事着手時に周辺住民への
		71 1	情報提供を行います。

表 14.1 (97) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		上川の植生水路と河口の沈殿ピットから	307 について
		出る約3,200 m3の土砂でさえ、諏訪建設事	事業の実施に伴い発生する建設発生土に
		務所は「除去した堆積土の処分先に苦慮し	ついては、準備書第 3 章 (P.3-29) に示す
		ている」と述べている。その 400 倍以上の	とおり、できる限り盛土材等として本事業
		土砂をどこにどう処分するのか。廃棄物と	内での利用に努めるとともに、本事業で発
		建設発生土をいつ、どこに、どれだけ処分	生する建設発生土に関する情報提供あるい
		する予定なのか、具体的に示してほしい。	は建設発生土を必要とする他の公共事業等
			の情報収集に努めます。建設発生土の事業
			外搬出に関して、搬出先で不適正な処分が
			行われないよう、事業者において、利用・
			処分の流れを把握・管理し、適正な利用・
			処分を確認します。
			さらに、準備書第 11 章 (P.11-15-4 及
			びそれ以降の頁)に示すとおり、環境保全
			措置として「工事間流用の促進」を採用
			し、建設発生土は、「建設発生土情報交換
			システム」による工事間利用を他の道路事
廃			業への再利用も含めて検討するとともに、
棄物	307		「資源の有効な利用の促進に関する法律」
等			に基づき、適切に再利用を図ることによっ
			て発生量を回避・低減します。また、環境
			保全措置として、「再資源化施設への搬入
			等による他事業等での利用」を採用し、建
			設汚泥、コンクリート塊、アスファルト・
			コンクリート塊、建設発生木材は、「廃棄
			物の処理及び清掃に関する法律」及び「建 設工事に係る資材の再資源化等に関する法
			は上ずに除る資物の丹資源に等に関する伝 律」に基づき、適切に再利用を図ること
			(具体的には、コンクリート塊は再生コン
			クリート材への加工、アスファルト・コン
			クリート塊は再生アスファルト合材等への
			加工を行うことによる再資源化を図るこ
			と)によって発生量を回避・低減します。
			廃棄物及び建設発生土の具体的な利用・
			処分方法については、事業実施段階におい
			て他の公共事業等の状況を踏まえ検討する
			こととし、結果については工事着手時に周
			辺住民への情報提供を行います。

表 14.1 (98) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	. I (9 番 号	意見の概要	也からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
要素	308	地球温暖化による悪影響を避けられることはできないと認識する必要があるが、本 事業の環境影響評価ではこの視点があると	308~311 について 本事業では、準備書第3章 (P.3-31) に 示すとおり、工事中の温室効果ガス排出量
温室効果ガス	309	言えるか。 県が定めた「長野県気候危機突破方針」 との整合性が取れるのか、疑問なため、バ イパスの着工から完成までに要するエネル ギー総消費量、および二酸化炭素総排出量 を明らかにしてほしい。	の低減を図るため、効率的な施工計画の策 定に努めるとともに、市場性、安定供給、 性能、品質の確保にも留意しつつ、「国等 による環境物品等の調達の推進等に関する 法律 (グリーン購入法)」に基づく特定調 達品目等の使用に努めます。 また、事業実施にあたっては、省エネ設 備の導入等により、供用後における温室効 果ガス排出量の低減に努めます。
	310	長野県は、気候非常事態宣言 2050 年排 出ガス 0 ゼロを表明した自治体でもある。 この計画による様々な影響はこの市町村・ 県だけのものではないことを自覚する必要 がある。	
	311	掘削土を運び出す大型ダンプの連なるおびただしい光景は「気候変動・脱炭素社会づくり」の観点から、矛盾を感じる。	
環境	312	環境アセスメント(以後アセス)としては、結局、ルートの詳細と構造は 2021 年3 月のアセス準備書の縦覧と説明会までは、住民には示されていない。方法書から3年の遅れである。これは、環境アセス条例の趣旨に反する違法行為ではないか。3年も遅れた詳細ルートと構造の説明が、アセス方法書の趣旨に照らして、手続きが条例違反かどうかを住民に説明してほしい。	312~313 について 本環境影響評価は、環境影響評価法及び 長野県環境影響評価条例、その他関連法令 等に基づき適切に実施しています。 計画路線の必要性を議論するために必要 となる現地調査の手法等について、地域の 方々からのご意見を幅広く聴くため、平成 29 年 4 月に方法書を公告・縦覧し、縦覧 期間中に方法書説明会を 4 回開催するとと
影響評価手続き	313	不十分な情報での手続は、アセスの手続きとして瑕疵があると思われる。詳細ルートと約80%がトンネルだとする詳細な構造を示したうえで、住民意見を反映したアセス調査をやり直す必要がある。	もに、一般及び知事から意見を聴取しました。 現地調査は、方法書に寄せられた住民意見、並びに知事意見を踏まえており、計画路線の特性や周辺地域の状況を適切に把握できるものと考えています。 また、調査、予測及び評価は、「技術手法」、「長野県環境影響評価技術指針」、最新の科学的知見等に基づき、環境基準等の諸指標を評価の指標として用いて、適切に実施し、その結果を準備書第 11 章に記載しています。

表 14.1 (99) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	. 1(9	意見の概要	也からの意見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
要素	号		
	314	事業者が事業者自身で評価するこのような準備書には何の信用も置けない。	314~315 について 本環境影響評価は、環境影響評価法及び 長野県環境影響評価条例、その他関連法令
		「環境影響評価準備書」の評価には、第	等に基づき適切に実施しています。
		3 者からの目線をまったく欠いているので	作成した準備書は、長野県環境影響評価
		はないか。事業者の「バイパスありき」の	条例に基づき、知事から学識経験者を委員
	315	目線による説明ではとうてい信頼できるも	とする長野県環境影響評価技術委員会へ諮
		のではない。	問され、審議内容については、公開されて
			います。
		環境影響評価を行う項目で、自動車の走	316 について
		行の区分に粉じんや水の汚れも含むべき。	本事業に係る環境影響評価項目について
		あかり部に集積される、種々のコンパウン	は、準備書第 10 章 (P.10-3) に示すとお
		ドが含まれるタイヤの摩耗粉やアスファル	り、「国土交通省令」、「技術手法」、「長野
		トから放出される環境影響因子、地域柄多	県環境影響評価技術指針」を参考として、
		用される融雪剤の飛散や流出、などの影響	配慮書での検討結果、事業特性及び地域特
		を評価・考慮するようお願いしたい。	性、専門家等による技術的助言及び方法書
			についての知事意見を踏まえて選定しまし
環境			た。
環境影響			本事業による粉じん等、水質に係る環境
評			影響評価については、準備書第 11 章
価手			(P.11-1-64 及びそれ以降の頁) に示すと
続き			おり、建設機械の稼働及び工事用車両の運
ď			行に係る粉じん等、水底の掘削等に係る水
	016		の汚れに対して調査、予測及び評価を行い
	316		ました。その結果に応じて、事業者が実行
			可能な範囲内で環境保全措置を講じること により、環境影響はできる限り回避又は低
			減が図られていると考えています。
			自動車の走行に係る粉じん等(タイヤ摩
			耗、アスファルト等)は、バックグラウン
			ド濃度に含まれ、自動車の走行に伴う排出
			量は小さいと考えています。また、タイヤ
			摩耗や路面摩耗により発生する粉じんの影
			響についても、小さいと考えています。
			融雪剤(凍結防止剤)は、雪解け時には路
			面から排水路に流入する可能性はあります
			が、これは一時的なものであり、公共用水
			域に流出後、速やかに拡散・希釈されるも
			のと考えています。なお、路面排水の処理
			や放流先については、事業実施段階で必要

表 14.1 (100) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
			に応じ、関係機関と協議等を行い、適切に
	316		対処します。
		設定項目約 30 項目上げ実施する旨説明	317 について
		があったが、その全ての詳細がトンネルあ	本事業のルートについては、準備書第 3
		りきのため、説明できていない。	章 (P.3-21~3-26) に示すとおり、平成
			25 年から平成 28 年に行った計画段階評価
			における PI(パブリック・インボルブメ
			ント)プロセスにおいて、バイパス案(山
			側ルート)、現道拡幅案、現都市計画ルー
			ト案の3ルートを比較案として設定し、政
			策目標や環境への影響等地域の意見聴取で
			重視されている項目に対して比較評価を行
			い、意見を聞きながらルートの選定を行い
	317		ました。その結果、バイパス案(山側ルー
			ト)は、政策目標である交通の円滑化や災
			害(浸水被害、土砂災害等)に強い代替路
			の確保を図り、生活環境等に配慮し、安
環			心・快適な暮らしづくりに寄与するルート
影			であるとともに、家屋への影響、経済性の 面でも優れており、意見聴取で得られた地
環境影響評			域のニーズにも応えられるものとして、採
価手			用ルートとして決定しています。
続			また、本環境影響評価は、環境影響評価
き			法及び長野県環境影響評価条例、その他関
			連法令等に基づき適切に実施しています。
		バイパスの諏訪区間はほとんどが環境、	318 について
		工事リスクの高いトンネル工区であるし、	一般国道 20 号諏訪バイパスについて
		地元住民にとっては有効性・利便性は極め	は、諏訪地域とその周辺地域における交通
		て低いと思う。また工区の掘削工事による	混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏
		影響も計り知れない(環境アセスメントに	訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交
		は具体的、綿密な調査がなされていなく、	通不能箇所を解消することを目的とした必
		予測として問題なしと)工事前、工事中、	要な道路と考えています。
	318	工事完成後に問題が露呈される可能性が大	本事業の整備効果としては、現道の交通
		きいと思う。	がバイパスに転換することによる交通混雑
			の緩和、交通事故の減少、また、集中豪雨
			等が発生し現道が通行止になった場合の地
			域分断・孤立の解消、及び地域産業の活性
			化や医療機関までの搬送時間短縮等が期待
			されており、平成 25 年度より実施した計 画段階評価においても、バイパスの必要性
			回 段
<u> </u>			にして、「雁恥したここのしり。 計画权階計

表 14.1 (101) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
要環境影響評価手続き素	与 318		価の中で全体に表表した。 一を全においていました。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造した。 本事造のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

表 14.1 (102) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

衣 14. 環境 要素	番	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響評価手続きる素	319	意見の概要 環境アセスメントにより、自然環境への 影響がどの程度予想され、環境への負荷と その対応についての報告が明確にされてい ない。	319 について 調査、予測及び評価は、「技術手法」、
	320	武居地区のあかり部に関し、山に囲まれた狭隘な地域を壁の如く盛土で閉じられ両側に坑口が設けられる現案では、境界条件やパラメータの設定により推計値が大きく振れると想定できる。予測及び評価の手法に対し、正確度と精度を明示・考慮した上で予測値と環境基準値と比較すべき。	て設定します。 320 について 本環境影響評価の予測及び評価について は、「技術手法」等に基づき、適切に実施 しています。 なお、本環境影響評価では、環境に及ぼ す影響を予測し、必要に応じて環境保全措 置を講じることとしていますが、現段階で 予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査 し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じ て適切な措置を講じます。

表 14.1 (103) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	-	様々な環境保全措置を講じる予定かとは	321 について
		思うが、それ自体がさらに環境への影響を	環境保全措置の他の環境への影響につい
		与えるように感じた。(機械や施設の採	ては、準備書第 11 章の各項目において、
		用、壁の設置など)	「環境保全措置の検討」に記載していま
			す。
			なお、現段階で予測し得なかった著しい
			影響が見られた場合には、環境に及ぼす影
	321		響について調査し、専門家等の意見を踏ま
	021		え、必要に応じて適切な措置を講じます。
			詳細な設計、施工計画の検討にあたって
			は、事業実施段階において、環境影響評価
			の結果に基づき環境保全に十分配慮して行
			うとともに、測量、地質調査及び詳細な設
			計等を行う各段階において、地域の方々に
			理解が得られるよう、具体的な説明等を行
		※/#キュロルショナシロノシン アオン	ってまいります。
		準備書の段階で調査を尽くさず、工事を	322 について
環境影		しながらというのでは対応できない。分からないことを後から調べても対応する手立	本環境影響評価は、環境影響評価法及び長野県環境影響評価条例、その他関連法令
影		てが見つからないこともある。事前の調査	等に基づき適切に実施しています。
響評価		を先ず十分に実施していただきたい。	本事業による環境影響評価については、
価手			準備書第 11 章 (P.11-1-1 及びそれ以降の
続			頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を
き			行い、その結果に応じて、実行可能な範囲
			内で環境影響をできる限り回避又は低減す
			るための環境保全措置の検討を行いまし
			た。
			水象、動物、植物、生態系については、
	322		環境保全措置の内容をより詳細なものにす
			るため、事後調査を実施し、専門家の意見
			及び指導を得ながら、適切な措置を講ずる
			こととします。水象の事後調査の調査期間
			は、工事前、工事中及び完成後とします。
			動物及び生態系の事後調査の調査期間は、
			工事前~工事中の調査対象の繁殖期を基本
			とします。植物の事後調査の調査期間は、
			各種の生活史及び生育特性等に応じて設定
			します。 なお、今後の詳細な計画検討にあたって
			は、環境影響評価の結果に基づき環境保全
			に十分配慮して行うとともに、事業実施段

表 14.1 (104) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	322		階及び供用後の周囲の生活環境(土地利用の変化)や自然環境の状況変化、規制区域及び環境基準の変更並びに交通量等について、関係機関と協力し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切に把握してまいります。
	323	準備書 13 章に記述されている「予測精度に係る知見が充分に蓄積されていると判断でき、予測の不確実性は小さいこと、また、採用した環境保全措置の効果に係る知見が充分に蓄積されていると判断でき、効果の不確実性は小さいことなどから、事後調査は実施しません」について定量的な説明をお願いしたい。	323~324 について 本環境影響評価の予測及び評価について は、「技術手法」等に基づき、確立した手 法により予測及び環境保全措置の検討を行 っており、適切に実施していることから、 予測及び効果の不確実性は小さいものと考 えられます。 環境影響評価法に基づく事後調査につい
環境影響評価手続き	324	将来モビリティや気候などが様変わりし、基準値を超えたり想定外の環境影響因子が発生する可能性がある。現時点で「表13.1 以外は事後調査をしない」と決定されているのは不合理である。経時的に変化が想定される項目は事後調査をお願いしたい。	では、国土交通省令第 32 条第 1 項に掲げ を第 32 条第 1 項に掲げ を第 32 条第 1 項に掲げ を第 32 条第 1 項に掲げ を第 32 条第 1 項値 を第 32 条第 1 項値 を第 32 条第 1 項値 を書 後間 をまたいでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでででは、ののでででででででででである。 を表し、ないでででででででででででででででででいる。 で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、で検討します。 を表し、を表し、を表し、を表し、を表し、で検討しまで検討します。 を表し、関係機関しながら事業とのでは、関係には、関係には、関係には、関係には、関係には、関係には、関係には、関係に
	325	この意見書を、図を含めて、審議委員 に、そのまま届けていただきたい。要約さ れることを希望しない。	325 について いただいた意見書も含めて長野県環境影響評価技術委員会事務局へお伝えします。

表 14.1 (105) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	1 (10番		
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境影響	326	意見書提出時点で、既に、アセス技術委員会による準備書の審査が始まっている。 議事録の早い公開を望む。	326 について ご意見については長野県環境影響評価技 術委員会事務局へお伝えします。
	327	多くの委員が zoom 参加をしているが、 審議の様子を住民に理解してもらうため、 委員がその地域の理解をより深める意味 で、再度の現地見学と、それに合わせた地 元での技術委員会の開催を希望したい。	327 について ご意見については長野県環境影響評価技 術委員会事務局へお伝えします。
響評価手続き	328	アセス技術委員会は、現地視察しているが 80%がトンネル以前である。審査をやり 直す必要がある。	328 について ご意見については長野県環境影響評価技 術委員会事務局へお伝えします。 なお、方法書において準備書作成前の平 面縦横断線形が明らかになった時点で県に 報告、調査、予測及び評価の地点や方法に ついて助言を受けるとの知事意見を受けて おり、それに基づき令和2年9月に県に報 告を行い環境影響評価技術委員会で審議い ただいています。
目的・必要性	329	将来人口の大幅減少等により交通量減少 が見込まれ、財政の逼迫問題もあるため、 諏訪バイパス建設計画を中止していただき たい。	329~384 について 一般国道 20 号諏訪バイパスについて は、諏訪地域とその周辺地域における交通 混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏
	330	諏訪バイパスがどれほど利用するか考えると、車の台数はとても評価出来るとは思えない。岡谷長地より諏訪市までのバイパスは現状の交通状況を見ると必要がないと思う。	訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交通不能箇所を解消することを目的とした必要な道路と考えています。 本事業の整備効果としては、現道の交通がバイパスに転換することによる交通混雑
	331	便利さよりも安全に生活できる事が優先 する。現在のバイパス計画が後世の負の遺 産とならないのか、再度の検証をしていた だきたい。	の緩和、交通事故の減少、また、集中豪雨等が発生し現道が通行止になった場合の地域分断・孤立の解消、及び地域産業の活性化や医療機関までの搬送時間短縮等が期待されており、平成25年度より実施した計
	332	新しい道路を作りましょう、という考え は到底受け入れられない。今こそ、社会の 転換期、大きな舵取りが迫られている。立 ち止まって、もう一度見直す時期だと思 う。	画段階評価においても、バイパスの必要性について確認したところです。 平成 26 年 2 月 6 日~3 月 7 日の計画段階評価時アンケートでは、諏訪地域にこれまで住まわれてきた方々が現状を踏まえ、諏訪地域の将来を見据えた中で全体の約 8 割の方がバイパスの必要性を実感しているものと認識しており、関係市町からもバイ

表 14.1 (106) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番	意見の概要	地からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
環要	番号 333	計画が本当に必要か否かを、市民みんなで、とりわけこれからの若い人を中心に判断することが、まずは一番大切なことと感じる。諏訪バイパスは具体的な計画を拙速に進めることなく、再考すべき。特に次世代を担う多くの若い人々の声を聞くべき。バイパス建設に投資される巨額の費用をもって、既存インフラの改良、住民への防災教育やコミュニティ機能の強化、自治体の防災計画にあたることで被害を最小限にとどめる工夫を検討するべきではないかのが災計画とどがイパス建設計画及びバイパスありきの都市計画等を見直し、50年100年先の将来	都市計画決定権者の見解 パス整備に関する要望も頂いています。一方で、事業に対し心配される意見があることも承知しており、より多くの方に本事業に対するご理解とご協力が得られるよう努めていきます。
目的・必要性		を見通した持続可能な地域住民の暮らしの ための計画として、新たに検討し直すべき である。 たかだか 10km のバイパス道路を多額の	
	335	予算を投資し事業を実行する事が、ここで 暮らす私たちにとって有益かと考えると、 計画を見直して欲しいと思う。	
	336	車も以前より減少する世の中でこのバイパス建設の目的である慢性的な渋滞はバイパスが完成する時期には本当に必要なのか?現在と開発が始まったころを見比べて頂き、本当に必要か再検討を求める。	
	337	この市町村の歴史的文化に対し、尊重が みられる計画と感じられないため、この計画をもう一度根本から見直して頂くようお願いしたい。	
	338	豊かな生態系を育む神々の山に、穴など 絶対に開けたくない。どうかこの計画をも う一度根本から見直して頂くよう心からお 願いしたい。	

表 14.1 (107) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	地からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
	.,	令和には高齢化も進み諏訪郡下でも 20	
		万人の人口も減っている中首都圏の様に人	
		口増加も見込めもしない状況下で高速道路	
		並の4車線道路が必要とはとうてい考えら	
		 れない。現在諏訪郡下で朝夕の通勤時間以	
	339	外に大きな渋滞もないし、その時間も 1 時	
		間もなく主要道路のごく一部分の様に思わ	
		れる。4 車線の道路が本当に必要だとはと	
		うてい思えない。さらに今後数百億円の総	
		工費を超える費用かけることを考えると別	
		の方向にあてていただきたい。	
		バイパス建設ありき、現計画のとおり実	
		施では住民・地域の利益にはならない。出	
	340	された意見に耳を傾け、調査を増やし科学	
目		的な理解のもと、設計変更も含めた展開を	
的		望む。	
必	341	20 号バイパスは、全区間開発するとい	
要性		うのでは無く、現在の市街地の将来を含む	
1-1-		計画と、必要な部分の道路拡張、改変をバ	
		イパス工事として実施する案を提案する。	
		観光、出張も減り、自動車の交通量も当	
		然減っている現状である。例えコロナが収	
		束したとしても、似た様な現象は、再び発	
	342	生して来ると専門家も指摘している。こん	
		な状況の中で、今さら 700 億円以上ものお	
		金を使ってバイパス工事が必要だとは思え	
		ない。	
		諏訪バイパス工事を前提にするあまり、	
		国道 20 号線への円滑な交通のための施策	
	343	が消極的な範囲に留まっている。工事あり	
		きで、今すべき事を見送って来たような感	
		じもするため、より一層この工事の『必要	
		性』に疑念を抱いてしまう。	

表 14.1 (108) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	⇒ 日 <i>□</i> 粬 亜	
i i	ク	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		『公共工事の従来の価値観に基づき進め	
		られている行政のあり方』に No を掲げた	
		い。『バイパスを作らずに、間題を解決す	
		る方法や仕組み』を自分の頭で真剣に考え	
		るところにこそ『未来の子どもたちに残す	
		今の大人たちが変わる部分』を試させると	
	344	感じる。多様性を尊重し、多様な価値観が	
		生きる社会になるために必要なのは、いま	
		まで見過ごされてきた少数の意見に耳を傾	
		け細かいことだが1つ1つ対応する『丁寧	
		な社会づくり』だと考えている。『次世代	
		に生きる人を考えた次世代の行動指針に基	
		づく見直し』を強く求める。	
		計画は約半世紀前に立ち上がったもので	
	0.45	あり、当時と現在では時代変化が著しく、	
	345	費用対効果が見込めない。建設計画の再度	
		見直し、再検討を求める。	
的		トンネル工事が行われることに非常に不	
%L'	346	安を覚える。車の少なくなる時代に渋滞緩	
要性 -		和の為のバイパスは必要か?	
I II		この諏訪の良さを最大限に守り、生か	
		し、次世代に繋げていくために、諏訪圏域	
		のグランドデザインの上に立って、今一度	
	347	全ての世代の住民で、諏訪バイパスのあり	
		方を検討する必要があると考える。SDG s	
		の観点からも、誰一人取り残すことなく、	
		全ての人々にとって最適な計画になるよ	
		う、心から願う。	
		バイパスは主要道路の混雑などを避ける	
		為につくる道路だが、車離れに拍車がかか	
		って交通量緩和されていく様である。仮に	
		将来、バイパスがあったとして、工事等補	
	348	修には人件費、持続経費が毎年の負担とし	
		て将来の若者の方にずっしりとかかる。そ	
		の負担の分を若者に還元されればと思う。	
		バイパス問題は一時棚上げにしていただき	
		たい。	

表 14.1 (109) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 . 環境	番		地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		バイパスを作ることで、安全はあると思	
		うが、それにかかるお金はすごい多いと思	
	349	う。コロナの中でこれを作るのもどうかと	
		思う。バイパスでお金を使うよりも、いま	
		にそってお金を使ったほうがいい。	
		諏訪バイパスは見送りにした方がいい。	
	350	諏訪市内での税金で最低全体の 1 割(100	
	330	億円) 以上も払わなきゃいけないが諏訪地	
		域にそんなにお金はあるか?	
		この計画自体、完成後に税金を払ってい	
		く若者達は賛成しているのか。このバイパ	
	0.51	スに 1000 億円も国は使っていて良いの	
	351	か。新型コロナウイルス対策、地球温暖化	
		防止、少子高齢化などなど、赤字の日本は	
		ここに使うお金はないと思う。	
	352	バイパスのお金を使ってコロナウイルス	
目的		のワクチンに使うなどして、またコロナウ	
•		イルスのない環境で生活できるように今は	
必要		バイパスより今の日本や世界のコロナウイ	
要 性		ルスのことなどにお金を使ってほしい。終	
		息してからこのバイパス計画を再開したほ	
		うがいい。	
		人口が減れば、交通量は減っていくと考	
		えるのが当然ではないか?人口が減ると、	
	353	財源も減る。バイパスの新規建設によって	
		出費先を増やすよりも、国道 20 号や中央	
		高速など、既存の道路をメンテナンスする	
		のに資金を投入する方が私たち地域の住民	
		にとってはメリットが大きいのでは?	
		20 年後にしか開通しないトンネルより	
	354	も、20 号線や茅野岡谷線や諏訪湖四賀線	
		の改良が必要だろう。	
		『確かな暮らしが営まれる信州』の実現	
		に向けより豊かで安全な長野県を創ってい	
	355	くことが本当に重要だと考えているなら事	
		業の再検討を強く要望する。	
		も、20 号線や茅野岡谷線や諏訪湖四賀線 の改良が必要だろう。 『確かな暮らしが営まれる信州』の実現 に向けより豊かで安全な長野県を創ってい くことが本当に重要だと考えているなら事	

表 14.1 (110) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番		地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	356	50 年も前の計画はその必要性の有無を	
		再検討し、白紙に戻していただきたい。	
		諏訪は古事記の国譲りの神話にもある通	
	0.5.5	り、古代からの大切な聖地である。このよ	
	357	うな大切な土地を決して荒らさないでいた	
		だきたい。	
		トンネルの中に 2.5m の歩道があって	
	358	も、使う人はほぼいないと考える。まずは	
	330	国道が安全な道になることが先ではない	
		が。	
		バイパス工事が決定した昭和 47 年と、	
		今では、人口も減少している。今後、暮ら	
	359	す人も減っていく中で(こちらもこちらで	
		問題だが)大きなお金を動かして作るべき	
		道路なのか、今の時点で本当に必要として	
目		いる人はどのくらいいるのか疑問である。	
的	360	現在でも、渋滞はない。万が一の場合で	
必		も中央高速道路がある。現在の少子高齢化	
要 性		から、ますます人口減少に伴い 20 号諏訪	
		バイパスが本当に必要なのか。	
	361	道路もたくさんあれば、維持管理費もか	
		かる。作るコストもどれだけ膨れるのか心	
		配である。大切な私たちの税金は、本当に	
		必要なところに使うべきである。バイパス	
		る 20 号線の充実を図っていただきたい。	
		デメリットが多すぎるバイパスがなくて	
		も課題の解決はできるはずである。国道	
		20 号の整備や、町中の駐車場を増やし、	
		観光客・地元民それぞれのニーズに応じた	
		公共交通機関の充実など、検討できること	
	362	はまだあるかと思う。今ある資源を最大限	
		に生かしながら、市民に負担のかからない	
		方向で、実態に即して都市計画を行う。正	
		当に多くの人から意見を集め、よく検討し	
		た上での都市計画の提案と実行を望む。	

表 14.1 (111) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 . 環境	番		
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		国道 20 号バイパスの工事については	
		「本当に必要なのか?」と言う事も含め再	
	363	検討の必要がある為、白紙撤回し改めてき	
		ちんとしたプランの練り直しが必要であ	
		る。	
		人口も減少の一途を辿る。昨年の国勢調	
		査でも諏訪地域の人口も 2.2%減少してい	
		るとの報道があった。公共事業に莫大な予	
	364	算を投じるよりも、その予算を高齢者の社	
	301	会保障や生活支援、若者への就労支援や昨	
		今の COVID-19 関連の対策等、多岐に亘る	
		緊急性の高い案件に振り替える考え方にシ	
		フトする方が建設的である。	
		日本国内での自動車所有率は減少の一途	
		を辿り、高齢者運転免許証の返納も進めば	
		自家用車の所有率は更に低くなり、少子化	
	365	も進めば更に所有率が下がる事が明らかで	
		ある。現状の道路整備を更に細かく丁寧な	
的		ものとし、公共交通の拡充を進める方が適	
必必		切である。	
要		63 年前に浮上した計画。その当時と今	
性		とでは社会状況があまりに違いすぎて、正	
	366	直ピンと来ない。当時と比べて人口も交通	
		量も減少傾向にある。これほどの規模のバ	
		イパスが本当に必要なのか。	
	367	人口が減れば、物流、人の移動も減ると	
		予想するが、どのように考えているか?	
		茅野方向からサンリツロード方向へ入	
		り、上社方向へ抜けていく道が整備されて	
		いる。そのまま進めば、前宮、上社の前を	
		抜けて、ガラスの里の脇へ抜け、そのまま	
		岡谷方面へ抜けることが出来る。このルー	
	0.00	トなどは、既にバイパス的な位置づけにな	
	368	っているように思う。松本方面から上田へ	
		向かう場合は、既にバイパスがある。山梨	
		方面から上田へ向かいたければ、八ヶ岳の	
		東側を通っていくと思うので、松本-山梨	
		方向を抜ける車を中心にバイパスを考える	
		とすると、この方向は良いルートではない	
		か?	

表 14.1 (112) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14. 環境 要素	番号	意見の概要	地からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
	-,,	大きな人口減少が予想される中、バイパ	
		スが無くても、ゆるやかに交通量は減るの	
		ではと思う。20 号線で右折専用レーンの	
	369	整備により、より一層渋滞を減らすことが	
		可能だ。また歩道の整備により交通事故の	
		削減も期待できる。これはバイパスよりも	
		優先すべきことではないか。	
		交通量の削減と速度の低減が求められ	
		る。時間を優先する車両は、既にあるバイ	
	370	パスの高速道路へ誘導するのが、妥当では	
		ないか。	
		エネルギー効率から行くと、公共交通へ	
	371	の転換が好ましいので、新しい社会の構想	
		として、公共交通の充実をお願いしたい。	
		各地域の多くの問題は、100 年先 200 年	
	372	先の、国の、世界のあるべき姿から、見直	
		されるべきではと思う。せめて、50 年先	
目的		を考えたとき、諏訪バイパスは本当に必要	
必必		か?	
要性		今回のバイパス案に対して、比較検討さ	
性	373	れた代替案の国道 20 号線は無論、その他	
		の道路についても、今後とも改修・改善は	
		必須である。バイパスを先に考えるより、	
		あるいはバイパス工事より前に、まずは	
		20 号をしっかり補修・整備・大改修すべ	
		きではないか?	
		JR を複線軌道化し、さらに岡谷、辰	
		野、松本方面へ延長させていく社会的要請	
	374	がある。大動脈をしっかり複線軌道化すべ	
		き社会的責任を放棄しての「諏訪バイパス 構想」には違和感を禁じえない。	
		供恋」には遅れ感を示したない。 人口は減少し、分布も変わった。中央高	
		速道が開通したし、湖岸道路も大部改良さ	
		れてきた。中小の道路改善が進められてき	
	375	た。昔の構想は一旦捨て、白紙に戻って再	
		検討することを望む。現国道の拡幅を軸	
		に、時間と金をかけて進めることが賢明で	
		ある。	
	Ī	I	

表 14.1 (113) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 . 環境	番		地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		東洋バル、セイコー、マル光、NTT 等々	
		の企業が退去し、通勤の混雑を感じない。	
		都市計画案を廃案にし、将来を託すに相応	
		しい世代に自由に検討されることを希望	
	376	し、事実経過を伝えることにとどめるべ	
		き。住民、議員等には、大きな問題(都市	
		計画案)であるから、丁寧な説明をしてい	
		くべき。49 年間の経過は新しい提案の扱	
		いであって欲しい。	
		国道 20 号線の交通量は大分減少してい	
	377	る。特に諏訪市内の国道 20 号線の交通量	
	311	は激減していると思う。20 号線のバイパ	
		ス建設には反対する。	
		観光と同様、交通の流れがスムーズでな	
		ければ、仕事関係の車両は動きにくいまま	
	378	である。市街地から撤退し利便性の良い地	
目		域に移動した企業もある。事業所の立地も	
的		踏まえたアクセス道路・市街地の道路の再	
必要		検討や道路計画が必要だと思う。	
要性	379	幅 20m に及ぶ 4 車線という大きなトンネ	
		ル、しかも歩道も必要なトンネルなのか?	
		歩道はどの様な場合の使用を想定している	
		のか?規模の縮小を希望する。	
		たくさんのエネルギーを使ってたくさん	
	380	の自動車が通れるようなバイパスを作るこ	
		とが、諏訪地域や日本、世界が目指す未来	
		を考えた時に本当に必要なのかと疑問に感	
		じている。	
		バイパスを作るよりも、今ある道路の安	
		全を、丁寧に、地道に、確保するほうが先	
	381	ではないか?	
		人口減少し続けているのだから道路を増	
	382	やすより既存の改善整備を維持する方が現	
		実的ではないか?	

表 14.1 (114) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

# 生活していて岡谷諏訪問の渋滞がバイパスを作らなければいけないほどだとも感じていないし、急ぐ人は高速を一区間長く乗ればいいと思う。災害対策としても、山間のトンネルばかりのバイパスがどれだけ安全なのだろうと疑問である。今ある道の拡張や整備をしたほうが生活に直結して役立つし、災害対策にもなるのでは。下諏訪の観光資源の保護にもどんな対策がされているのか。	環境	番号	意見の概要	地からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
283 383 383 383 383 383 383 383 383 383 383 383 383 383 384 384 384 384 384 384 384 384 384 384 385 385 385 385 385 385 385 386 38	要素	ヮ	ルエーテルテ図公部計問の連進がだく 。	
1833 1833 1833 1834 1834 1834 1835				
ればいいと思う。災害対策としても、山間 のトンネルばかりのバイパスがどれだけ安全なのだろうと疑問である。今ある道の拡張や整備をしたほうが生活に直結して役立つし、災害対策にもなるのでは。下諏訪の観光資源の保護にもどんな対策がされているのか。 下諏訪工区〜諏訪工区間は貴重な歴史・文化を継承している文化財、神社仏閣がこのバイパス路線上に点在している。観光的に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。 諏訪地域の経済や文化を維持するためにも、時代に合わせた道路整備、都市の再構築が必要であると考える。現都市計画案による早期の諏訪バイパスの整備をお願いしたい。 是非とも、示された都市計画案により諏 385~425 について 都市計画及び環境影響評価の手続きを 近に進め、計画路線の早期完成を図る く、地域の方々のご理解とご協力が得度 なよう努め、事業を推進します。 385~425 について およる早期の諏訪バイパスの整備をお願いした 385~425 について およる早期の諏訪バイパスの整備をお願いした 385~425 について おようがは、まれば、およりな、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば				
383				
全なのだろうと疑問である。今ある道の拡張や整備をしたほうが生活に直結して役立っし、災害対策にもなるのでは。下諏訪の観光資源の保護にもどんな対策がされているのか。 下諏訪工区〜諏訪工区間は貴重な歴史・文化を継承している文化財、神社仏閣がこのバイパス路線上に点在している。観光的に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。 諏訪地域の経済や文化を維持するためにも、時代に合わせた道路整備、都市の再構築が必要であると考える。現都市計画案による早期の諏訪バイパスの整備をお願いしたい。 是非とも、示された都市計画案により諏訪バイパス事業を推進するようお願いした				
張や整備をしたほうが生活に直結して役立っし、災害対策にもなるのでは。下諏訪の観光資源の保護にもどんな対策がされているのか。 下諏訪工区〜諏訪工区間は貴重な歴史・文化を継承している文化財、神社仏閣がこのバイパス路線上に点在している。観光的に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。 諏訪地域の経済や文化を維持するためにも、時代に合わせた道路整備、都市の再構築が必要であると考える。現都市計画案による早期の諏訪バイパスの整備をお願いしたと、地域の方々のご理解とご協力が得りない。 是非とも、示された都市計画案により諏386 訪バイパス事業を推進するようお願いした		383		
つし、災害対策にもなるのでは。下諏訪の 観光資源の保護にもどんな対策がされているのか。 下諏訪工区〜諏訪工区間は貴重な歴史・ 文化を継承している文化財、神社仏閣がこ のバイパス路線上に点在している。観光的 に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。 諏訪地域の経済や文化を維持するためにも、時代に合わせた道路整備、都市の再構築が必要であると考える。現都市計画案による早期の諏訪バイパスの整備をお願いしたい。 是非とも、示された都市計画案により諏386 訪バイパス事業を推進するようお願いした。				
 観光資源の保護にもどんな対策がされているのか。 下諏訪工区〜諏訪工区間は貴重な歴史・文化を継承している文化財、神社仏閣がこのバイパス路線上に点在している。観光的に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。 諏訪地域の経済や文化を維持するためにも、時代に合わせた道路整備、都市の再構築が必要であると考える。現都市計画案による早期の諏訪バイパスの整備をお願いしたい。 最非とも、示された都市計画案により諏訪バイパス事業を推進するようお願いした 				
384 下諏訪工区〜諏訪工区間は貴重な歴史・ 文化を継承している文化財、神社仏閣がこのバイパス路線上に点在している。観光的に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。 385~425 について				
下諏訪工区〜諏訪工区間は貴重な歴史・ 文化を継承している文化財、神社仏閣がこのバイパス路線上に点在している。観光的に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。 諏訪地域の経済や文化を維持するためにも、時代に合わせた道路整備、都市の再構築が必要であると考える。現都市計画案による早期の諏訪バイパスの整備をお願いしたい。 是非とも、示された都市計画案により諏訪バイパス事業を推進するようお願いした 385~425 について 都市計画及び環境影響評価の手続きを正に進め、計画路線の早期完成を図るく、地域の方々のご理解とご協力が得らるよう努め、事業を推進します。 386 訪バイパス事業を推進するようお願いした 3よう努め、事業を推進します。				
文化を継承している文化財、神社仏閣がこのバイパス路線上に点在している。観光的に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。	-		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
384				
1884 に言えば、バイパスよりも散策路を整備した方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。				
た方がはるかに有効的、恒久的な価値が生まれるのではないか。		384		
まれるのではないか。				
 ・ 認訪地域の経済や文化を維持するために 必要 性 385 築が必要であると考える。現都市計画案に よる早期の諏訪バイパスの整備をお願いし たい。 是非とも、示された都市計画案により諏 386 訪バイパス事業を推進するようお願いした 			た方がはるかに有効的、恒久的な価値が生	
・ 必要性			まれるのではないか。	
要性 385 築が必要であると考える。現都市計画案による早期の諏訪バイパスの整備をお願いしたい。	•		諏訪地域の経済や文化を維持するために	385~425 について
よる早期の諏訪バイパスの整備をお願いしたい。	必要	385	も、時代に合わせた道路整備、都市の再構	都市計画及び環境影響評価の手続きを適
たい。	性		築が必要であると考える。現都市計画案に	正に進め、計画路線の早期完成を図るべ
是非とも、示された都市計画案により諏 386 訪バイパス事業を推進するようお願いした			よる早期の諏訪バイパスの整備をお願いし	く、地域の方々のご理解とご協力が得られ
386 訪バイパス事業を推進するようお願いした			たい。	るよう努め、事業を推進します。
			是非とも、示された都市計画案により諏	
V'o		386	訪バイパス事業を推進するようお願いした	
			٧١ _°	
平成 18 年 7 月の豪雨災害により諏訪湖			平成 18 年 7 月の豪雨災害により諏訪湖	
や承知川が氾濫し 37 時間にわたり国道、			や承知川が氾濫し 37 時間にわたり国道、	
県道、市町村道が通行止めとなり職場が伊			県道、市町村道が通行止めとなり職場が伊	
那市方面のため出勤に大変苦労した。町村			那市方面のため出勤に大変苦労した。町村	
道を県外車が速度制限を守らずにスピード		0.07	道を県外車が速度制限を守らずにスピード	
		387	を上げて通行しており、交通事故が発生し	
ないか不安になる。安全で安心なまちづく			ないか不安になる。安全で安心なまちづく	
りを進めるためにも是非とも諏訪バイパス			りを進めるためにも是非とも諏訪バイパス	
の早期整備を進めていただくようお願いし			の早期整備を進めていただくようお願いし	
たい。			たい。	

表 14.1 (115) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

衣 14. 環境 要素	番号	意見の概要	地からの息見の做安と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
女示	73	現国道における通学路指定区間の歩道は	
		大変せまく、児童・生徒の登下校時におけ	
		る交通事故の危険性が高く心配である。早	
	388	期に諏訪バイパスの整備を進めて頂き、現	
		国道の交通量を減らし、利用しやすい道路	
		環境を整え事故の撲滅を計れるように尽力	
		をお願いしたい。	
		下諏訪町内の国道 20 号線は道幅の狭い	
		ところが多く、歩道も狭いので自転車に乗	
		っていると大変危険を感じる。殊に朝夕の	
		通勤時間帯は通行量が多く危険である。	
	389	又豪雨等の災害時においては、町内のす	
		べての道路が通れなくなり、丸1日半にわ	
		たって通行が遮断されてしまった。町内交	
		通量が少なく安全が交通が計られる様この	
		バイパス促進を強く求める。	
目的	390	私は国道 20 号線と甲州街道の間で生活	
•		している。諏訪湖が迫っているため上諏	
必要		訪・岡谷間は湖畔通りを含め三本の通りし	
要性		かない。毎日通勤時には渋滞を避け、狭い	
		甲州街道をスピードを上げて通る車が多	
		く、通学時の学童や高校生が心配でならな	
		い。通行車両を減らすためにも 20 号バイ	
		パスを早急に実現させていただきたい。	
		現在の国道 20 号は両側に歩道のないと	
		ころも多く、また道路幅もせまい上に交通	
	391	量も多く、事故等多くのリスクが多大であ	
		る。諏訪バイパスの早期着工及び開通を願	
		うものである。	
		国道 20 号は歩道も狭く、交通量が多い	
		為、交通事故がおこりそうで大変心配であ	
		るし、朝夕の通勤に渋滞し、時間がかか	
	392	る。バイパスを造ることにより、渋滞緩和	
		した交通移動ができ、地域の活性化に繋が	
		るので、バイパス事業の促進をお願いした	
		V _o	

表 14.1 (116) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	393	大きな動脈は国道 20 号線、それに付随 した諏訪湖を回る湖周道路のみである。諏 訪盆地にも牛伏寺断層が近くに存在してお り、大きな災害が発生すれば物流の滞りは 想像にかたくない。又、バイパスができれ ば、人・物の流通が拡大されバイパスへの 取付道路の整備により、住民の利便性向上 とともに美しい街なみが形成される。諏訪 住民の長年の懸案である早期着工をここに 切にお願いする。	
目的・必要性	394	国道 20 号線は、道路の幅員、交通渋滞、小学生の通学時の道路横断、降雨災害時等の不安や心配が混在している。地域の皆さんが、交通事故の不安がなく安全、安心して生活できるよう諏訪バイパスの早期整備をお願いしたい。	
	395	豪雨災害などで河川が反乱し交通が遮断 した時、また緊急車両の移動なども今に比 べて円滑になると想像できる。物流車両が バイパスに移り一般国道が地域住民と観光 者の利用になれば国道沿道の住民も今より も静かで安全な暮らしになるとも思えた。 地元土木業者にとって大規模工事への参入 はビジネスメリットも大きいと感じる。	
	396	諏訪バイパスは長年の諏訪地域の活性化 には必要で且つ災害時の生活道路として不 可欠な道路になると思う。早期整備をお願 いしたい。	

表 14.1 (117) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14. 環境 要素	番号	意見の概要	地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
2/1		災害などがあった場合など他域からの物	
		資、ボランティア人員など、スムーズに展	
		開するためにも新しい道、つまり諏訪湖か	
		 ら離れた交通網が必要と考えている。生	
		徒・児童の通学、また遊びに行くにして	
		も、狭い国道を渡らなければならない。ま	
	397	た国道も古くからの道でカーブが多く車を	
		運転していても前方で何がおきているの	
		か、子どもたちが横断しているか、よくわ	
		からない道である。是非とも早期バイパス	
		を整備していただき車両の町中通行量の減	
		少を実現していただきたいと希望する。町	
		の安全、町民の安全を願っている。	
		国道 20 号バイパスについては、必要性	
		を感じているが、約半世紀に計画された案	
	398	件がなぜ実現に至っていないのかが不明。	
		バイパス反対側の意見も尊重しつつ双方が	
		納得いく形で有れば工事は早急に進めるべ	
目的		き。	
		18 年 7 月の豪雨災害をふまえ町民の多	
必要		くは、道路整備、下水道整備、バイパスを	
性		強く望むようになった。これからの若い世	
	399	代が安心して通学、通勤、買物出きるよう	
		強く要望する。改善しながら誰もが安心し	
		て暮しが出来る道路網、諏訪バイパスの早	
		期整備を要望する。	
		私が居住する地区は、幹線道路が国道	
		142 号 1 本しかなく、これが通行止めとな	
		った場合、完全に陸の孤島となってしま	
	400	う。災害に強く、安心して暮らせる街づく	
		りの基本は、幹線道路と複数個のアクセス	
		道路と考える。国道 20 号バイパスの早期	
		全線開通を切に願う。	
		近年豪雨災害が各地で多く発生し、下諏	
		訪も H18 年には国道、県、町道共に不通に	
		なる経験をしており、次はいつくるか分ら	
	401	ない地震で陸の孤島にならない為にも諏訪	
		バイパスは必要だと考える。次世代にとっ	
		ても安心で住みやすいまちづくりを早期に	
		整備を望む。	

表 14.1 (118) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14. 環境	番		
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		諏訪バイパスの整備により、地域の道路	
		ネットワーク全体を見直していただき、住	
	402	民が利用しやすい道路環境を整備するとと	
		もに、次の世代にとっての住みよい町づく	
		りを進めてほしいと願っている。	
		下諏訪から諏訪市への道路は 3 本ある	
		が、旧道は道路が狭く、災害時や交通渋滞	
	403	時には通行ができなくなり、社会生活に影	
		響を与えてしまうので、早い建設をお願い	
		したい。	
		現在の国道 20 号は歩道も狭く、通行に	
		苦慮してか所が多くある。交通事故の心配	
	101	もある。災害に強い道路の整備を望んでい	
	404	る。安心で安全なまちづくりを進めるため	
		にも。バイパスの早期整備をお願いした	
目		V١°	
的	405	住民は諏訪バイパスの早期開通を望んで	
必	400	いる。	
要性	406	下諏訪・岡谷間が渋滞しており、危険な	
		運転が見受けられ非常に危険である。20	
		号線の下諏訪・岡谷間は病院や小学校が道	
		沿いに有るにも関わらず歩道が狭く、交通	
		事故が発生しないか心配でならない。現	
		状、20 号線の道路幅を広くしたり歩道を	
		広くすることは無理に等しいと考える為、	
		是非諏訪バイパスの整備を進めていただき	
		たい。	
		国道 20 号 BP の当初計画時から長い年月	
		が経ち、当初の目的から少しずつ変わって	
		きているが、必要性については依然として	
	407	最重要なものとなっている。国道 20 号 BP	
		は、諏訪地域の長年の宿願であり、早期完	
		成を願っている。早期完成を目指し、国、	
		県、各市町が協力して整備して頂くようお	
		願いしたい。	

表 14.1 (119) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

要素 号 温暖化の進む中で豪雨災害が、各地で報	
告されている。国道 20 号線は諏訪湖に面	
しており、災害時に国道が浸水し通行止め	
408 になり避難先に物資の供給が行き届かない	
ことが、十分に懸念される。一日も早く豪	
雨災害に強い道路網が必要である。	
バイパス完成後は、国道 142 号線の有効	
利用や下諏訪町の都市計画が、進むものと	
大いに期待している。人を大切にする日本	
409 の国としての姿を忘れずに、地域が発展す	
ることを望む。早期にバイパスの整備をお	
願いしたい。	
自然災害の脅威がますます深刻な状況と	
なる中で、安心・安全な街を目指す下諏訪	
町としては災害時の代替路を確保するため	
410 20 号諏訪バイパスが必要不可欠である。	
早期開通に向け英智を結集して取り組むよ	
りお願いしたい。	
問	
・	
要して事業を進めて頂きたい。	
平成 18 年夏の豪雨時には国道 20 号が約	
40 時間弱にわたって通行止めになり、平	
成 27 年にも 3 度通行止めになるなど諏訪	
湖の溢水による冠水により大きな被害を受	
け、病人の緊急搬送が出来なかったり、住	
宅の浸水被害、通勤等に支障するなど影響	
412 が出た。諏訪は諏訪湖近くまで山が迫り、	
水害等の有事があると通行できる幹線道路	
2 本が通行不能となる。それを解決してく	
れるのは諏訪バイパスである。災害に強く	
利便性の高いバイパス建設の早期建設を強	
く要望する。	
将来の諏訪の発展のためにも、早期バイ	
413 パスの完成をお願いしたい。	
半世紀以上進まない事情は様々あろうか	
と思うが、再度の災害が起きる不安を解消	
414 していただくためにも一日も早い完成をお	
願いする。	

表 14.1 (120) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14. 環境	番		地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		利用者の立場から見て、現在の国道 20	
		号線の混雑状況は、時間帯によっては数キ	
	415	口の道のりの移動にも 30 分、40 分を要	
	415	し、混雑の緩和解消を切望する。標記バイ	
		パスの速やかな着工、完成を強く希望す	
		る。	
		最近の異常気象にともなう豪雨及び地震	
		等の自然災害は必ず発生する。安全に避難	
		でき地区が孤立しない為バイパスは絶対必	
		要である。朝夕の通勤時の交通渋滞は何年	
	416	経っても解消されない。諏訪地区の人口は	
		減少傾向だが、車社会はずっと続く。その	
		ためにも通過車輌をバイパスに廻して地区	
		車輌を安全に通すよう希望する。皆様で協	
		力して進めて頂く事を切に希望する。	
	417	将来的に見て諏訪バイパス、アクセス道	
目的		路が出来ることで、第 2 区(下諏訪町新町	
必必		上)の安心安全は確保でき、まちの活性	
要性		化、観光地としての賑わい創出、移住定住	
性		などによる人口増加など新たな道が拓ける	
		と確信している。関係者の皆さんに尽力い	
		ただき、諏訪岡谷バイパスの建設と一日も	
		早く諏訪バイパス、アクセス道路が実現す	
		るようお願いしたい。	
		現在の国道は狭く、災害時には必ず通行	
		止めの渋滞災害が起こることは目に見えて	
	410	いる。早期整備が望まれることが私の願い	
	418	である。次の世代に住みよいまちづくりを - 渡してゆくのはバイパスの早期実現しかな	
		優してゆくのはハイハスの早期美現しかな い。どうか一日でも早くバイパス整備事業	
		い。こうが一口でも早くハイハム登岫事業 の着工をお願いしたい。	
		の有工をお願いしたい。 平成 18 年の豪雨災害で国道が完全に遮	
		断され、仕事、買い物にもいけず、大変苦	
	<u>4</u> 10	慮した。また年々豪雨災害の規模が大きく	
	419	慮した。また中々家的灰音の放俣が入さく なっているのでバイパスの早期整備をお願	
		いしたい。	
		4 01C 4 0	

表 14.1 (121) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	1 (12		地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		道路は人々の生活を支える資本であり地	
		域、広域連携における交流・連携・産業の	
		発展を図る上で必要不可欠な基盤である。	
	420	バイパス道路は人の交流を支え地域を活性	
	420	化し暮らしをも支える基盤整備であり、生	
		活道路としての安全性、緊急輸送の円滑性	
		を確保できる。諏訪バイパスの必要性を強	
		く懇願する。	
		下諏訪町冨部地区と隣の高木地区、それ	
		に続く諏訪市の大和地区は湖と山に南北を	
		はさまれ、20 号線、湖岸通路、甲州街道	
		と3本しか道路がなく、車社会の交通量が	
	421	激しく非常に危険な状態が続いている。	
	151	又、次代をになう小、中、高校生の安全の	
		ためにも、このバイパスを作り、車の量を	
目		減じてやりたい、と心から願うものであ	
的		る。是非このバイパスの早期着工、完成を	
必		お願いする。	
要 性		現在の国道 20 号線は道幅も狭く、また	
		秋宮四ツ角の様に直角に曲がる箇所もあ	
		り、地域住民の生活道路的な使われ方をし	
		ている現状からも常々危険を感じている。	
	422	車社会が今後も増進する中で、生活するた	
	155	めの道路と他地域への通過車輌のための道	
		路をすみ分けすることは、安心安全な都市	
		造りの際の一丁目一番地であると考える。	
		とにかく早く諏訪バイパスを整備して欲し	
		いと強く要望する。	
		諏訪地域も生産性の向上を図らなければ	
		長期的には産業競争力が低迷し高質度化し	
	423	た高齢者・社会を若年層は支えることはで	
		きない。今、私たち現世代が将来を見据え	
		た、国道 20 号諏訪バイパス建設を含めた	
		インフラ整備を実施する事の必要性を強く	
		要望する。	

表 14.1 (122) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		日々の生活の中で、仕事柄、工事現場に	
		行く時間が気になります。下諏訪町高木区	
		内も道路幅が狭く、軽自動車が通るのがや	
		っとのところが多くあり、工事用の資材運	
	424	搬や、駐車スペースがなかなか無くて、不	
		自由な思いをしている。古い良いものを残	
		し、新しい時代に対応できる町内の道路整	
		備および国道 20 号諏訪バイパスの早期開	
		通を強く望む。	
		消防車も軽自動車の改装消防車が駆けつ	
		けるのがやっとで、災害発生時には一瞬に	
		して、交通マヒを引き起こす。このような	
	425	状況からも、国道 20 号諏訪バイパスの早	
	420	期開通を行い、バイパスの側道整備、山沿	
		いの道路整備、走行困難地域の再開発をす	
		すめ、水害・火災などの災害に強い街づく	
		りを強く要望する。	
目		大雨時の西と東側道路の両方の必要性を	426 について
的	426	訴えられているが、上川について四賀赤沼	本事業は、道路冠水による交通不能箇所
必必		飯島を経由している以上バイパスは東側道	を解消することを目的の一つとしています
要 性		路としての効果は少なく思う。バイパスが	が、当該地域の道路構造を嵩上式とするこ
14	420	その機能をはたせるためには上川河川内の	とで集中豪雨等が発生し現道が通行止にな
		堆積土砂を茅野市の中河原あたりから諏訪	った場合の地域分断・孤立の解消等の役割
		湖に至る範囲で取りのぞかないと充分でな	もあると考えております。
		いように思う。	
	427	災害時、諏訪市・下諏訪町の皆さんが期	427 について
		待する、「バイパスを利用する避難計画」	本事業は、現道の一般国道 20 号が冠水
		は何処に向かうことを想定しているのか?	した際の代替路の機能を確保するだけでは
	121	バイパスを利用しなくても諏訪湖の氾濫に	なく、土砂災害時等における緊急避難路や
		対しては山側への避難が一番安全でその後	救急車両等のアクセス道路としての役割も
		の対応も容易ではないか。	あると考えております。
		諏訪バイパスの「整備の必要性と効果」	428 について
		にうたわれている、交通の分散化や円滑化	本事業の整備効果等については、事業評
		を図ることで、中央自動車道などとのネッ	価に係る指針等を踏まえ、事業完了後、事
	428	トワーク化により、広域での文化交流や観	後評価を実施していきます。
		光客の誘致、産業物流などが促進され、諏	
		訪圏域の総合的な経済発展への効果が期待	
		出来るとの一文が、机上の空論ではなく実	
		現性のあることを証明してもらいたい。	

表 14.1 (123) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	地からの意見の概要と都印制画法定権者の兄府 都市計画決定権者の見解
女术	7	諏訪市の東山は災害の多い所である。た	429~436 について
		だでさえ傾斜がきつく、大雨の災害が心配	125 - 130 に ラマ・C
	429	されるところに、トンネルを掘ることは危	である交通の円滑化、災害(浸水被害、土
			砂災害等)に強い代替路の確保を図り、生
		┃ ┃ 計画道路が通り、川幅を大きくした河川	 活環境等に配慮し、安心・快適な暮らしづ
		を作ることで、石や土砂がたまり、ダムの	くりに寄与する道路であるとともに、家屋
	430	ような役割をし、鉄砲水のようなものが流	への影響、経済性の面でも優れており、意
		 れてくる可能性があるように感じる。	見聴取で得られた地域のニーズにも応えら
		高架道路の耐震性の問題である。阪神淡	れるものとして、平成 25 年度より実施し
		 路大震災での高速道路の倒壊のような倒壊	た計画段階評価を経て決定したものです。
		の心配である。たとえば震度 7 の地震では	計画路線は、準備書第 3 章 (P.3-28 及
	491	100%倒壊しないという様な具体的な保障が	びそれ以降の頁)に示すとおり、位置及び
	431	ほしいものであるし、そのような情報があ	基本構造の検討段階から、断層帯、土砂災
		るのであれば公開いただきたい。また高架	害特別警戒区域に配慮する計画とし、断層
		橋脚予定場所のボーリング調査の再調査を	帯については、トンネル構造での通過をで
		お願いしたい。	きる限り回避する計画としています。土砂
	432	豪雨災害・地くずれは大丈夫か。	災害特別警戒区域については、土工での通
		毎年自然災害が多発している時代に山を	過をできる限り回避するとともに、土工で
事	433	削るなど、ましてや墓地に手を掛ける工事	通過する場合は地形改変を極力少なくする
業計		とはいかがなものか。今後どの様な災害が	計画としています。
画		私達下諏訪住人に起こるかと思うと不安に	また、詳細な道路構造、施工方法等につ
		なる。	いては、事業実施段階において、断層帯、
	434	バイパスで大規模工事したほうが災害が	土砂災害特別警戒区域に十分に配慮して検
		増える。	討します。断層帯については、「道路橋示
			方書・同解説」、「道路土工構造物技術基準、同解説」、「ルンシル標準テナ書」等に
			準・同解説」、「トンネル標準示方書」等に
	435	リスクのあるトンネルはやめていただき	基づき耐震性能を有する道路設計を行い、
		たい。環境だけでなく、地震災害時は、ト	安全面に十分配慮します。土砂災害特別警 戒区域については、トンネル構造と地すべ
		ンネル内設備の破損・落下が生じ、復帰が	り 危険箇所等の位置関係から、地山及びト
		容易ではない。	ンネルの安定性を評価し、地すべり線の抵
		このルートが安全であるという根拠と対	抗力が低くなると判断される箇所は、トン
		策を事業化前に詳細に公表していただきた	ネル掘削の補助工法等を検討します。ま
		V '0	た、施工管理の一環として、計測管理等を
			行いながら工事を実施します。
	436		降雨時の災害への対応については、事業
			実施段階において改めて実施する詳細な地
			質調査結果も含めて、道路詳細設計に反映
			していきます。また、大雨等の影響を受け
			る工事の施工にあたっては、事業者が関係
	l		

表 14.1 (124) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
			機関と協議し、適切な施工時期に実施する
			等、工事による災害は起こさないよう検討
			するとともに、供用後の維持管理を適切に
			実施していきます。また、施工計画につい
			て工事着手前に地域の方々へ説明等を行っ
	436		てまいります。
			なお、詳細な道路構造については、測
			量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段
			階において、地域の方々に理解が得られる
			よう、具体的な説明等を行ってまいりま
			す。
		スピードが出せるような道を増やせば重	437 について
		傷・死亡事故など大きな交通事故が増えて	本事業が整備されることで、現道の一般
		あぶないのではないか?	国道 20 号の沿線に用事のない通過するだ
			けの交通がバイパスへ転換され、これまで
	437		渋滞を避けるため、細街路を抜け道として
			通行していた交通が現道の一般国道 20 号
			を利用することで交通の適正化が図られ、
			地域全体として交通安全性が高まるものと
事業計			考えております。
計画		「信州回帰プロジェクト」や市民の要望	438 CONT
		と結果として反する形で、次世代にも不利	本事業が整備されることで、現道の一般
		益となり、未来の子孫に対し交通事故増加	国道 20 号の沿線に用事のない通過するだ
		の可能性すらも高まるとも考えられるので	けの交通がバイパスへ転換され、これまで
		はないか。	渋滞を避けるため、細街路を抜け道として
	420		通行していた交通が現道の一般国道 20 号
	438		を利用することで交通の適正化が図られ、 地域全体として交通安全性が高まるものと
			期待しています。
			また、本事業の整備効果として地域産業
			の活性化も期待されており、「信州回帰プ
			ロジェクト」の一つである産業立地政策の
			再構築に寄与するものと考えています。
		道路の維持管理のコストについては、比	439~440 について
		較が見当たらなかった。道路の全保守費用	本事業では、平成 25 年から平成 28 年に
		についても比較をお願いしたい。また、今	行った計画段階評価における PI(パブリ
	460	回のバイパスにより、通勤バイパスは無く	ック・インボルブメント)プロセスにおい
	439	なるとの話しも聞くが、これについても、	て複数の計画案について想定される整備費
		まずはあるものとして、比較をお願いした	用を示し、「推奨すべき計画案のルート・
		い。なくす予定であれば、その説明もお願	構造の考え方」を整理してきました。
		いしたい。	事業費については、環境影響評価に係る

表 14.1 (125) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	地からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
事業計画	440	今回のバイパスに関しても、複数の代替 案も考慮されていた。特に分かりやすいも のとして、コストの比較が挙げられていた が、道路の維持管理のコストについては、 比較が見当たらなかった。道路の全保守費 用についても合わせて、比較をお願いした い。	環境保全措置の内容、詳細な構造の検討結果、ならびに安全対策に係る費用等を含めて算定していくこととし、維持管理費についても必要に応じて説明してまいります。また、現在、一般国道 20 号のバイパスの代わりとして、茅野市と諏訪湖を結ぶ通勤バイパスとして利用されている上川堤防道路については、長野県において、一般国道 20 号バイパスの他、都市計画道路等、幹線道路の整備状況や、地域の交通状況を
	441	現行計画案では片側 1 車線(横幅 9~11m程)であったのに対し、変更案では 2 車線、合わせて 4 車線(幅 20m)もの計画になった事の明確な理由が示されていない。何故そのような昭和の高度成長時代を思わせる大規模な工事が必要なのか、住民として全く理解できない。 このバイパス工事は必要最小限のものとすべき。具体的には 4 車線ではなく、2 車	鑑み、判断していきます。 441~443 について 本事業の将来交通量が最大で約3万台/ 日となることから、4 車線の道路が必要で あると考えています。
	442	線で良い。ただし、交差点、追越車線、登 坂車線が必要な箇所については、部分的に 必要最小限の4車線化、4車線化で対応す べき。	
	443	片側2車線・計4車線も過剰スペックである。片側1車線計2車線で十分である。足りなければ20年後に拡張していただきたい。その代わりに広い自転車道と歩道を付けていただきたい。	
	444	説明会においても、バイパス建設の狙い として事業者に有利な意見ばかりをことさ ら拾い上げ、説明会に用いたことは中立 性・公正性に欠いている。	444 について 本事業の必要性や整備効果について検討し、その内容について説明会で説明してきました。今後も、事業の各段階で説明会を行い意見を伺いながら進めます。

表 14.1 (126) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14. 環境	番	意見の概要	地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
要素	号	ぶんり 帆女	10円 日画 次 足 催 名 ジ 元 所
		諏訪市の口頭説明では、最初から示され	445 について
		ている最適案が唯一の方法と言っており、	アクセス方法については、諏訪市として
		何のために8案も資料に盛り込んだのか、	も検討しましたが、全ての案が実施可能と
		諏訪市側の意図が理解できない。提示する	はならず、実施可能なものの中で最善なも
	445	からには、地区で検討をして要望を聞かせ	のが、現計画となっている旨の説明を行っ
		てほしい…とするのが本来のかたちではな	たことと聞いています。アクセスに関して
		いか。曖昧な説明では、バイパス工事全体	地区で検討することは困難と思われます
		に対する不信感を募らせ、更に住民間の不	が、今後の説明については、なお一層分り
		安を増長させるという事を自覚してほし	やすい説明に努めます。
		諏訪市四賀桑原区(以下、当区)は様々	446 について ##40 c カ 、
		な経緯をたどりながらも、誠意をもって且	地域の方々へはルート・構造に関する原
		つ真摯に行政との協議を続けてきた。当区	案説明会・公聴会、都計計画案の説明会等
		として、高架式の構造は避けて欲しいと今	を行い、ルートを決定しました。桑原区に
		日まで一貫して要望し続けてきたが、今般 のルート構造原案では高架式との発表がな	おいては、上川や JR 中央線のオーバーパースが必要なことやバイパスの道路冠水を回
		された。国道 20 号とのアクセス道路につ	避するために高架式とする必要があり、個
		いても、当区との充分な協議なく発表とい	別説明会等において説明してきました。
	446	う形で行われた。先の長野国道事務所長及	本事業の実施においては、地権者や関係
事	110	び諏訪市長の「国・市・地元の三者が協議	者に理解が得られるよう努めていくととも
業計		して…」との約束はどこに行ったのか甚だ	に、測量、地質調査及び詳細な設計等を行
画		疑問に思うとともに、事業主体や行政に対	う各段階において、地域の方々に理解が得
		する信頼感の欠如が本件の進捗に悪影響を	られるよう、具体的な説明等を行ってまい
		及ぼさないかと懸念する。当区にとって、	ります。
		諏訪バイパス問題は大きな課題である。都	
		度結論だけを報告されるのではなく、協議	
		重視の姿勢をお取りいただきたい。	
		外環道の工事では、結果として「陥没は	447 について
		設計ミス」であったこと、「調査不足」で	本環境影響評価に係る調査は、「技術手
		あったことが明らかになった。そのような	法」、「長野県環境影響評価技術指針」、最
		ことが無いよう、納得できる調査をお願い	新の科学的知見等に基づき適切に実施して
		したい。	います。
			今後の詳細な計画検討にあたっては、環
	4.47		境影響評価の結果に基づき環境保全に十分
	447		配慮して行うとともに、事業実施段階及び
			供用後の周囲の生活環境(土地利用の変
			化)や自然環境の状況変化、規制区域及び
			環境基準の変更並びに交通量等について、
			関係機関と協力し、専門家等の意見を踏ま
			え、必要に応じて適切に把握してまいりま
			す。

表 14.1 (127) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番		
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		地元住民軽視の形骸化されたうわべだけ	448 について
		の説明会や調査報告を続け、核心に触れる	平成 25 年から平成 28 年に行った計画段
		ことなく、なし崩し的に計画を進め、詳細	階評価における PI(パブリック・インボ
		が示された時点ですでに、ルート決定への	ルブメント) プロセスにおいて、複数の計
		残り手続きがあるにもかかわらず、基本ル	画案から採用ルートを決定し、その後、ル
		ートの変更はないと国は発言した。公共工	ート・構造に関する原案説明会、地区毎の
	448	事における PI の実施と重要性を国は述べ	個別説明会等においてルート・構造につい
	440	ているが、こうした「羊頭を懸けて狗肉を	て地域の方々に説明してきました。
		売る」国の調査説明は信頼ができない。	本事業の実施においては、地権者や関係
			者に理解が得られるよう努めていくととも
			に、測量、地質調査及び詳細な設計等を行
			う各段階において、地域の方々に理解が得
			られるよう、具体的な説明等を行ってまい
			ります。
事		トンネル入口と 142 号線を含め、実際ど	449 について
業計		のような位置になるかも、一般住民を含め	地域の方々へは道路の位置や構造に関す
画		た説明会はあるものの、我われ関係住民は	る説明会・公聴会、都計計画原案の説明会
	449	殆どわかっていない。直接関係住民の不安	等を行い、道路の位置を決定しました。
		には応えてくれていないように思う。	本事業の実施においては、地権者や関係
	110		者に理解が得られるよう努めていくととも
			に、測量、地質調査及び詳細な設計等を行
			う各段階において、地域の方々に理解が得
			られるよう、具体的な説明等を行ってまい
			ります。
		今回発表された諏訪バイパス設計原案で	450 について
		は、地元や慈雲寺の説明では、注視しなが	本事業の実施においては、地権者や関係
		ら工事を進めるという場当たり的な対策の	者に理解が得られるよう努めていくととも
	450	回答で信頼出来ない。	に、測量、地質調査及び詳細な設計等を行
			う各段階において、地域の方々に理解が得
			られるよう、具体的な説明等を行ってまい
			ります。

表 14.1 (128) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	451	武居あかり部(下諏訪町武居南)は危険 個所が狭所に集約される、と公述したが、 その対応に関し全く触れられていない事は 不自然である。加えて四車線化の根拠とな る交通量推計値も将来にわたって正確度・ 精度が担保されるか説明と見直しが必要で ある。	451 について 事業実施段階において、詳細な地質調査 を行い設計に反映させることで地域の方々 が災害に対して懸念されていることについ て説明するとともに、災害時のバイパスの 役割等についても説明等を行ってまいりま す。 また、交通量推計値の推計方法は実用上 広く使用されており、現段階では実務的に 成熟性が高く信頼性があると考えていま す。
	452	今後も、車も人も減って行きバイパスの利用は、あまりないと考える。その大金(完成後の費用含め)を現状の20号の改築や整備に使えば、交通トラブルは無くなると思っている。どうしても作る様なら様々な要望を必ず取り入れた設計にしていただきたい。	452~465 について 一般国道 20 号諏訪バイパスについては、諏訪地域とその周辺地域における交通混雑の緩和や、交通安全の確保、並びに諏訪湖の溢水が原因となる道路冠水による交通不能箇所を解消することを目的とした必要な道路と考えています。
	453	国道 20 号を利用すると確かにバイパス が必要と感じているが余り急がずもっと住 民・地域の声を充二分聞いてからでも遅く はない。	本事業の実施においては、地権者や関係 者に理解が得られるよう努めていくととも に、測量、地質調査及び詳細な設計等を行 う各段階において、地域の方々に理解が得
	454		られるよう、具体的な説明等を行ってまい ります。
	455	住民が将来に希望の持てる不安のないバイパス計画であって頂きたい。そのためには、地域の状況を丁寧に聞き、意見交換を十分に行って頂きたい。今までの各団体からの要望に関しても充分検討の機会を設けて頂きたい。市長意見書とは別に行政も参加し、地元の発展に寄与する知見を発信して頂きたい。	

表 14.1 (129) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 . 環境	番		地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		現状の説明会での国、県、町の説明で	
		は、実施有りきの当たり障りのない質問に	
		対しての回答だと感じ、反対側の聞きたい	
	456	具体的な答えだとは感じられない。説明担	
	100	当が変更される度に振り出しに戻っている	
		気がする。利害関係者への説明不足。バイ	
		パス反対側の意見・質問を真摯に受け止	
		め、丁寧に説明して欲しい。	
		県と市は、地元住民へ、デメリットにつ	
	457	いて、よくよく説明したほうがいい。地元	
	457	で住民たちと、100 回くらいは、話し合い	
		の会をもつ。	
		納税者、地域住民に対し、納得のいく説	
		明をし、賛同を得ていただきたい。昨今の	
	458	コロナ騒ぎを都合の良い理由とした意見聴	
		取会の非開催や小規模短時間縮小開催は絶	
		対に避けていただきたい。	
事		公共事業と言う大きなプロジェクトあり	
業計		 きで話が進められ、地域住民との《対話》	
計画		と言うものが全くと言ってよい程見受けら	
	459	れない。もっと民間人との摺り合わせに時	
		間をかけて大切な財産を守り更に活かして	
		いく様な事を考えていって欲しい。	
		SDGs の目標と逆行してまで工事を進め	
		ることで、「世界に誇れる諏訪市」、「世界	
		に誇れる長野県」とは言い難くなってしま	
		う。環境保全において大切なことは、地域	
	460	に住む人が自然の中で暮らす中で、ゆたか	
		であたたかい心が育まれることだと考え	
		る。「誰 1 人取り残さない長野県」という	
		理念に沿って、最後の1人が納得ゆくまで	
		対話を重ねることを強く求める。	
		本計画を進めている行政の姿勢は、短期	
		間の利益や一過性の利便を得るために、市	
		民の努力を無下に扱っていると見えてく	
	461	る。下諏訪町の民意収集の際の不正も聞い	
		ている。官民一体での話し合いの場を持つ	
		よう、強く要望する。	
	<u> </u>	5 ノ、 四 \ 女 王 リ ひ。	

表 14.1 (130) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番 号	意見の概要	地からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
事業計画	462	700 億の予算と聞く。特にトンネル工事 の場合は予算に対してオーバーすることが 通常と聞く。本当に必要な公共投資か否か は判断が必要で、特に若い方の、そして子 供の意見が必要ではないか。	
	463	交通量は人口減でも今後増加すると想定されているのか。何がなんでも交通量が増えるとするのは統計を無視した考えである。また、トンネル工事を採用することは2050ゼロカーボンを目指す長野県の方向と一致しない。現状と将来を見据えた道路計画を今のバイパス計画に拘らず地元住民や行政とも意見を交換しながら再検討する必要がある。	
	464	「しあわせ信州」を実現する手段として のバイパスであると期待している。より良 いバイパスにするため、県は決定権者とし て住民に寄り添った対応をして頂きたい。	
	465	巨額の税金を使って、負の遺産を子供たちに残すことにはならないか。どれだけの人が納得して賛成している事業なのかもわからない。誰のための事業なのか。納得できる説明もないまま、疑問の声もあげられないまま、工事がどんどん進んでいくのだと思うと、恐怖である。もっときちんと納得のいく説明をしていただきたい。	

表 14.1 (131) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	·	50 年前に計画があったバイパスは、時	466~469 について
		代の変化に対応している本当に必要な事業	平成 26 年 2 月 6 日~3 月 7 日の計画段
		か?高速道路も開通している現在、バイパ	階評価時アンケートでは、諏訪地域にこれ
		スの必要性が十分に精査され、誰もが納得	まで住まわれてきた方々が現状を踏まえ、
		のいく決定なのか?根拠となる市・町が発	諏訪地域の将来を見据えた中で全体の約 8
	466	表している 2014 年の意見聴取の結果だ	割の方がバイパスの必要性を実感している
		が、その 6 割が 60 代以上の方からの回答	ものと認識しており、関係市町からもバイ
		であった。あらゆる住民の声に耳を傾けて	パス整備に関する要望も頂いています。一
		いただき土建の利権主義ではない、環境保	方で、事業に対し心配される意見があるこ
		全の視点から長い目で見据えた、全ての人	
		が安心出来る選択をして頂きたい。	に対するご理解とご協力が得られるよう努
		諏訪市・下諏訪町では「地元の期待が大	めていきます。
		きい」という言葉を免罪符に推進している	
		ようだが、その根拠となるアンケート結果	
	467	の信頼が欠けている。アンケートの再聴取	
		を望む。賛成意見の要請書事件はニュース	
		になっている。必要性のないバイパス工事	
		を実施して代々残る恥ずかしい悪行をしな	
事		いよう強く求める。	
業計		諏訪バイパスは具体的な計画を拙速に進	
画	468	めることなく、再考すべき。特に、次世代	
		を担う多くの若い人々の声を聞くべき。ア	
		ンケート結果は、高齢者の男性に偏りすぎ	
		ていると思うが、どう考えているか?	
		2014 年の住民アンケートで、回答者の	
		多数が 50 代以上男性であり、子育ての 20	
	469	代 30 代の方にこの事業の内容が充分周知	
		されていないと感じた。事業完成が 20 年	
		後との事、その時の地域社会の中心となる	
		世代に理解を得ているのか疑問である。	
		住民の意見を広く聴くのであれば、従来	470 について
		のやり方だけでなく将来を担う 10 代~20	準備書に対する意見については、法令に
		代や子育て世代も気軽に意見できるような	定める縦覧期間満了から2週間を確保する
		方法を採用してもらいたい。(web のフォ	よう令和 3 年 3 月 4 日から 4 月 20 日ま
	470	ームなど)	で、4月26日から6月9日までを提出期間より発見まな巫は仕ばました。 発見事な
			間とし意見書を受け付けました。意見書は環境の保全の知点での意見な幅点と伝染。
			環境の保全の観点での意見を幅広く年齢・ 世代を関わず郵送 梅参 FAV 又は雲子メ
			世代を問わず郵送、持参、FAX 又は電子メールによる複数の手段で受け付けておりま
			す。

表 14.1 (132) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	地からの息見の概要と郁巾計画次定権者の見解 都市計画決定権者の見解
	471	地域住民の意見を集約した公聴会での公 述内容に関し、県の見解は雑駁で観点がず れており、住民の納得が得られていない。 公聴会や今回の意見書を含めて県の検討結 果を公開し、相互理解を図るべき。	471 について 公聴会での公述に対する県の見解は、都市計画決定権者等の立場で述べさせていただいており、ホームページでも公開しております。今回いただいている意見に対しては、環境影響評価法の手続きにより、とりまとめ次第、意見の概要、都市計画決定権者等の見解とともに知事や関係市町長に送付するとともに、長野県環境影響評価技術委員会、県ホームページで公開します。
事業計画	472	今後 50 年先までの交通の予想は、どのように考えられているのか。予想手法と合わせて、説明をお願いしたい。 今後の輸送量、移動量は、どのように、 予測されているのか。予想手法と合わせ	472~475 について 計画交通量は、準備書第 3 章 (P. 3-4 及 びそれ以降の頁)、準備書資料編 (P. 1. 2- 6) に示すとおり、将来の社会的な変化及 び将来の道路ネットワークを踏まえた上
	474	て、説明をお願いしたい。 昭和 47 年での交通の予想、見直しが成されたという交通の予想、また今から考えて、今後 50 年先までの交通の予想は、どのように考えられているのか?予想手法と合わせて、説明をお願いしたい。	で、「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査」を基に幹線道路ネットワークの整備が概ね完了し、交通が定常状態になると見込まれる西暦 2030 年について推計しました。将来の道路網は、現在の道路ネットワークに、西暦 2030 年までに整備が見込
	475	今後の輸送量、移動量は、どのように、 予測されているのか。そこには県のゼロカ ーボン戦略がどのように盛り込まれている のか。予想手法と合わせて、説明をお願い したい。なお、県の環境部にゼロカーボン 戦略の輸送部門についてに問い合わせたと ころ、走行距離(車の台数)の予想として、 2016 に対して 2050 年では、半分に想定し ているとの事であったので、これも加味す る必要があると思うが、どのように考えて いるか?	まれる路線について整備内容(新築・改良)を反映しました。推計した西暦 2030 年の計画交通量は、準備書第 3 章 (P.3-6) に示すとおりです。 この交通量推計値の推計方法は、実用上広く使用されており、現段階では実務的に成熟性が高く信頼性があると考えています。

表 14.1 (133) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
	476	長野県ゼロカーボン戦略において、消費 エネルギーを 1/10 にするとしている。そ れと逆行するように、交通量を増やすよう な政策を、お金と時間をかけてしていく必 要があるのか。	476~477 について 現道の交通がバイパスに転換することに よる交通混雑の緩和、広域拠点間を結ぶ代 替路、災害時の交通不能箇所の解消等、物 流・輸送面等での効果は高く、ゼロカーボ ン戦略の「社会変革、経済発展とともに実 現する持続可能な脱炭素社会づくり」を支
事業計	477	社会生活にも大きな変化が求められる。 その一端として、交通輸送に関して言えば、通勤距離の減少(住環境と労働環境の接近による、通勤時間の削減)、物資調達距離の減少(地産地消)(カーボンフットプリントの削減)などは、県のゼロカーボン戦略(輸送部門)に必須のことである。これらについて、どのように考えているか?	現りる特統可能な脱灰素性芸づくり」を又 える必要な交通ネットワークであると考え ております。
画	478	工事用道路について、具体的に教えてい ただきたい。	478~479 について 工事用道路については、準備書第 3 章
	479	工事区域外に持ち出す残土の量は全体で 129 万立方メートルで、諏訪、小諸線の金 山あたりのからは 780 台/日とある。かな りのトラックが出ることになっている。こ のトラックはどのルートを通るか?	(P.3-18、19) に示すとおりです。 なお、詳細な施工計画の検討にあたっては、事業実施段階において、測量、地質調査及び詳細な設計等を行う各段階において、地域の方々に理解が得られるよう、具体的な説明等を行ってまいります。
	480	下諏訪町武居地区に取り付け道路のインターができるようだが国道 20 号に出る道はいかがか。	480 について 計画路線は、下諏訪町武居南(仮称)交 差点から町道御射山道線に接続しており、 町道御射山道線から一般国道 142 号を経て 一般国道 20 号に接続する計画としていま す。

表 14.1 (134) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

衣 14. 環境 要素	番号	意見の概要	地からの息見の概要と都市計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
2(7)(20 号バイパスを建設する主な理由に、	481~483 について
		H18 年の諏訪湖水害がある。問題はこの水	平成 18 年7月豪雨では、諏訪湖が計画
		害の危険性である。既に危険は回避された	洪水位を超過したため、流入する河川等の
		と報告されている。水害が 1000 億円もか	溢水等によって、諏訪湖周辺の浸水被害が
	481	けて建設する大義名分になるのか。現 20	発生しました。
		号の早期の改修の必要性がより高いのでは	その後、国及び県では、平成 18 年豪雨
		ないか。H18 年の水害は釜口水門の操作ミ	と同規模の洪水に対して再び洪水被害が生
		スであり、河川管理者から事情を聞いてほ	じないよう、下流域を整備し釜口水門の放
		しい。	流量を増加する再度災害の防止に取り組ん
		国道事務所は、湖岸道路が H18 年の諏訪	できました。
		湖氾濫で水没したから、バイパスが必要と	しかしながら、近年水害が多発、激甚化
		言いはじめた。H18 年の溢水は「釜口水門	する中、令和3年8月豪雨において、諏訪
	482	の操作ミスによる」と元諏訪市長が書いて	湖周辺では低地の浸水等によって住宅や道
		いる。河川事務所は「あのような溢水を再	路の浸水被害が生じています。
		び起こさせない」と書いた。河川事務所と	諏訪湖周辺の浸水被害防止のためには、
		国道事務所との議論を公開して欲しい。	諏訪湖下流の天竜川の改修及び釜口水門の
事業		平成 18 年 7 月の災害が引き合いに出さ	放流量の更なる増加が必要と考えます。
業計		れる。この時は、諏訪湖の水位が高くな	
画		り、排水路から溢れて、20 号が通行でき	
		なくなり、物資の輸送に支障をきたした。	
	483	これについてはその後、釜口水門からの排	
		水量を上げられるように、既に下流の河川	
		工事も行われて対策が立てられており、前	
		回程度の豪雨では大丈夫な状態になってい	
		ると聞くが、いかがか?	
		台風などによる水害で交通が遮断された	484 について
		時の交通手段としてバイパスが必要と言う	必要な箇所の河川整備は継続していくも
		意見もあるが、バイパスがあるからと言っ	のの、近年の激甚化、頻発化している豪雨
		て市内の水害対策が疎かになるようでは困	状況を鑑みると、河川の護岸整備等施設整
	484	る。地域の河川整備や釜口水門の適正な運	備だけでは限界もあるため、気候変動の影
		用放流など地域の皆さんが水害の心配の無	響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる
		い町作りの施策を優先してほしい。	関係者(国・県・市町村・企業・住民等)
			が協働し、流域全体で対応する「流域治
			水」について、取り組みを進めていくこと
			としています。

表 14.1 (135) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

衣 14. 環境 要素	番号	意見の概要	地からの息見の做安と郁巾計画決定権名の見解都市計画決定権者の見解
		従来の道路の保守整備、改修・改善は今	485~490 について
	485	後とも是非お願いしたい。	ご指摘の既存道路の整備に関する要望に
			ついては、各道路管理者に伝えます。
		隣接する他の区町村より、諏訪地区の道	
		路の損傷が著しく悪いと多くの市民が感じ	
	486	ている。バイパス計画の必要性は認める	
		が、既存道路の速やかな修復や補修を行っ	
		てほしい。	
		「子どもたちが安心して暮らせる道路を	
		作る」というのであれば、なぜ「危険」と	
	487	言っている今の道路をそのままにするの	
		か。大型トラックが走る現状の道路の整理	
		が最優先ではないか。	
		バイパスが通った場合、現在の国道 20	
		号は、県道あるいは市道となると聞いてい	
事業計		る。国道であるにも関わらず、これまで十	
計画	488	分な修理・補修・改修が出来ずに来ている	
画		ように思う。予算の少ない県あるいは市	
		が、修理・補修・整備、場合に依れば大改	
		修が、きちんとできるのか?	
	489	今ある道路をもっときれいにしてもっと	
	103	安全にしたらどうか?	
		国道 20 号線の整備状態は極めて悪く、	
		多くの交通事故が発生している現状を考え	
		ると、災害に強く交通事故の減少が望める	
		諏訪バイパスは必要なのかもしれない。だ	
		が、地盤が不安定な場所にトンネルを掘る	
	490	という施工方法は適切だとは思えないし、	
		バイパス建設と国道 20 号整備は全く別の	
		問題である。まずは国道 20 号整備を行	
		い、市街地の安全を確保した上で諏訪バイ	
		パス工事を施工することが順当ではない	
		か。	

表 14.1 (136) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番	意見の概要	地からの意見の概要と都市計画決定権者の兄族 都市計画決定権者の見解
要素	号	計画図によれば アララギ派勁人良木素	401 17 0107
	491	計画図によれば、アララギ派歌人島木赤 彦墓や久保田不二子墓のごく近くに路線設 定されている。これら文化人の墓に対しあまりにも配慮に欠けた計画だと思う。それというのも狭い領域に4車線という路線設 定の無理によるものと思われる。2車線に変更してできる限り距離を保つようにしてほしい。 墓地にトンネル工事は反対です。北側方向に変更していただきたい。	491 について 墓地等に対しては、事業実施段階におい て、詳細な設計を進める中で、できる限り 影響のないよう検討し、地域の方々に理解 が得られるよう、関係者の方にとって最善 な方法について管理者と具体的な協議等を 行ってまいります。 また、車線数は、本事業の将来交通量が 最大で約3万台/日となることから、4車 線の道路が必要であると考えています。 492~496 について バイパス案(山側ルート)は、政策目標
事業計画	493 494 495	高木・東山田線(通称国道 20 号諏訪バイパス)計画について、祖先を敬い何百年も大切に守ってきた墓地を通過する事に大変憤りをおぼえると同時にこれを避けるよう強く要望する。 遺跡があった場合は、遺跡を避けることになっていると思われる。遺跡と墓地とどこが違うのか説明いただきたい。 これまで慈雲寺裏の墓地について触れていないが? 墓地がバイパスの設置場所対象となり、移転が必要となる計画のようである。可能な限り、北側(山側)への変更を希望する。 墓地をトンネルでくりぬく理不尽。先に墓あり。	下が、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
	497	トンネル法ありきではなく、地上法、高 架橋法等要検討 ルート巾の盛土部は、できるだけ橋梁構 造にしてほしい。	497~500 について バイパス案(山側ルート)は、政策目標 である交通の円滑化、災害(浸水被害、土 砂災害等)に強い代替路の確保を図り、生
	499	トンネル工事を中止する事は無理か。無理であればトンネル2本案を1本案にしていただきたい。この場合トンネルを山麓から離すよう、もう一度計画を立て直していただきたい。	活環境等に配慮し、安心・快適な暮らしづくりに寄与する道路であるとともに、家屋への影響、経済性の面でも優れており、意見聴取で得られた地域のニーズにも応えられるものとして、平成25年度より実施した計画段階評価を経て決定したものです。

表 14.1 (137) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境	番	意見の概要	都市計画決定権者の見解
要素	뭉	新計の知 火次 垢 l. いこの ルー いよ バポーナー	学師などの様生については、細見、は原
		諏訪の観光資源というのは、いわば諏訪 の宝である。観光客としたら、せっかく諏	詳細な道路構造については、測量、地質 調査及び詳細な設計等を行う各段階におい
	500	訪にきたのにトンネルの中を通るのは味気	で、地域の方々に理解が得られるよう、具
		ない。	体的な説明等を行ってまいります。
		開発距離の約 80%、幅 20m ものトンネル	501 について ・
		工事は適切ではないと考える。膨大な資金なはい地域の利益になるための関系である。	バイパス案(山側ルート)は、政策目標でなるなほの円滑ル、災害(浸水粧害・土
		を使い地域の利益になるための開発である	である交通の円滑化、災害(浸水被害、土
		ならば、地元住民からの意見、現状・過去の地域の様子、災害の経験な標素に取り入	砂災害等) に強い代替路の確保を図り、生 活環境等に配慮し、安心・快適な暮らしづ
		の地域の様子・災害の経験を慎重に取り入れた計画に修正すべきだと思う。地元行政	付現現寺に配慮し、安心・快適な春らしう くりに寄与する道路であるとともに、家屋
		の意見も充分に取り入れた案であるべきで	への影響、経済性の面でも優れており、意
		ある。個人的には、トンネル中心では無く	見聴取で得られた地域のニーズにも応えら
		現状の道路拡張を中心とした開発を望む。	れるものとして、平成25年度より実施し
		既に計画が決定したような説明が繰り返さ	た計画段階評価を経て決定したものです。
	501	れるが、指摘された問題点に関して、科学	車線数については、本事業の将来交通量
		的なデータは充分ではなく、本当に影響の	が最大で約3万台/日となることから、4
事		ない建設が可能であるか?の再考・検証を	車線の道路が必要であると考えています。
事 業 計		望む。	詳細な設計、施工計画の検討にあたって
画			 は、事業実施段階において、環境影響評価
			の結果に基づき環境保全に十分配慮して行
			うとともに、測量、地質調査及び詳細な設
			計等を行う各段階において、地域の方々に
			理解が得られるよう、具体的な説明等を行
			ってまいります。
		集中豪雨による 20 号の通行止めは、集	502 について
		中豪雨による河川の氾濫によるもので、ま	本事業は、準備書第 3 章 (P.3-1) に示
		ずは河川の対策が求められ、さらにはその	すとおり、一般国道 20 号の対象区間にお
		元となる地球温暖化の解消こそが、解決策	ける課題と当該道路に求められる機能か
		では無いか。やるべき事は、原因の除去で	ら、災害(浸水被害、土砂災害等)に強い
	502	あり、そのために市として、県として、国	代替路の確保のほか、交通の円滑化、交通
		としてやるべきことを優先して頂きたい。	安全の確保、地域産業の活性化、安心・快
			適な暮らしづくりを政策目標として実施す
			るものです。
			ご要望については、河川管理者に伝えま
			す。

表 14.1 (138) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

表 14 . 環境	番		地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解
要素	号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		国道 20 号線諏訪バイパス都市計画道路	503 について
		変更案ではトンネル内の途中に換気口の設	想定している交通量、トンネル延長等か
		置個所がないが、諏訪市双葉ケ丘区内の山	ら、所要換気量を満足することが想定され
	503	の神社付近のトンネル出入口から諏訪市四	るためトンネルへの換気塔設置は計画して
	303	賀桑原町付近の同出入口までには約 3km の	いません。また、有事の非常用施設につい
		距離があるので、通常の車両排気の除去は	て、事業実施段階で詳細な設計を行い、必
		勿論、万一の事故にも備えての換気口の設	要に応じて設置を検討していきます。
		置をお願いしたい。	
		バイパス以外の道路は県・市の負担とな	504 について
		る。現在の道路の開発は難しい環境にあ	ご指摘の要望については、事業者と関係
	504	り、また行政の大きな負担になる。バイパ	自治体で連携し、検討していきます。
	304	スとアクセス道路は一体での開発計画を求	
		める。アクセス道路建設が取り残されるこ	
		とが無いようにお願いしたい。	
		農業を営んでいるため、生産物など搬出	505 について
		入通路の確保もお願いしたい。	個人の所有する道路や出入り口等の機能
	505		補償については、事業実施段階において詳
事業			細な設計を進める中で地域の方々と個別に
業計			相談等を行ってまいります。
画		バイパス計画で住居前方の東角に隣接す	506~507 について
		るように盛土が予定されていることによ	本事業の実施においては、地権者や関係
		り、屋敷への出入り口、屋敷北及び東側の	者に理解が得られるよう努めていくととも
		雨水を屋敷出入り口部位から水路へ流し処	に、測量、地質調査及び詳細な設計等を行
		理しているがそのスペースが無くなる。ま	う各段階において、地権者や地域の方々に
		た、盛土される部位は現在駐車場として使	意見を伺いながら具体的な説明等を行って
		用(5 台)しており、屋敷の北東側に代替駐	いくこととしています。
	506	車スペースが有るが、その部位への出入り	道路用地の確定にあたっては、詳細設計
		口も無くなる。さらに、屋敷への出入り口	後、用地調査を行い、地権者の方々の確認
		部位には、上水道の配管、家の雨水配管が	の上、決定していくこととします。なお、
		埋まっている。そのため、出入り口部位は	補償内容については、個別に相談等を行っ
		盛土斜面を垂直なコンクリート壁にして現	てまいります。
		状の出入りロスペースを残し、トンネル開	
		口部斜面を含めバイパス境界に排水路を設	
		置してもらいたい。	
		盛土予定地にカーポート×1、物置×2、	
	507	農機具小屋が有るため、移設、又は代替し	
		てもらいたい。	
	l		

表 14.1 (139) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
		収容空き地の有害雑草の放置による鼻炎	508 について
	508	被害などに対して配慮を望む。	道路用地内の除草については、道路の維持管理において適切に管理を行っていく予
			定です。
		- 下諏訪岡谷バイパスとの合流点はスムー	509 について
		ズな合流ができるよう要望する。	本事業、一般国道 20 号下諏訪岡谷バイ
			パス、一般国道 142 号の合流点は、平面交
	509		差点で計画しており、安全かつ円滑な交通
			処理について、警察と協議を行い、決定し
			ていきます。
		春宮では 142 号に接続できるが大回り、	510 について
		秋宮や武井地区から 20 号に下るには、秋	本事業と接続する道路や周辺道路の交通
		宮の境内を切り崩すか境外摂社を壊すか、	形態については、事業実施段階において地
	510	歴史的な景観に影響なく接続道路はできな	域の交通状況や周辺道路の整備状況を見な
		い。諏訪バイパス(案)のトンネルを出て、	がら、関係機関と協議等を行ってまいりま
		諏訪大社下社春宮や秋宮から、大型車で	<i>f</i> 。
		20 号線へ抜けることは絶望的である。 令和 2 年 10 月 17 日、高木公民館にて開	511 について
事		催された説明会において、現状の生活道路	既存の道路の切回しや機能補償等につい
業 計		が撤去され、大幅な迂回を強いられること	ては、事業実施段階において、測量、地質
画		に対する代替案の可否等及びそれに伴う私	調査及び詳細な設計等を行う各段階におい
		有道路の使用価値逓減に対する回答及び対	て、各道路管理者と協議し、地域の方々に
	511	応等がない。	理解が得られるよう、具体的な説明等を行
			ってまいります。
			また、個人の所有する道路や出入り口等
			の機能補償については、事業実施段階にお
			いて詳細な設計を進める中で地域の方々と
			個別に相談等を行っていくこととします。
		子どもたちの自転車通学路となっている	512~518 について
	512	道路の交通安全、渋滞。工事期間中の安全	工事期間については、準備書第 3 章
		確保への疑問がある。	(P.3-20) に示すとおり、概ね 10 年を想
		今でも狭い国道をダンプが何台も行き来	定しています。
		することは、バイパスが完成するまでの市	工事用車両の運行にあたっては、通勤・
		民生活をかなり危険度の高いものにするの	通学の時間帯を避けて通行することや工事 用車両の出入り量を制限する等、地域の
	513	ではないか。	方々の生活環境や観光産業にできる限り影
			響のないよう配慮する計画とし、工事着手
			前に地域の方々へ説明等を行ってまいりま
			す。

表 14.1 (140) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
200.	514	バイパス工事を始めたらどうなるか。毎日毎日、10年間にわたって膨大な数のダンプが走ることになる。ただでさえ歩道が、道幅が、完備されていない道路をひっきりなしに大きな工事車輛が走っていく。 交通安全という点から見てだめである。	
	515	工事をするために大きな車が通ること で、そこを通る近隣の方々、特に子どもた ちに危険を及ぼすのではないか?	
事業計	516	諏訪の国道は酒蔵に歩く観光客や通学に 使う学生さんも多い。歩道が狭く今でも危 険なくらいなので、通らないで欲しい。あ と、どの位の期間工事が行われるのか?も 明確にして欲しい。	
計画	517	工事車両で益々交通の妨げを何年もつく る原因になるのではないか?	
	518	私の自宅は諏訪市上諏訪地区の山の手に あるが、工事期間が 10 年間程度とした場 合、残土の運搬期間がどのくらいかが不明 であるが、かなり長期間にわたって地域生 活の安全がそこなわれるのではと心配であ る。	
	519	第1区(下諏訪町東町中)の東町交差点については、地域住民の理解を得られる内容の工事実施をお願いしたい。特に安全対策についてはお願いしたい。	519 について 工事用車両の運行にあたっては、通勤・ 通学の時間帯を避けて通行することや工事 用車両の出入り量を制限する等、地域の 方々の生活環境や観光産業にできる限り影響のないよう配慮する計画とし、工事着手 前に地域の方々へ説明等を行ってまいりま す。

表 14.1 (141) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 番	
 治体の負担も当然出てくる。未来の住民への負担増に確実になる。また、バイパスができてもそのバイパスから国道につなぐ道路への円滑な通行を確保するための補足的な計画や地域への説明が今までの資料に見つけられなかった事を踏まえ、間接的に発生する工事は地元自治体の負担になるのでは、という懸念がある。 520 第業費については、環境影響評価に環境保全措置の内容、詳細な構造の検果、ならびに安全対策に係る費用等をで算定し、関係機関で明らかにしているとしています。 なお、本事業では、平成25年から28年に行った計画段階評価における(パブリック・インボルブメント)プスにおいて複数の計画案について想定る整備費用を示し、「推奨すべき計画ルート・構造の考え方」を整理してきた。また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国県道及び都市計画道路との交差部にの画しています。事業区分については、関係機関と協行い、決定していきます。 	
の負担増に確実になる。また、バイパスができてもそのバイパスから国道につなぐ道といの円滑な通行を確保するための補足的な計画や地域への説明が今までの資料に見つけられなかった事を踏まえ、間接的に発生する工事は地元自治体の負担になるのでは、という懸念がある。 520 520 「なお、本事業では、平成 25 年から28 年に行った計画段階評価における(パブリック・インボルブメント)プスにおいて複数の計画案について想定る整備費用を示し、「推奨すべき計画ルート・構造の考え方」を整理してきた。また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国県道及び都市計画道路との交差部にの画しています。事業区分については、関係機関と協行い、決定していきます。	
できてもそのバイパスから国道につなぐ道路への円滑な通行を確保するための補足的な計画や地域への説明が今までの資料に見つけられなかった事を踏まえ、間接的に発生する工事は地元自治体の負担になるのでは、という懸念がある。	系る
路への円滑な通行を確保するための補足的な計画や地域への説明が今までの資料に見っけられなかった事を踏まえ、間接的に発生する工事は地元自治体の負担になるのでは、という懸念がある。 520 「28 年に行った計画段階評価におけるのでは、という懸念がある。 「パブリック・インボルブメント)プスにおいて複数の計画案について想定る整備費用を示し、「推奨すべき計画ルート・構造の考え方」を整理してきた。また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国県道及び都市計画道路との交差部にの画しています。 事業区分については、関係機関と協行い、決定していきます。	討結
な計画や地域への説明が今までの資料に見っけられなかった事を踏まえ、間接的に発生する工事は地元自治体の負担になるのでは、という懸念がある。 520 520 520 520 520 520 520 52	含め
つけられなかった事を踏まえ、間接的に発生する工事は地元自治体の負担になるのでは、という懸念がある。 520 520 520 なお、本事業では、平成 25 年から 28 年に行った計画段階評価における (パブリック・インボルブメント) プスにおいて複数の計画案について想定る整備費用を示し、「推奨すべき計画ルート・構造の考え方」を整理してきた。 また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国県道及び都市計画道路との交差部にの画しています。 事業区分については、関係機関と協行い、決定していきます。	くこ
生する工事は地元自治体の負担になるのでは、という懸念がある。 520 28 年に行った計画段階評価における (パブリック・インボルブメント)プスにおいて複数の計画案について想定る整備費用を示し、「推奨すべき計画ルート・構造の考え方」を整理してきた。また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国県道及び都市計画道路との交差部にの画しています。 事業区分については、関係機関と協行い、決定していきます。	
は、という懸念がある。 (パブリック・インボルブメント)プスにおいて複数の計画案について想定る整備費用を示し、「推奨すべき計画ルート・構造の考え方」を整理してきた。 また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国県道及び都市計画道路との交差部にの画しています。 事業区分については、関係機関と協行い、決定していきます。	平成
スにおいて複数の計画案について想定る整備費用を示し、「推奨すべき計画ルート・構造の考え方」を整理してきた。 また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国県道及び都市計画道路との交差部にの画しています。 事業区分については、関係機関と協行い、決定していきます。	
る整備費用を示し、「推奨すべき計画 ルート・構造の考え方」を整理してき た。 また、バイパスへのアクセス道路箇 ついては、円滑な通行が確保できる国 県道及び都市計画道路との交差部にの 画しています。 事業区分については、関係機関と協 行い、決定していきます。	
ルート・構造の考え方」を整理してきた。 また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国 県道及び都市計画道路との交差部にの 画しています。 事業区分については、関係機関と協 行い、決定していきます。	
た。 また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国 県道及び都市計画道路との交差部にの 画しています。 事業区分については、関係機関と協 行い、決定していきます。	
また、バイパスへのアクセス道路箇ついては、円滑な通行が確保できる国 県道及び都市計画道路との交差部にの 画しています。 事業区分については、関係機関と協 行い、決定していきます。	まし
ついては、円滑な通行が確保できる国 県道及び都市計画道路との交差部にの 画しています。 事業区分については、関係機関と協 行い、決定していきます。	···· \
県道及び都市計画道路との交差部にの 画しています。 事業区分については、関係機関と協 行い、決定していきます。	
画しています。 事業区分については、関係機関と協 行い、決定していきます。	
事業区分については、関係機関と協行い、決定していきます。	分計
行い、決定していきます。	** *
	液化
業 こり計画には 1000 1息の 1/2 鼻がががること 1021~021 について	
ま 聞いている。本当にそのような財源がある 本事業の必要性等については、事業	冠 儒
画 521 のか?財源なきままの計画、絵に描いた餅 に係る指針等を踏まえ、継続的に評価	
なのではないか? す。	
B/C が小さい、事業を始めてみなければ	
コストがわからない、将来への負担が大き	
くなりそうな事業は拙速に始めるものでは	
522 ない。ベネフィットもあるのか、わからな	
い。国からのお金でするにしても、みんな	
の税金である。大事に使わなければ、悪い	
公共事業の遺産を残してしまう。	
わたしたちの税金を一部の土木建築会	
523 社、土砂運搬業者、政治家、役人等への利	
益供与のために使わないでいただきたい。	
この計画の企画立案は昭和 47 年と古い	
ため、バイパスが本当に必要かどうかにつ	
524 いて、この先の社会状況などを勘案し再検	
証が必要である。	
様々なファクターを考慮したとき、費用	
525 対効果(総工費 1000 億超とも)も含めてこ	
のバイパス本当に必要か。	

表 14.1 (142) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	地からの息見の概要と郁巾計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
安糸	526	現在は始めに計画されてからすでに 63 年の月日が立っており、63 年前とは人口 も経済も様々なことの状況が変わってきて いる。この計画は考え直すべきである。	
	527	ほんとうに、こんなバイパスが今、必要 なのかよく考えていただきたい。それで も、このバイパスを作るのならどれだけの メリットがあるのかきちんと長野県民に説 明をしてもらいたい。	
事	528		528~530 について 計画路線が通過する明かり部の水路等に ついては、橋梁構造による横断及び桁下空 間の確保、カルバート等の設置、流路の付 け替えにより機能を確保します。具体的な 位置、構造等については、事業実施段階に
業計画	529	在之久保川は大雨や台風などの際、流量が多く又傾斜が急な為県道接続の側溝が溢れる。在之久保川の源流は阿弥陀寺上の谷間であり、途中には住民が居住しているので盛り土をしてその下を河川通過させる場合は流水が詰まり氾濫等が起きないような設計として頂きたい。	おいて、詳細な設計を進める中で、必要に応じて関係自治体と協議を行ってまいります。
	530	設計された迂回道路に添った河川とする 場合は流量も多い時がしばしばなので側溝 幅や深さに配慮いただきたい。	
	531	市道 13106 号には「尾玉町」が諏訪市に 依頼して設置した冬場の凍結防止用の温泉 排水管が埋められている。これらの設備も 設計見直しには不可欠なので必ず配慮いた だきたい。付近のライフラインも同様に配 慮いただきたい。	531 について ご指摘の要望については、関係自治体の 施設管理者に伝えます。 既存の道路に設置されている占有物件に ついては、管理者と協議を行い、適切に計 画していきます。

表 14.1 (143) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	番 号	意見の概要	地からの息見の概要と郁巾計画決定権者の見解 都市計画決定権者の見解
女术	7	「山の神」から温泉寺へのアクセス道路	532~534 について
		だが、とてもアクセス道路には使えない。	本事業とアクセス道路との接続位置等に
		現状を無視した計画で困るのは地元住民で	ついては、道路の利便性、安全性、構造及
	532	ある。観光・産業・災害避難には到底使え	び経済性等を総合的に判断し、計画してい
		ない。住民との話し合いを今後も重ねた上	ます。具体的な構造については、事業実施
		で設計を決定する必要がある。	段階で事業者が関係機関と協議し、決定し
		山の神出口から国道に下りる「立石線」	ていくとともに地域の方々へ説明等を行っ
		は都市計画に掲載されていますが、現状で	てまいります。
	533	は観光道路として使うには不向きである。	
		温泉寺に下りるルートはまだ地元住民への	
		説明も理解も承認も充分でない。	
		立石線は幅 8m の道路として立案されて	
		いる。本当に 8m 道路として実現できるの	
		か?そもそも計画は地元の住民に支持され	
	534	ているのか?この道路について都市計画審	
		議会はどのような情報を与えられ、どのよ	
		うな審議が行われたのかを公表して欲し	
		V).	
		高木地区のアクセス道路には反対であ	535 について
事業		る。旧甲州街道は生活道路であり、現在で	現時点において、高木地区へのアクセス
業計画		も朝夕の通勤車両が周辺住民の安全安心を	道路は計画していません。
Щ	535	骨かしている。これを解消することがバイ	なお、通学等への配慮については、事業
		パス本来の目的だと思う。JR「駅からウォ	実施段階において、詳細な設計を進める中
		ーキング」や個人で街道歩きを楽しむ人も	で、地域の方々や関係機関と協議等を行っ
		多く、小中学生、高校生の通学など安全安 心の確保をお願いしたい。	てまいります。
		バイパスの本来の目的からして、災害時	536 について
		の緊急避難的な要素や地域発展の貢献など	現時点において、高木地区へのアクセス
	536	将来的見地からしても下諏訪町高木地区に	道路は計画していません。ご要望について
	550	アクセス道路が必要と考えている。是非前	は、関係機関に伝えます。
		向きに検討できないか。	13. Company of the same of the
			537 について
		く、そこを迂回するための道路であると考	現在、一般国道 20 号バイパスの代わり
		えられる。従って、諏訪圏内から諏訪圏内	として、茅野市と諏訪湖を結ぶ通勤バイパ
		へ通勤のために諏訪バイパスを利用する人	スとして利用されている上川堤防道路につ
	507	は、少ないと予想する。今回のバイパスに	いては、長野県において、一般国道 20 号
	537	より、上川の通勤バイパスは無くなるとの	バイパスの他、都市計画道路等、幹線道路
		話しも聞くが、これは本当か。上川通勤バ	の整備状況や、地域の交通状況を鑑み、判
		イパスをなくす予定であれば、その他の道	断します。
		路は、通勤時に今以上に渋滞するのではな	
		いか?どのように予測をされているのか。	

表 14.1 (144) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
塚 要 事業計画	番号 538 540	中央自動車道路 岡谷市天竜川を越える付近(釜口水門付近)は高架となっている。約25年前、「高架道路コンクリートの一部が剥離し落下する」事故が発生した。この様なことが本バイパスで起こらぬ様、施工後も確実な検査、メンテナンスをお願いしたい。 事業が動きだすまえに不正と汚職があった。出発地点で汚職があったということは今後も不正と汚職が表に出てくることが予	都市計画決定権者の見解 538 について 施工後も定期的な構造物点検を実施していく等、適切に維持管理します。 539~541 について ご意見いただいた件につきましては、環境影響評価の手続きにおいて、何ら影響を及ぼすものではありませんが、ご意見は真摯に受け止め、住民の皆様に不信や誤解を招くことがないよう丁寧に対応してまいります。
	541	行政は、不正を働いてまで賛成の意見書 を集めてしまった。地域住民をないがしろ にしている。	
	542	諏訪バイパスより先に開通した岡谷バイパスでは、トンネル掘削による事故が多発した。そのような事故が起きた理由、あらかじめ予想ができなかった理由、その時の対応の妥当性について技術委員会で議論してほしい。	542 について 他事業の事例を参考にし、今後の詳細設 計において、トンネル施工方法について検 討していくとともに、必要に応じて専門家 の意見及び指導を得ながら、適切な措置を 講じます。
	543	長野県の「災害からの復旧・復興・県土 強靭化」そして「確かな暮らしが営まれる 信州」を、こころより祈念する。	543 について 本事業は「災害からの復旧・復興・県土 強靭化」が期待され、ひいては「確かな暮 らしが営まれる信州」を実現する事業と認 識しており、早期完成を目指します。

表 14.1 (145) 準備書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境 要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	544	国の全体像としては一極集中から地方分散へ、地域ではリモートワークや地産地消により、人口減少でも、エネルギー効率の良い、ゼロカーボンを達成できる労働形態、労働環境、地域循環型経済を目指すべきだと思うがどのように考えているか。	544 について 地域の活力を維持するとともに、商業等 の生活機能を確保し、安全・快適に暮らせ るようコンパクトシティを推進していくた めにも、諏訪地域の拠点間を連結し、中央 自動車道と交通を連携・分担する諏訪バイ パスについては、都市の骨格を形成する道 路であり、必要な交通ネットワークとして 考えております。
	545	「かつて、岩本市長のおりに国からの補助金を断ったことがあり、それ以来、諏訪へは国の補助金が出にくくなった。」あるいは、「田中県知事のおりに、国から出ていた諏訪湖の浚渫の補助金を断ったため、2度と浚渫の補助金がつかなくなった。」また、「そのような過去があるため、国に行くと、毎回、諏訪の悪しき前例として。」ならいに出されて、補助金をお願いするに際して、大変な苦労をした。」な類いのものでいまた、今回、諏訪バイパスが中止になった場合、国は諏訪への補助金の支出に対して、より一層出し渋ることになるのか?	545~546 について ご意見にあるような事実は確認できませんでした。 国で行う補助金の採択についてはお答えできません。
	546	かつての経緯を理由に、国が補助金のハードルを上げているとすれば、そのこと自体が問題ではないか?それは国の問題として、国に対応を改めるよう要請することが必要ではないか。	